

第2章

現任研修プログラム



◆ 1 「主任相談支援員 スキルアップ研修」の概要 ◆◆◆

2014年11月から2015年3月にかけて、「生活困窮者自立相談支援事業 主任相談支援員スキルアップ研修」を、東京、大阪の2会場で開催した（各会場4日間）。

先に述べたとおり、この研修は、国が開催する「平成26年度自立相談支援事業従事者養成研修（全国社会福祉協議会が事業受託）」の「主任相談支援員養成研修」の修了者（217名）を対象者として設定し、東京、大阪の2会場合わせて、受講者数は82名であった（修了者数は55名）。

研修期間は、各会場ともに約4ヵ月間であり、「事前課題」、「前期研修（2日間）」「中間課題」「後期研修（2日間）」でプログラムが構成されている。以下において、研修プログラムの概要について説明する。

(1) **事前課題** キーワード：評価シート

今回の研修では、「自立相談支援事業 主任相談支援員「評価シート」」（以下、「評価シート」）を事前課題として設定した。この「評価シート」は、主任相談支援員が、業務を具体的にどのように行っているかを5段階で自己評価し、それを、研修のグループメンバーとともに確認していく作業を通じて「気づき」を得て、自らの力量を高めていくことを目的としている。「地域」「組織」「個別」の3つのレベルから、立体的に、実践の振り返りを行い、自らの業務内容の確認・検証を行うための自己評価ツールである。

なお、「評価シート」については、「企画シート」に取り組んだ後の地域レベルの「見直し作業」が、中間課題として設定されており、後期プログラムにおける演習において、セッションを行う設定となっている。「評価シート」については、巻末の参考資料に掲載する。

(2) **前期研修（2日間）** キーワード：評価シート、スーパービジョン、支援調整会議

2014年11月、12月と、東京、大阪の2会場において、「主任相談支援員 スキルアップ研修（前期研修）」を開催した。この前期研修（2日間）は、講義「ソーシャルワークを活かした主任相談支援員の機能」と3つの演習「主任相談支援員「評価シート」を活用した人材育成の手法」「『支援調整会議』の開催にむけて～アセスメントについてのスーパービジョンを中心に～」『支援調整会議』の開催方法」で構成されている。前期プログラムの資料を、本章で掲載する。

冒頭の講義では、国研修を担当した講師から、「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書（2013年1月）」を振り返りながら、生活困窮者自立支援制度の理念を再確認するとともに、主任相談支援員が担うコミュニティソーシャルワーク（個別支援と地域支援を総合的に展開する援助）について、基調となるべき講義が展開された。

これに続く、1日目の演習では、受講者が自ら取り組んだ事前課題（評価シート）に基づき、「個別レベル」「組織レベル」についての対面方式によるセッションが展開された。この演習の柱は、質問する側である「支援者」の「質問力」、すなわち、いかに評価対象者に「気づき」を促せるか、ということにある。こ

の演習を通じて、「評価シート」を活用した支援の具体的展開方法や、ヒヤリング時の留意点を学ぶことを目的としている。

2日目の演習は、「スーパービジョン」と「支援調整会議」が中心テーマとして展開された。午前中の演習では、「高校2年で中退後、無職の時期を経て2つの職につくが現在再び無職」となってしまった架空事例中のAさんについて、「自分ができることは、できるだけしてあげたい!」と「熱い思い」で一生懸命取り組む相談支援員へのスーパービジョンをどのような視点で行うかが主題であった。経験が不足している相談支援員の例を元に、どのようなスーパービジョンができるか、ということについて、実際にロールプレイを行いながら、主任相談支援員の身につけておくべき、スーパービジョンの機能（管理的機能、教育的機能、指示的機能）の再確認を行った。

2日目午後の演習では、「支援調整会議の開催方法」について、グループワークが行われた。支援調整会議については、「主任相談支援員養成研修」の現行カリキュラムに含まれていない現状があるため、「生活困窮者自立支援制度全国担当者会議（平成26年9月26日）」で提示された「自立相談支援事業の手引き（案）」をもとに、「ミニ講義」を行った。この講義を元に、「本人主体のために必要な視点」、「会議の活性化や地域との関係者との支援ネットワークづくりを通じた本人主体での支援体制の構築」について、演習が展開された。

特に、大阪会場では、受講者から「本人同席に向けた支援調整に取り組んだことで、本人や周りが少しずつ変化していった事例」についての実践報告もあり、本人主体の意思決定支援の過程として、支援者側からの働きかけ次第では、会議への本人同席が可能となることが、改めて認識される貴重な機会となった。

(3) **中間課題** キーワード：企画シート、評価シートの見直し（地域レベル）

今回の研修プログラムで、最も特徴的なのは、中間課題の設定内容である。「地域ネットワークづくりの「企画シート」（以下、企画シート）」を活用して、研修受講者が、実際に自らの担当地域で地域アセスメントを行い、自らの地域の特徴に合わせたネットワーク構築を実施することが課題として設定されている。

2015年4月の法施行を目前にして、自立支援機関の周知が十分とはいえない自治体もある現状をふまえ、今回の中間課題は、「自立支援相談機関の周知」がテーマとして設定された。また、「地域への働きかけ」を通じて、「評価シート」（地域レベル）の自己評価が変化していくことが想定されるため、「評価シート（地域レベル）の見直し」が、合わせて中間課題として設定された。

(4) **後期研修（2日間）** キーワード：自立相談支援機関の周知、ストレングス

約4ヵ月間の中間課題の取り組み期間を経て、後期研修（2日間）が開催された。後期プログラムの資料を、本章で掲載する。

後期1日目の「中間課題の報告会」では、受講者から提出された「企画シート」をもとに、自らが所属する「自立相談支援機関の周知」についてのプレゼンテーションと意見交換が行われた。報告会を通じて、参加者それぞれの課題を共有し、課題解決に向けた方法をチームの力で見出していくことを目的としている。グループでの議論では、「現状分析」「個別課題」を振り返り、「さらに必要な情報の種類はどのようなものか」「現状の認識、課題は、関係機関と共有できていたか」等が討議ポイントとして設定された。これらの

グループ発表の後、特徴的と思われる取り組みについて、各会場とも3事例ずつ報告がなされている。(本章では、紙幅の都合上、報告された内容のうち、3事例を掲載する。)

その後、「評価シート(地域レベル)」の見直し作業を元に、「評価シート」を活用したセッションが展開された。なお、「評価シート」における受講者の自己評価の点数変化について確認したところ、モデル事業が実際にスタートしたことを通じ、「複数の項目で改善している傾向がある受講者」「評価点数は同じであるが、根拠欄へ実践の裏付けとなる丁寧な記載が増えた受講者」がいる一方で、「評価点は上がったが根拠欄には変化がない」「実はできていなかったと気づき、自己評価を低く修正する受講者」等、様々なパターンがみられた。数的な限界もあるため、今回の研修受講者の結果のみをもって一定の傾向を導き出すことは難しいため、「自己評価」の点数変化の分析については、今後の検討課題としたい。

後期2日目は、「近所の人に怖がられている」「でも、生活に困窮している」という架空事例を通じて、フォーマル・インフォーマルな視点での「ネットワークづくり」と「社会資源開発」についての事例演習を行った。

本人が潜在的に持つ「ストレングス」(強み)を支援者がどれだけ引き出すかをキーワードに、「本人に合いそうな就労の方法」「地域とのつながりをつくりだしながらの資源開発」について検討し、参加者同士、それぞれの経験や持っている情報を共有することで、これからの実践に役立つ知識を深め、支援の力になる視点や技術を、学びあっていくことを目的とした。午後の演習では、この事例を「(職場)体験制度」につなぐために、商工会議所(事務局長)へのプレゼンテーション(ロールプレイ)を実施した。

最後のコマでは、厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室の協力を得て、「生活困窮者自立支援制度の円滑な施行にむけて」をテーマとする行政説明が行われた。最新動向の情報提供などが盛り込まれ、4月からの制度の本格実施にむけたキックオフにあたり、貴重な最終確認の機会となった。

主任相談支援員 スキルアップ研修 開催要項

厚生労働省 平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業）

1. 研修のねらい

平成27年4月から、いよいよ生活困窮者自立支援制度がスタートします。このたび、日本社会福祉士会では、国が開催する「平成26年度自立相談支援事業従事者養成研修（全国社会福祉協議会が事業受託）」の「主任相談支援員養成研修」の修了者の皆様を対象に、「生活困窮者自立相談支援事業 主任相談支援員スキルアップ研修」を、東京、大阪の2会場で開催します。

この研修は、主任相談支援員に求められる「社会資源開発と地域づくりを行う能力」「相談業務マネジメント能力」「高度な相談支援能力」を高めることを目的に、「地域」「組織」「個別」の3つのレベルから、立体的に自らの実践の振り返りを行うための「評価シート」や、地域ネットワークづくりの「企画シート」を活用しながら、演習を中心としたプログラムを展開する予定です。

なお、本研修は、厚生労働省「平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業）」により開催します。

2. 日程・開催会場（4日間、各会場は同一プログラムです。申込受付の会場は、地域により異なります。）

東京会場	前期（2日間）	2014年11月19日（水）～20日（木）		
	後期（2日間）	2015年 2月11日（水・祝）～12日（木）		
	会場	KFCホール（東京都墨田区横網一丁目6番1号 03-5610-5801）		
	申込対象の地域 （都道府県）	北海道	北海道	
		東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東・甲信越		茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野		
東海		岐阜、静岡、愛知、三重		

大阪会場	前期（2日間）	2014年12月10日（水）～11日（木）		
	後期（2日間）	2015年 3月 4日（水）～ 5日（木）		
	会場	天満研修センター（大阪市北区錦町2-2-1 06-6354-1927）		
	申込対象の地域 （都道府県）	北陸	富山、石川、福井	
		関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
		中国	徳島、香川、愛媛、高知	
四国		鳥取、島根、岡山、広島、山口		
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄			

※ 後期日程の開催会場は、変更となる可能性があります。

3. 主催 : 公益社団法人 日本社会福祉士会

4. 受講対象者 : 「主任相談支援員養成研修」修了者（平成26年度自立相談支援事業従事者養成研修）

5. 受講条件 : 以下のすべてを満たすことができる方

- 1) カリキュラムの全課程に出席できる方
- 2) 指定された事前課題、中間課題を提出できる方

6. **定員** : 各会場120名(先着順。各会場の定員となり次第、締め切ります。)
7. **受講費** : **無料**(交通費、食事、宿泊、懇親会費等は自己負担となります。)
8. **懇親会** : 各会場の前期研修の初日に懇親会を開催します(東京会場:11/19、大阪会場 12/10)
参加費は、5千円を予定しています。(希望者のみ)
9. **申込方法** : 必要事項をご記入の上、以下の申込先まで、**FAXまたは郵便にて**お申し込みください
(電話では申込できません)。申込書の控えは、必ずお手元にお持ちください。
10. **申込締切** : **2014年9月26日(金) 必着**(先着順)
(※申込締切日前でも定員になり次第締め切ります。)
11. **申込先** : 公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局 (担当:〇〇 〇〇@jacsw.or.jp)
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-1-3 カタオカビル2階(月~金 9:30~17:30)
TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543
12. **受講可否の連絡** : 「受講の可否」及び「事前課題」は、10月20日(月)頃に文書にてご連絡します。
13. **備考** : 自然災害等発生によりやむを得ず研修会を中止する場合がございます。判断基準等は、
本会ホームページを参照ください。

日本社会福祉士会 HP :

<http://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/kensyu/honkai/senmon/index.html>

研修プログラム (最終版)

●事前課題

自立相談支援事業 主任相談支援員「評価シート」の事前記入(前期1日目に提出)

●前期日程(2日間): **東京** 2014年11月19日(水)～20日(木)

大阪 2014年12月10日(水)～11日(木)

日程	時間(分)	形式	プログラム名	講師予定(敬称略)	
1 日目	10:30～10:45	15	オリエンテーション		
	10:45～11:00	15	趣旨説明	高橋修一(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長)	
	11:00～12:00	60	講義	ソーシャルワークを活かした主任相談支援員の機能	原田正樹(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
	12:00～13:00	60	講義	演習オリエンテーション(ロールプレイ)	高橋修一(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長)
	13:00～14:00	60		昼食・休憩	
	14:00～18:00	240	講義 演習	主任相談支援員「評価シート」を活用した人材育成の手法	高橋修一(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長)
2 日目	9:00～12:00	180	演習	「支援調整会議」の開催にむけて	大川絹代(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
	12:00～13:00	60		昼食・休憩	
	13:00～16:00	180	演習	「支援調整会議」の開催方法	高橋修一(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長)
	16:00～16:10	10		休憩	
	16:10～17:00	50	説明	中間課題の説明	田村満子(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)

●中間課題 (前期終了後)

自立相談支援機関の周知をテーマとした「企画シート」の作成(所定の様式あり。事前提出)

●後期日程(2日間): **東京** 2015年2月11日(水・祝)～12日(木)

大阪 2015年3月4日(水)～5日(木)

日程	時間(分)	形式	プログラム名	講師予定(敬称略)	
1 日目	10:30～10:45	15	オリエンテーション		
	10:45～18:00 (昼食休憩60分)	375	演習	中間課題の報告会	田村満子(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
2 日目	9:00～12:00	180	演習	事例演習①	早川奈緒美(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
	12:00～13:00	60		昼食・休憩	
	13:00～15:45	165	演習	事例演習②	早川奈緒美(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
	15:55～16:55	60	行政 説明	生活困窮者自立支援制度の円滑な施行にむけて	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室
	16:55～17:00	5		閉会	

生活困窮者自立相談支援事業「主任相談支援員 スキルアップ研修」 受講申込書

記入日 2014年 月 日

該当1つに○	地域	都道府県	参加会場	日程
	北海道	北海道	東京	前期 2014/11/19(水)～20(木) 後期 2015/2/11(水・祝)～12(木)
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島		
	関東・甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野		
	東海	岐阜、静岡、愛知、三重		
	北陸	富山、石川県、福井	大阪	前期 2014/12/10(水)～11(木) 後期 2015/3/4(水)～5(木)
	関西地区	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山		
	中国	徳島、香川、愛媛、高知		
	四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口		
	九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄		

以下の項目の全てについて、必要事項の記入と、該当欄のチェックをお願いします。

フリガナ氏名	()	性別	男・女	勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
年齢	<input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代以上	相談援助の経験年数	年 月		
勤務先 (資料送付先)	名称			運営形態 (いずれか1つ)	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 受託機関 <input type="checkbox"/> その他
	部署				
	住所	(〒)	都・道・府・県		
	電話		FAX		
E-mail	@				
自宅	住所	(〒)	都・道・府・県		
	電話		FAX		
	E-mail	@			
国研修の修了確認	<input type="checkbox"/> 平成26年度自立相談支援事業従事者養成研修「主任相談支援員養成研修」を修了しました。		修了番号	(※1401から始まる7桁の番号)	
所有資格等 (該当するものに○)	① 社会福祉士 →都道府県社会福祉士会への入会状況 (<input type="checkbox"/> 会員である <input type="checkbox"/> 会員ではない)		④ 保健師・看護師		⑨ キャリアカウンセラー
	② 精神保健福祉士		⑤ 臨床心理士		
※ 複数回答	③ 社会福祉主事		⑥ 介護支援専門員		⑩ その他(具体的に)
			⑦ 介護福祉士		
			⑧ ファイナンシャルプランナー		⑪ 資格無し
懇親会	<input type="checkbox"/> 懇親会に参加します。(参加費5千円)				
備考	※ 受講にあたって、特に配慮が必要な事がありましたら、ご記入ください。				

※ 本書を郵送する場合は、必ず控えをお持ちください。受講者の「氏名」「都道府県」「自治体名」「勤務先名」を記載した受講者名簿を作成し、研修受講者へ配布します。お預かりした個人情報、本研修の運営以外には使用しません。

前期プログラム

[東京会場]

- 開催日：2014年11月19日（水）～20日（木）
- 会場：KFCホール（3階）アネックス

[大阪会場]

- 開催日：2014年12月10日（水）～11日（木）
- 会場：天満研修センター 205教室

前期プログラム

1日目

時間(分)		形式	プログラム・講師(敬称略)
10:30～10:45	15		オリエンテーション
10:45～11:00	15	趣旨 説明	「主任相談支援員に求められる専門性と現任研修の意義」 講師:高橋修一(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長)
11:00～12:00	60	講義	「ソーシャルワークを活かした主任相談支援員の機能」 講師:原田正樹(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
12:00～13:00	60	講義	「演習オリエンテーション(ロールプレイ)」 講師:高橋修一(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長)
13:00～14:00	60		昼食・休憩
14:00～18:00	240	講義 演習	「主任相談支援員「評価シート」を活用した人材育成の手法」 講師:高橋修一(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長)

2日目

時間(分)		形式	プログラム・講師(敬称略)
9:00～12:00	180	演習	「『支援調整会議』の開催にむけて ～アセスメントについてのスーパービジョンを中心に～」 講師:大川絹代(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
12:00～13:00	60		昼食・休憩
13:00～16:00	180	演習	「『支援調整会議』の開催方法」 講師:高橋修一(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長)
16:00～16:10	10		休憩
16:10～17:00	50	説明	「中間課題の説明」 講師:田村満子(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
17:00			閉会

主任相談支援員に求められる専門性と 現任研修の意義

高 橋 修 一

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長

主任相談支援員に 求められる専門性と 現任研修の意義

2014年12月
(公社) 日本社会福祉士会

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会
委員長 高橋 修一

1

○ お伝えしたいこと

- 現場で求められている専門性
- 本研修の特徴

2

1 本会が本研修を実施する経過、背景、目的

平成27年4月 生活困窮者自立支援法施行

- 国における3職種（主任、相談支援、就労支援）向け養成研修がスタート。特に主任相談支援員に求められる高度なソーシャルワーク実践力と相談業務のマネジメント能力アップに向けた主任相談支援員向けの研修機会提供の必要性を認識。
- 国の養成研修終了者のうち、特にソーシャルワークの視点が求められる主任相談支援員の力量向上のために研修プログラムの開発と研修実施に至った。

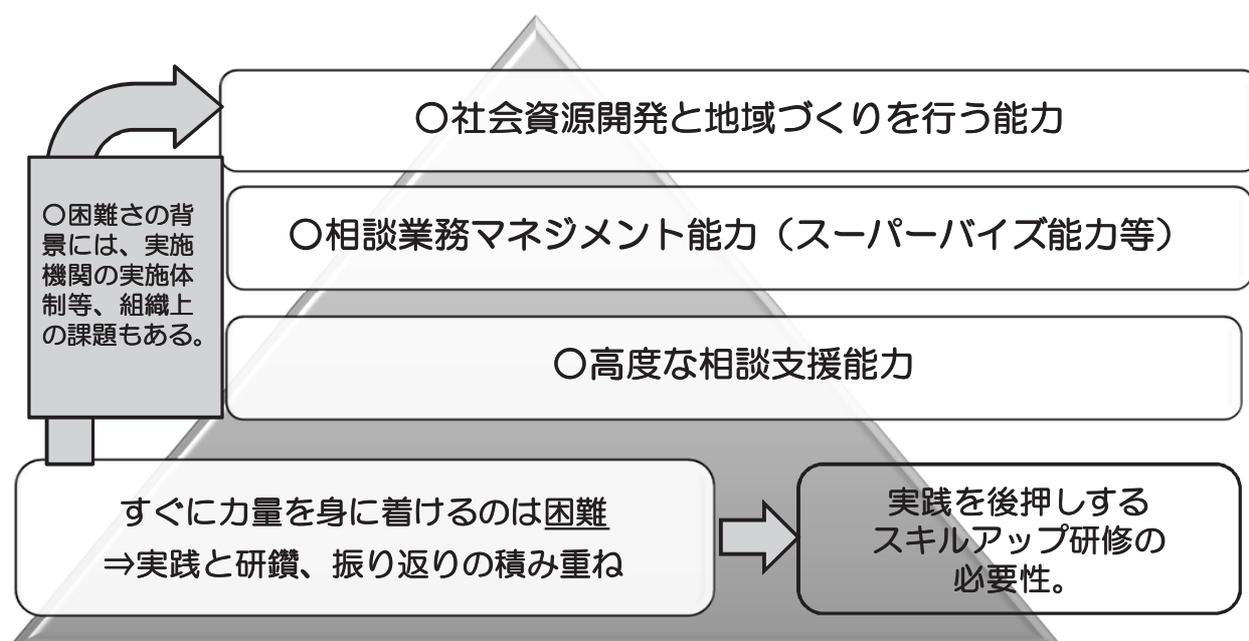
本会が有する各種研修ツール類の活用

- 本研修目的を達成する手段として、本会が主に地域包括支援センター職員の資質向上を目的に開発したツールを、モデル事業実施中の現場の主任相談支援員からフィードバックしてもらいながら実践的なプログラム開発をした。（後述）

<ポイント> 生活困窮者自立支援法案
衆議院厚生労働委員会付帯決議（平成25年12月）
「社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること」と専門性のある人材が求められている。 3

2 現場で求められている専門性 ①

現場で求められている専門性～主任相談支援員



4

2 現場で求められている専門性 ②

- 身に着けたい「専門性」の具体的内容とは？
- 相談支援員等へのスーパーバイザー的役割を担う力
 - 真のニーズを見極め、内部部署、行政、専門機関、インフォーマルな社会資源等の調整を前提としたチームによる問題解決力
⇒ チーム編成力
 - 不足する社会資源を発見／創造／開発する
提案力

5

2 現場で求められている専門性 ③

- 一方、
- 生活困窮者支援の究極的な目標である「生活困窮者支援を通じた地域づくり」につながる地域を基盤としたソーシャルワークを展開するために、主任相談支援員は常に力量向上が求められる。
 - また、広域に事業所が設置される等、組織的な点で、地域に働きかけるソーシャルワーク展開が難しい場合もある。

6

3 本研修の特徴

国が実施する養成研修の内容を踏まえていること

- 国における3職種（主任、相談支援、就労支援）向け養成研修がスタート。支援上求められている理念を踏まえて研修プログラムを組み立てている。

研修ツール類を現場で検証し活用している

- 評価シート（自らの業務を確認・検証するプロセスを通して「気づき」を促し、現場の実践力向上に役立てるためのツール）
- 企画シート（ソーシャルワーカーが自らの担当地域で地域診断を行い、その地域の特徴に合わせたネットワーク構築・活用を行うためのツール）



これらを、実際にモデル事業を実施している自立相談支援機関（5カ所）の主任相談支援員を対象としたプレテストを行い、本研修（主に演習）内容に反映している。 ⇒ 現場の実態をふまえる。 7

4 プログラムを見ながら

ソーシャルワークを活かした 主任相談支援員の機能

原 田 正 樹

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員

ソーシャルワークを活かした 主任相談支援員の機能

日本福祉大学
原田正樹

生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書概要

I 総論

- 稼働年齢世代を含めた生活保護受給者が増大する中で、新たな生活困窮者支援制度の創設と生活保護制度の見直しを一体的に行うことにより、「新しい生活支援体系」の構築が必要。
- 4つの基本的視点:「自立と尊厳」、「つながりの再構築」、「子ども、若者の未来」、「信頼による支え合い」
- 3つの支援のかたち:「包括的・個別的な支援」、「早期的・継続的な支援」、「分権的・創造的な支援」

II 新たな生活困窮者支援制度の構築について

【基本的な考え方】

- 生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの脱却を図る。
- 地方自治体が実施主体となり、民間団体と協働して取り組む。

【具体的な仕組み】

- (1) 生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える新たな相談支援体制の構築
- (2) 就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業（「就労準備支援事業」）の実施
- (3) 一般就労が直ちに難しい者に支援付きで軽易な作業等の機会を提供する「中間的就労の場」の育成支援
- (4) ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制の全国的な整備
- (5) 家計収支等に関するきめ細かな相談支援の強化
- (6) 離職により住居を喪失した生活困窮者に対する家賃補助のための給付金（有期）の制度化
- (7) 子ども・若者の貧困の防止
 - ① 地域若者サポートステーションの充実強化
 - ② 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の実施

資料作成:厚労省

「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」について

【設置】

2012年4月26日、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて一体的に検討するため、社会保障審議会に、専門の部会として、「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置。

【これまでの議論の経過】

○ 2012年4月26日第1回を開催し、12回にわたり審議を実施。1月25日に報告書が取りまとめられた。

日時	回数	議事内容等
平成24年4月26日	第1回	○ 生活困窮者や孤立者の現状と改革の方向性について ○ 今後の進め方について
平成24年5月7日	第2回	○ 委員からのヒアリング①
平成24年5月30日	第3回	○ 委員からのヒアリング②
平成24年6月6日	第4回	○ 「生活支援戦略」(骨格)について ○ 委員からのヒアリング③
平成24年6月15日	第5回	○ 委員からのヒアリング④
平成24年7月17日	第6回	○ 委員からのヒアリング⑤ ○ 「生活支援戦略」中間まとめについて
平成24年7月26日	第7回	○ 委員からのヒアリング⑥
平成24年8月21日	-	○ 現地視察①(横浜市)
平成24年8月22日	-	○ 現地視察②(新宿区)
平成24年8月30日	-	○ 現地視察③(千葉県)
平成24年9月28日	第8回	○ 「生活支援戦略」に関する主な論点(案)について ○ 特別部会委員による現地視察について
平成24年10月17日	第9回	○ 「生活支援戦略」に関する主な論点(案)について
平成24年11月14日	第10回	○ これまでの議論の整理(案)について
平成25年1月16日	第11回	○ 報告書(案)について
平成25年1月23日	第12回	○ 報告書(案)について

【委員一覧】

- ・石 操 全国町村会副会長(鳥取県日吉津村長)
 - ・岩田 正美 日本女子大学人間社会学部教授
 - 岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授(部会長代理)
 - ・上田 文雄 指定都市市長会副会長(札幌市長)
 - ・岡崎 誠也 全国市長会相談役(高知市長)
 - ・奥田 知志 NPO法人北九州ホームレス支援機構理事長
 - ・柏木 克之 社会福祉法人一麦会執行理事
 - ・勝部 麗子 豊中市社会福祉協議会地域福祉課長
 - ・榎部 武俊 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会事務局担当
 - ・小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
 - ・駒村 康平 慶応義塾大学経済学部教授
 - ・高杉 敬久 日本医師会常任理事
 - ・武居 敏 全国社会福祉施設経営者協議会副会長
 - ・谷口 仁史 NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事
 - ・野老 真理子 大里綜合管理株式会社代表取締役社長
 - ・長谷川 正義 全国民生委員児童委員連合会理事
 - ・花井 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長
 - ・広田 和子 精神医療サバイバー
 - ・藤田 孝典 NPO法人ほっとプラス代表理事
 - ・藤巻 隆 渡辺パイプ株式会社執行役員人事ユニットリーダー
 - ・堀田 力 公益財団法人さわやか福祉財団理事長・弁護士
 - ・松井 一郎 全国知事会(大阪府知事)
 - 宮本 太郎 北海道大学大学院法学研究科教授(部会長)
 - ・宮本 みち子 放送大学教養学部教授
 - ・山村 睦 日本社会福祉士会会長
- 資料作成:厚労省

生活困窮者自立支援

「生活困窮」のとらえ直し

これまで

貧困問題 経済的困窮→就労支援→自立

これから

生活困窮 (経済的困窮)+(社会的孤立)

従来の制度の「狭間」

第二のセーフティネットの必要性

地域福祉の構築

新しい援助のあり方

コミュニティソーシャルワークの構築

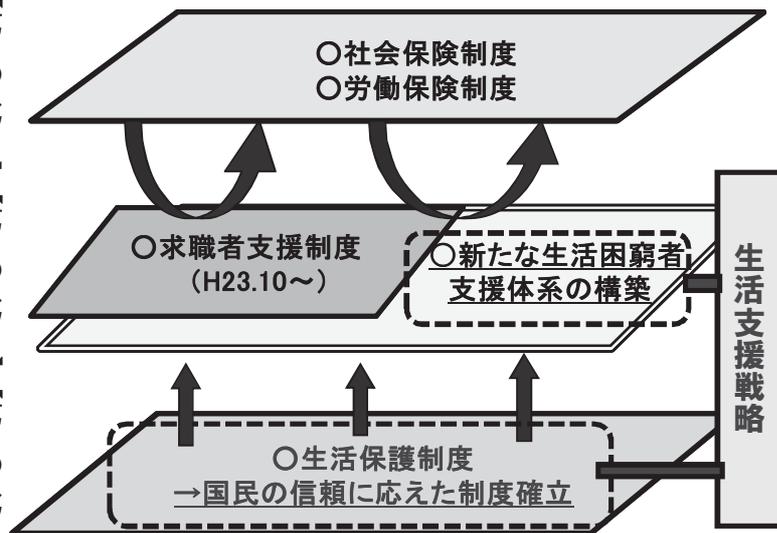
「生活支援戦略」の基本的な方針

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○基本目標

- 生活支援戦略では、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止することを促進する。
- 国民一人ひとりが「参加と自立」を基本としつつ、社会的に包摂される社会の実現を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、活力ある社会経済を構築する。
- 生活保護制度については、必要な人には支援するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、国民の信頼に応えた制度の確立を目指す。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【期待される効果】

①社会参加と自立の促進

- 生活困窮状態から脱却し、社会に参加し自立する人の増加

②「貧困の連鎖」の防止

- 子どもの貧困の防止、若者の就労・自立の促進

③生活保護給付の適正化

- ①・②や、指導等の強化による生活保護給付の適正化の促進

④自治体業務の軽減

- 「官民協働」による生活保護ケースワーカー業務の軽減と自立支援強化

資料作成:厚労省

「生活困窮」問題の限定化

生活困窮をめぐる現状 生活困窮:経済的困窮+社会的孤立

「生活困窮が広がるなかで、家族などのつながりをなくして孤立化する人々が少なくない。低所得で家族をつくることができず、また年金など老後の備えをする余力のないまま単身で老齢期を迎えていく人々も増えている。社会的孤立の拡大は、自立への意欲を損ない、支援を難しく、地域社会の基盤を脆弱にする。」

新たな相談支援事業の対象者について

「生活困窮者のための相談を全て受け付けるとなると、入口が相当広く、その全てを地方自治体で担当するという事は、相当の財源や人員が必要であり現実的ではない。このため、新たな相談支援事業の対象者等については、主たる実施主体となる地方自治体の意見もよく踏まえ、検討することが必要である。」

法案第2条

この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

生活困窮者自立支援制度の課題

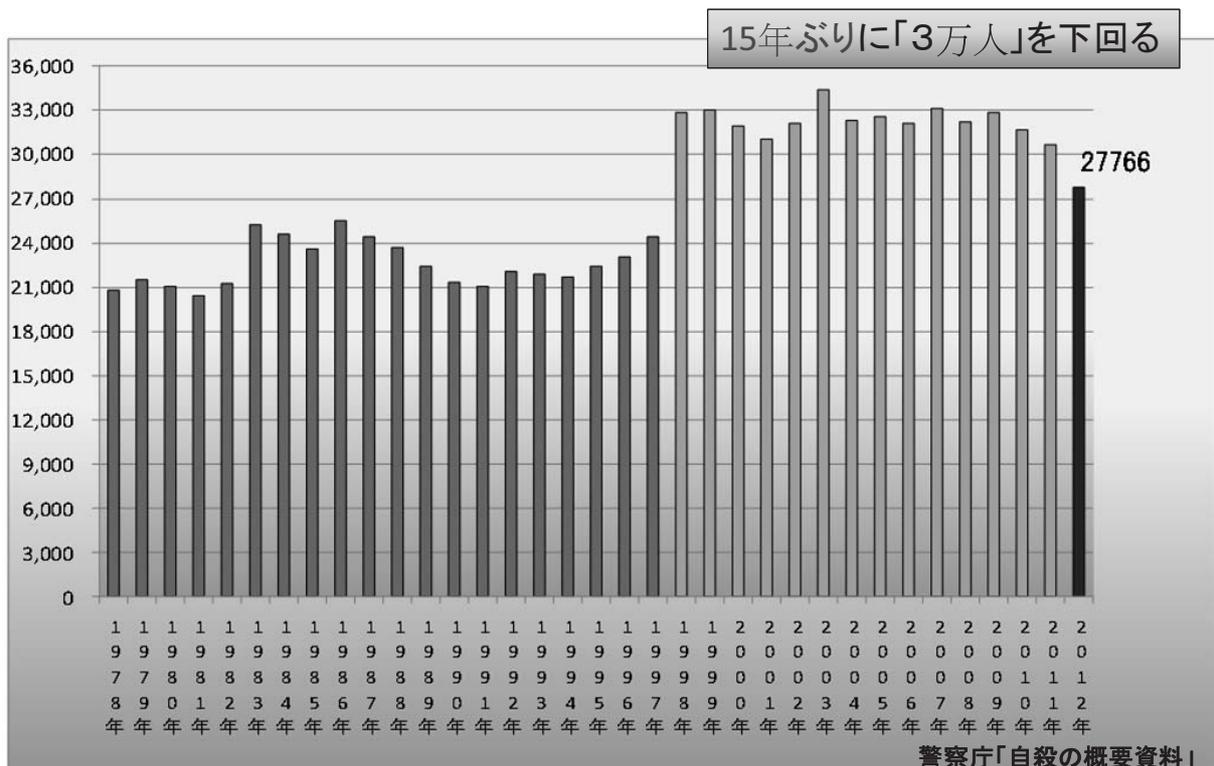
法定事業を地域でどのように展開するか
 → 地域間格差 自治体による温度差
 町村行政の対応 / 県行政の対応

「生活を維持することができなくなるおそれ」(第2条)
 をどう解釈するか 対象者の限定化

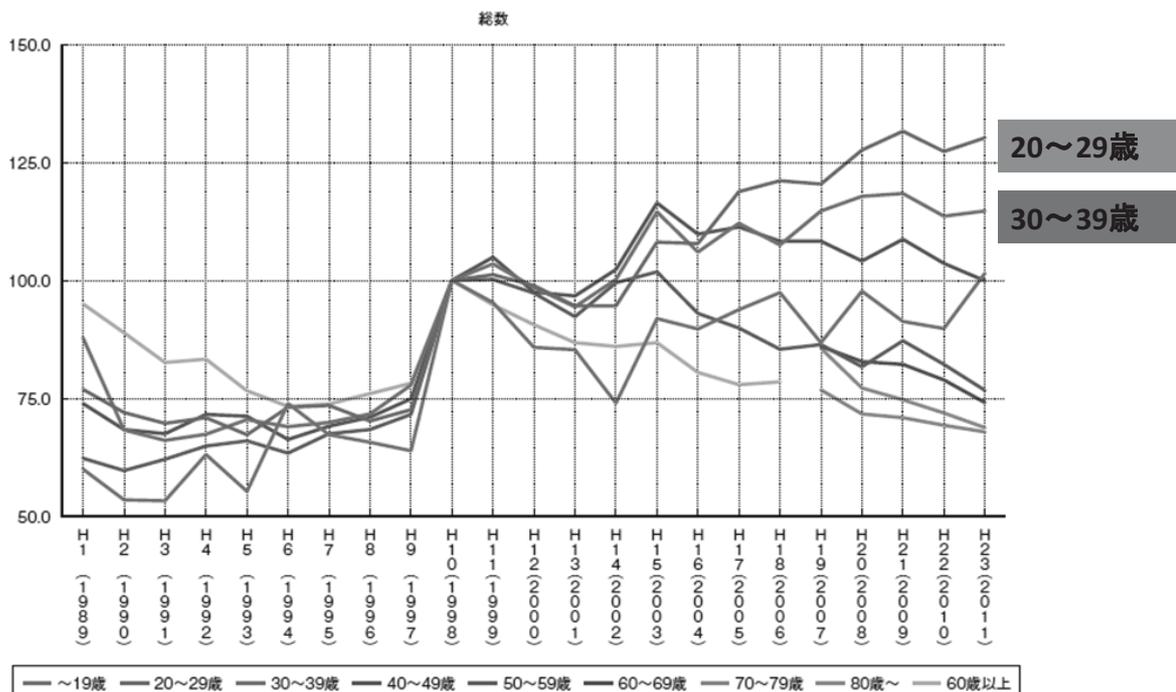
「制度で対応できないニーズに対応していくという事業」
 → 第2のセーフティネットの「厚み」をどうつくるか

「社会的孤立／社会的排除の克服にむけた対社会に
 対するアプローチ」

日本の自殺者数



1998年（平成10年）の値を100とした年齢階級別の自殺死亡率の推移



注) 平成18年までは「60歳以上」だが、19年の自殺統計原票改正以降は「60~69歳」「70~79歳」「80歳以上」に細分化された。

資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

出典：平成24年版自殺対策白書

「自殺」の実態を知る

○自殺はその多くが追い込まれた末の死である

「自殺の危機経路」事例

(「→」=連鎖、「+」=併発)

【無職者(就業経験あり)】

- ① 失業→生活苦→多重債務→うつ病→自殺
- ② 連帯保証債務→倒産→離婚の悩み+将来生活への不安→自殺
- ③ 犯罪被害(性的暴行など)→精神疾患→失業+失恋→自殺

【被雇用者】① 配置転換→過労+職場の人間関係→うつ病→自殺

- ② 昇進→過労→仕事の失敗→職場の人間関係→自殺
- ③ 職場のいじめ→うつ病→自殺

【自営者】① 事業不振→生活苦→多重債務→うつ病→自殺

- ② 介護疲れ→事業不振→過労→身体疾患+うつ病→自殺
- ③ 解雇→再就職失敗→やむを得ず起業→事業不振→多重債務→生活苦→自殺

【無職者(就業経験なし)】

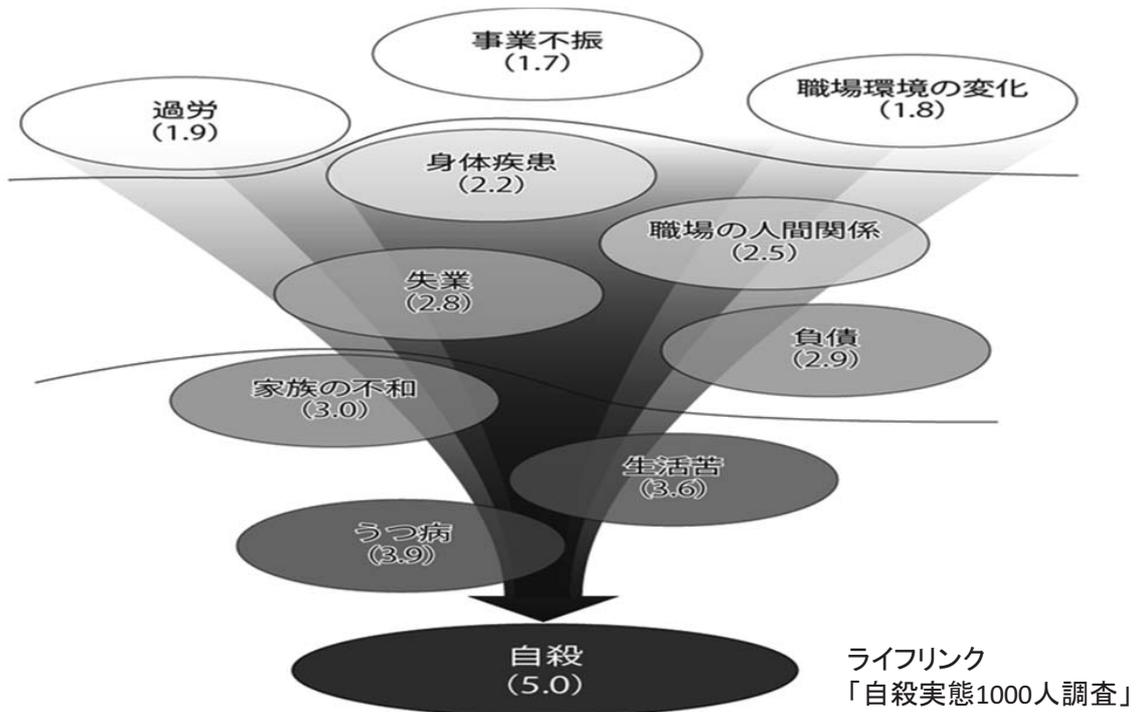
- ① 子育ての悩み→夫婦間の不和→うつ病→自殺
- ② DV→うつ病+離婚の悩み→生活苦→多重債務→自殺
- ③ 身体疾患+家族の死→将来生活への不安→自殺

【学生】① いじめ→学業不振+学内の人間関係(教師と)→進路の悩み→自殺

- ② 親子間の不和→ひきこもり→うつ病→将来生活への不安→自殺

NPO法人ライフリンク「自殺実態1000人調査」

自殺要因の連鎖図



生活支援体系の基本的視点

「自立と尊厳」

すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。人々の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いは、生活支援が依拠すべき最大のよりどころであり、こうした意欲や想いに寄り添ってこそ効果的な支援がすすめられる。

【社会保障審議会・特別部会報告】

生活支援体系の基本的視点

「つながりの再構築」

生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができることは、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。

【社会保障審議会・特別部会報告】

生活困窮に関する「対社会」

- 生活困窮という課題には、福祉分野のみならず、保健、雇用、文教、金融、住宅、産業、農林漁業など様々な分野が関係するものであり、国においては関係省庁が十分に連携し、自治体においても地域づくり、まちづくりの視点から、関係部局が連携して総合的に取り組むことが期待される。
- 対社会への創造型支援を行っていくための早期発見や見守りなどを可能とする地域社会づくりや社会資源の開発を行うことが必要である。

【社会保障審議会・特別部会報告】

総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握

経済的困窮者・社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、縦割りでない包括的な総合相談体制の強化等を図る。

○初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築

初期段階から、「谷間」のない総合相談や「待ちの姿勢」でない訪問型支援(アウトリーチ)、チームアプローチによる支援を展開し、「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢を築く。

○民間との協働による就労・生活支援の展開

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。



生活困窮者自立支援法案の概要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法案の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業の実施(任意事業)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供を行う「一時生活支援事業」
 - ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金:国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業:国庫負担2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他の生活困窮者の自立の促進に必要な事業:国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

資料作成: 厚労省

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

資料作成：厚労省

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

相互依存的自立

依存	dependent
自立	independent
相互依存的自立	interdependent
共依存	codependent

ケアリングコミュニティ

相互援助型、互酬的コミュニティ

生活困窮者支援とソーシャルワーク

支援目標の設定 「自立」のとらえ方

就労と居住(制度非利用状態)を目的としたゴール設定ではなく、地域のなかで居場所、社会関係をつくることも目標に加える。
いろいろな人たちの力を借りながら、支えあって生きていくという自立。

「総合相談」のとらえ方

ワンストップサービスとは、相談窓口をワンフロアーにすることではない。
アセスメントの重要性、ジェネラリックな視点とアプローチ

「アウトリーチ ニーズキャッチ」

申請主義からの脱却の合意形成・公平性の原則？
ニーズの「見て見ぬふり」、「掘り起こし・埋め戻し」から、「出口づくり」へ

「寄り添う支援」

初期の重点的支援、本人主体の支援、サービス非利用後の見守り

ソーシャルワークとは

「人間と社会環境との間を個別に、意識的に調整することを通して人格を発達させる諸過程から成り立っている」 Mary Richmond 1913

「「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束(social cohesion)、および人々のエンパワメントと解放を促進する」

国際ソーシャルワーカー連盟新定義 2014

社会福祉士

- **第二条** この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する ①相談に応じ、②助言、③指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。)との④連絡及び⑤調整、⑥その他の援助を行うこと(第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

精神保健福祉士

- **第二条** この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十六項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。)の利用に関する相談その他の社会復帰に関する ①相談に応じ、②助言、③指導、日常生活への適応のために必要な ④訓練 ⑤その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。

コミュニティソーシャルワーク

- コミュニティソーシャルワーク

「個別支援と地域支援を

総合的に展開する援助」

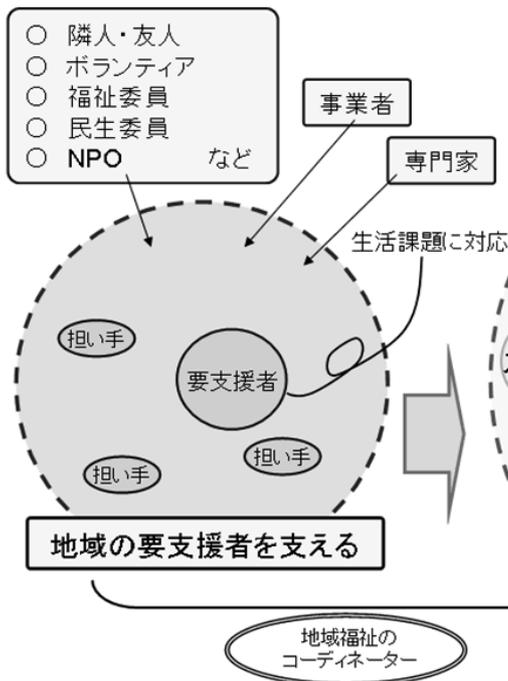
個別：地域生活を内包する個人（生活の全体性）
 地域社会を構成する一員（社会的包摂）

地域：生活基盤としての地域

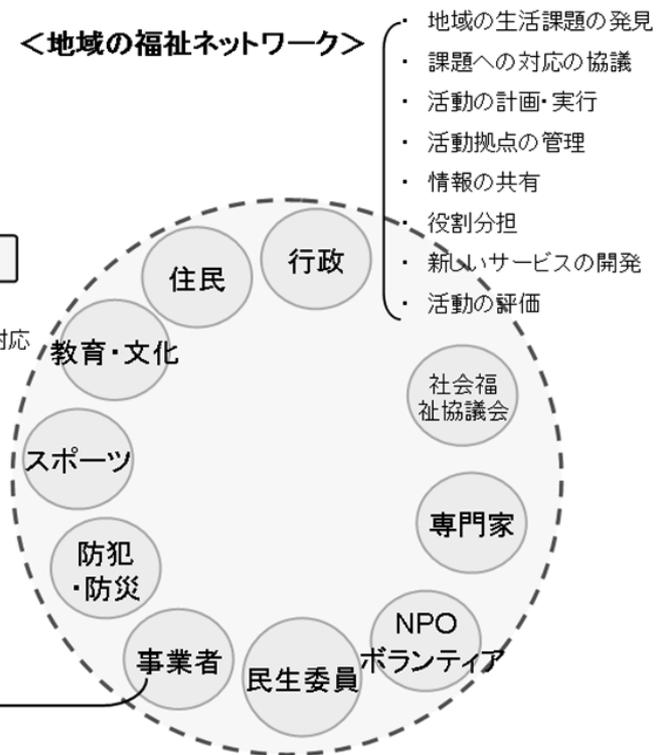
権限と財源と人財を有する自治体機能
 実際には日常生活圏域・福社区の範囲

地域における個別の支援と地域の福祉活動の運営のためのネットワーク

<要支援者ごとの支援会議>



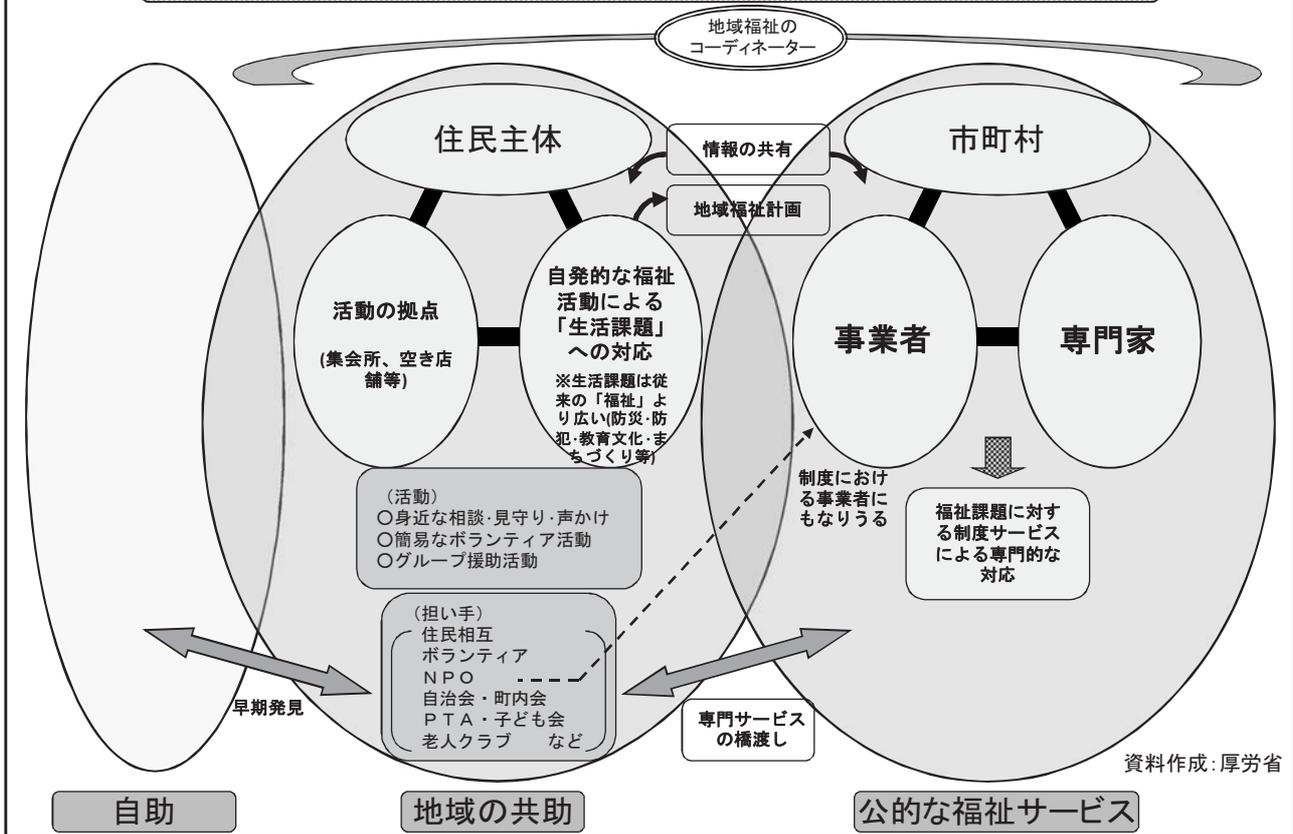
<地域の福祉ネットワーク>



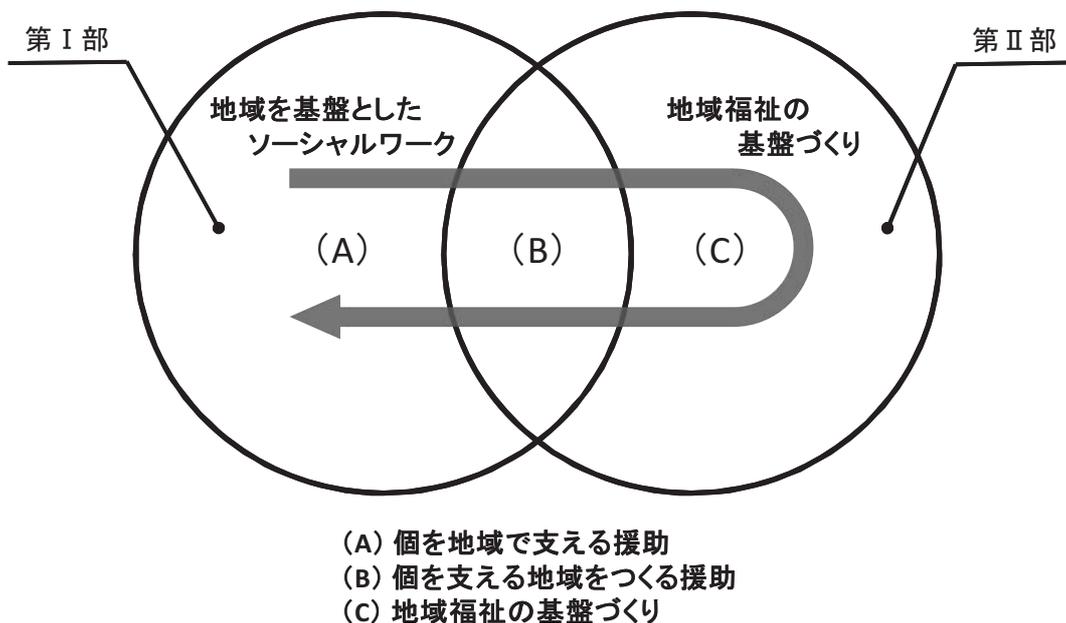
資料作成：厚労省

地域における「新たな支え合い」の概念

住民と行政の協働による新しい福祉



「地域を基盤としたソーシャルワーク」と「地域福祉の基盤づくり」の位置



出所：岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,2012年

地域福祉援助

これからの援助の方向性

点を点で支える援助から、

「個を面で支える援助」へ

面を面だけでとらえていた援助から

「個を支える面をつくる援助」へ

福祉の枠だけでとらえていた援助から

「ケアリングコミュニティをつくる援助」へ

※ 岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣

主任相談支援員「評価シート」を活用した 人材育成の手法

高 橋 修 一

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長

自立相談支援事業 主任相談支援員研修

「評価シート」を活用した 人材育成の手法

1

「評価シート」とは

自立相談支援事業における、相談支援業務をどのように行っているのかについてまず自己評価し、それを確認していく作業(対面による支援や自己評価)を通して「気づき」を得て、自らの実践の質を高めることを目的とした支援ツールです。

2

「評価シート」開発・普及の意義

- ソーシャルワーカー(社会福祉専門職)としての責務の再認識
 - ・利用者に対する倫理責任
 - ・実践現場に対する倫理責任
 - ・社会に対する倫理責任
 - ・専門職としての倫理責任
- 倫理責任を遂行するために
 - ・実践の言語化とふりかえり
 - ・ふりかえりと実践へのフィードバック
 - ・専門職間の相互支援

3

ソーシャルワーク実践を評価するツール としての評価シート

4

「評価シート」の構造(1)

＜全体構成＞

- 前半：フェイスシート
 - ・主任相談支援員自身のプロフィール
 - ・就業実態・実感
 - ・組織環境等
- 後半：レベルごとの評価項目
 - ・基本的姿勢
 - ・「地域レベル」
 - ・「組織レベル」
 - ・「個別レベル」

5

「評価シート」の構造(2)

＜後半の内容＞

- 「地域レベル」(13項目)
自立相談支援機関として働きかけを行う、圏域内、所在自治体の地域住民、関係機関、行政等を想定しています。
- 「組織レベル」(23項目)
自立相談支援機関として業務を遂行していく上でかかわりのある、事業所スタッフ(相談支援員・就労支援員)組織全体、法人などを想定しています。
- 「個別レベル」(19項目)
自立相談支援事業の中で個別にかかわるすべての人を想定しています。

なお、項目文中では、「本人」と表現しています。

6

「評価シート」の構造(3)

＜「地域」「組織」「個別」レベルの意味＞

主任相談支援員の実践は、圏域全体である

「地域レベル」

(地域住民・行政・関係機関・民生委員協議会・自治会等)や

主任相談支援員のおかれている環境としての

「組織レベル」(法人・職場・他の専門職等)

を視野に入れて行われるべき

これらは、地域住民等に直接対応する

「個別レベル」

の実践と同時的・一体的に行っていくことが重要

7

日常業務の振り返りと確認作業

- 自立相談支援業務にあたっての基本的な姿勢として、あなたが大切にしていることは何ですか？
- 日常業務を地域、組織、個別の3つのレベルから立体的に評価・確認してみる。
 - 「地域レベル」の実践は？
 - 「組織レベル」の実践は？
 - 「個別レベル」の実践は？
- 「現場はとても忙しい」のが事実。そのようなときこそ腰を据えて、専門職としての歩みを一步一步確実に進めていく必要がある。

8

自己評価による「気づき」

- 自己評価であるため、簡単に「5」をつけているけれども、実は、根拠欄には「やっている」「確認している」と簡単な記載にとどまっ
ていて、「具体的にどう行っているのか」につ
いて根拠、具体性が見えない例もあります。
- 自分の実践の根拠(エビデンス)を考えなお
すきっかけになります。

自己評価による「気づき」

- 主任相談支援員にとって「気づき」を得ることは、知識、技能の向上や業務改善のための第一歩
- 「これまでの実践が適切であった」という気づき
- 「自分自身の実践や所属する職場の実践の長所」への気づき
- 「望ましい実践と現実との間にあるギャップ」への気づき
- 「業務内容や実践方法について具体的に改善すべき点」への気づき

「評価シート」活用の目的

- 「評価シート」の活用による職員の業務確認作業により、対人援助の専門職としての質を高め、地域実践の業務の質を向上させる。
- 「評価シート」の活用は上記の目的実現のための手段。
- 自らの業務のふりかえりと気づきを基本とする。

11

ソーシャルワーク実践を評価することの意味

- 誰が、何を、何のために評価するのか
 - ①自己評価・他者評価等
 - ②過程評価、結果評価等
 - ③ランキング(格付け)・差別化、標準化(ボトムアップ)、淘汰・効率化等
- 自分に向ける評価のまなざし～その先にあるもの～
 - ①自身のもつ「評価」への認知を確認してみる
 - ②評価を多面的に理解する
 - ③ソーシャルワーク実践において求められている評価

12

対面方式による 「評価シート」の活用方法(1)

＜評価シートを活用することの意味＞

- 地域・組織・個別それぞれのレベルの自己評価を実施した後に、支援者・副支援者からのヒヤリングを受けることによってさらなる「気づき」を促すという2段階のステップを踏むことにあります。
- この対面方式による評価シート活用演習の柱は、質問する側である支援者の『質問力』、すなわち、いかに評価対象者に『気づき』を促せるかです。
この演習を通して、支援者として対面方式のヒヤリングを実施する際の、具体的展開手順や、各レベルのどこに重点を置くべきか、ヒヤリング実施時の言葉遣いや態度等を学ぶことを目的とします。

13

対面方式による 「評価シート」の活用方法(1)

＜評価シートを活用することの意味＞

- ・「評価シートへの記入」
フェイスシート
基本的姿勢の言語化
自己評価と根拠の明確化
レベルごとの課題の明確化
- ・全体を書き終えての気づきの言語化
- ・「評価シート」を用いた、対面方式による支援者との実践のふりかえり

気 づ き またふりかえり 実践へ

14

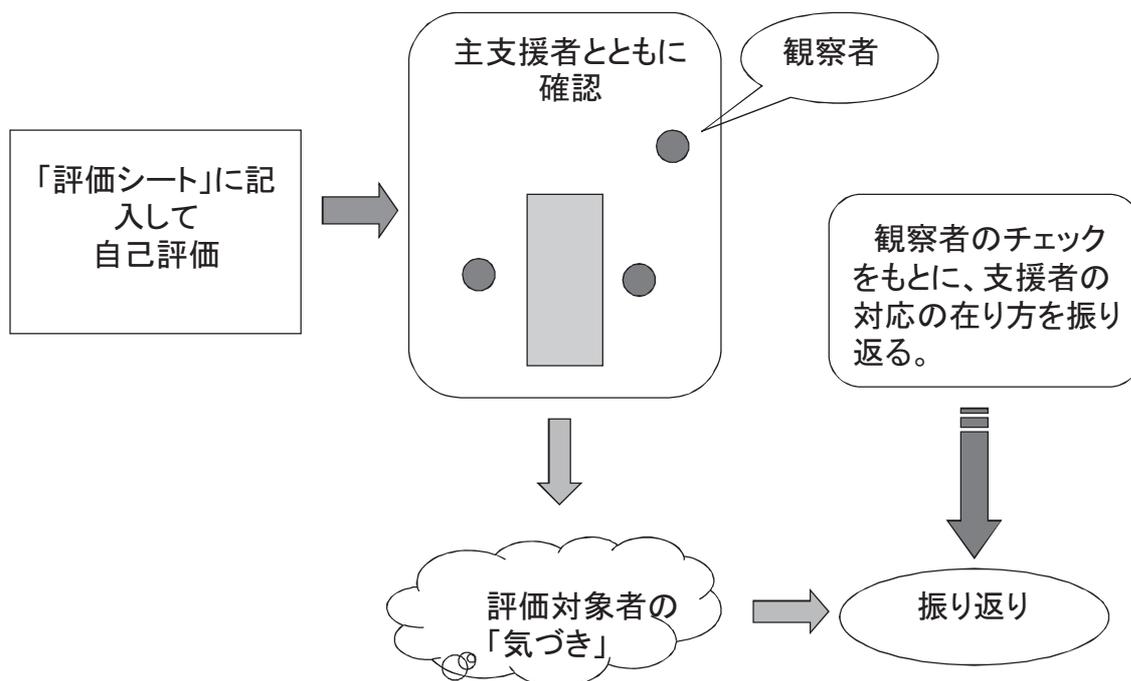
対面方式による「評価シート」の特長と課題

特長 : ○ 評価者(支援者)に対する実践の言語化を通じた気づきの促進

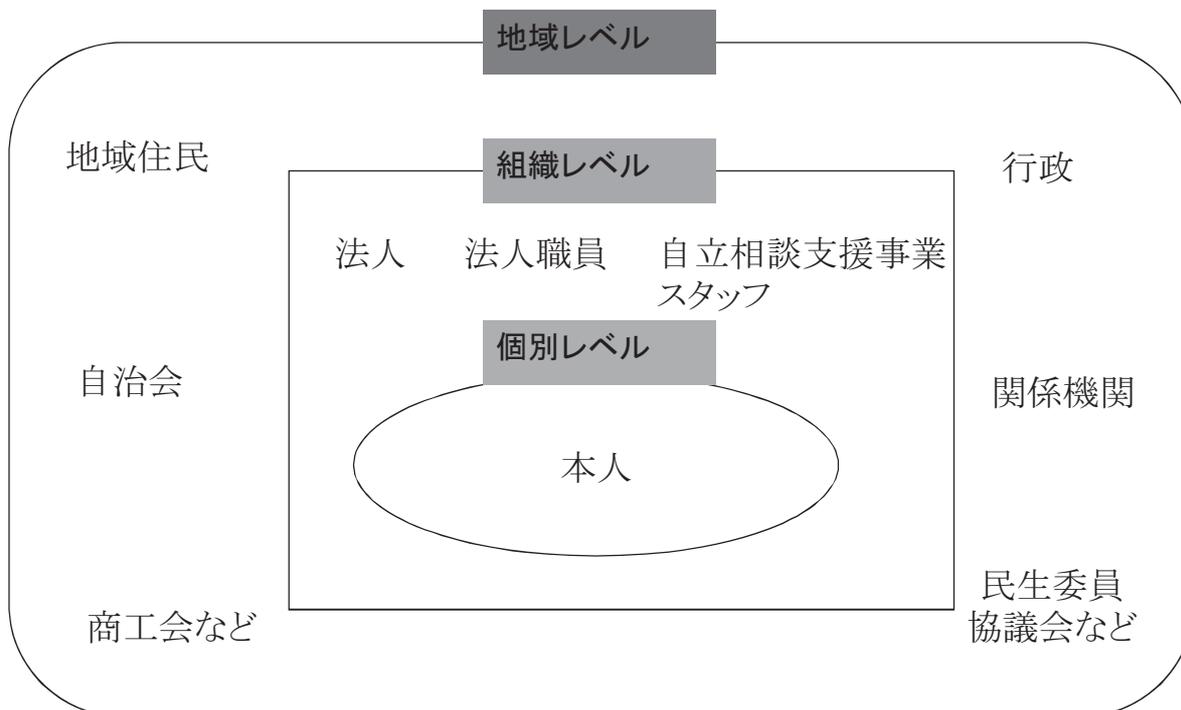
課題 : ○ 評価者(支援者)の力量に左右される可能性
○ 評価を受ける者と評価者(支援者)の人間関係が評価に影響を与える可能性

15

「評価シート」活用の流れ



3つのレベルについて



自己評価記入例

項目	自己評価	自己評価の根拠
1.地域に対して、センターについての理解が深まるように働きかける	5 4 3 2 ①	地域の団体からの要望に応じて説明などを行っている程度

「評価シート」を活用した支援の流れ

評価前の準備

評価対象者

1. 評価シートに記入
2. 評価シートを提出

評価対象者
支援者
観察者

支援者

1. 評価シートを読み込む
2. 各項目の時間配分を確認する
3. 質疑時の役割分担を確認する
4. 評価実施環境を整備する

評価実施における支援者の手順

自己紹介

評価の目的と時間の説明

フェイス項目の必要事項について確認

相談支援業務を行うにあたっての基本的姿勢の確認

レベルごとの課題の確認

レベルごとに必要と考えられる項目への「気づき」を促す質問

全体を通した感想に関する質問

「気づき」を中心とした全体的フィードバックとねぎらい

「気づき」と「今後に向けた取り組み」の確認

演習『対面方式』の展開

□演習の目的

評価シートを活用することの意味は、地域・組織・個別それぞれのレベルの自己評価を実施した後に、支援者からのヒヤリングを受けることによってさらなる「気づき」を促すという2段階のステップを踏むことにあります。

この対面方式による評価シート活用演習の柱は、質問する側である主支援者の『質問力』、すなわち、いかに評価対象者に『気づき』を促せるかです。

この演習を通して、主支援者として対面方式のヒヤリングを実施する際の、具体的展開手順や、各レベルのどこに重点を置くべきか、ヒヤリング実施時の言葉遣いや態度等を学ぶことを目的とします。

□演習での役割

評価対象者 1名

主支援者 1名

観察者 1名

演習回数	A	B	C
第1回	評価対象者 ()	主支援者 ()	観察者 ()
第2回	主支援者 ()	観察者 ()	評価対象者 ()
第3回	観察者 ()	評価対象者 ()	主支援者 ()

□演習の進め方（1演習 40分）

1. 事前準備 5分

- ・評価対象者：事前に記入した評価シートを見直します。
- ・主支援者：評価対象者が記入してきた評価シートを読み、課題と感じたところや掘り下げたい項目を確認します。それぞれの役割分担を確認します。
- ・観察者：チェックシートをもとに演習でチェックするポイントを確認しておきます。

2. 評価演習の実施 25分

①評価シートの目的の説明

②基本情報はあまり時間をかけないようにします。質問は1つか2つに押さえます。

③評価シートの初めにある、基本姿勢として大切にしていることを確認します。

本人の言葉で再度語ってもらいます。

④（今回は）個別レベルの評価から質問をはじめます。実際にはひとつの領域で20～25分かけて質問を行います。演習においては時間の関係で地域・組織・個別の各レベルにこだわらず、どのレベルからはじめても良いです。

3. 評価演習振り返り 10分（観察者が記入したチェックシートを参考にまとめを行います。）

観察者は、演習の振り返りの進行をします。

観察者が「いいえ」にチェックしたところを参考に支援者の対応のあり方などをグループで話し合います。

振り返りの視点

* 主支援者

- ・ 関係づくりのために、なにに気がつけたか（雰囲気・態度等）
- ・ 話し方について（その理由）
- ・ どのレベルからはじめたか（その理由）

* 評価対象者

- ・ 支援者側の態度
- ・ 支援者側の話し方
- ・ 最初のレベルの選択についてどのように感じたか

□演習留意点

1. 進行

- ①短い時間ですが、導入と次回につながるような終わりがたを意識します。
- ②アイスブレイクは必要ですが、短めにします。
- ③基本項目に時間をかけすぎないようにします。
- ④オープンクエスチョンを活用し、評価対象者に話をしてもらえるようにします。

2. 支援者と評価対象者の関係

- ①支援者と評価対象者が共に同じ自立相談支援機関に所属している場合、現場の気持ちがわかるが故に「大変だね・・・」という共感にとどまってしまう、「気づき」まで行き着かない可能性が高くなります。あくまで評価対象者の「気づき」を引き出すという姿勢で臨みます。
- ②自己評価であるため、簡単に「5」をつけているけれども、実は、根拠欄には「やっている」「確認している」と簡単な記載にとどまっていて、「具体的にどう行っているのか」について根拠、具体性が見えない例もあります。

前期1日目 評価シートを活用した人材育成の手法 タイムスケジュール

12 : 15 ~ 13 : 00	演習オリエンテーション(ロールプレイ)	○ロールプレイをしながら、ポイントを解説する。
13 : 00 ~ 14 : 00	昼食休憩	○自分が担当する評価シートの読み込み
14 : 00 ~ 15 : 00	①講義 評価シートの概要理解	パワーポイント資料による講義
15 : 00 ~ 15 : 10	休憩1	
15 : 10 ~ 15 : 50	演習1	○3人 1グループで 支援者、評価対象者、観察者を体験する
15 : 50 ~ 16 : 00	休憩2	
16 : 00 ~ 16 : 40	演習2	○3人 1グループで 支援者、評価対象者、観察者を体験する
16 : 40 ~ 17 : 20	演習3	○3人 1グループで 支援者、評価対象者、観察者を体験する
17 : 20 ~ 17 : 35	ふりかえり(グループ)	
17 : 35 ~ 17 : 50	グループ発表	
17 : 50 ~ 18 : 00	まとめ	

演習『主任相談支援員「評価シート」を活用した人材育成の手法』 チェックシート（観察者記入用）

		支援者のチェックポイント	はい	いいえ	コメント
聞く姿勢	1	適切なアイコンタクトでしたか			
	2	表情は話に適切に反応していましたか			
	3	声は聞き取りやすい大きさでしたか			
	4	話すスピードは聞き取りやすかったですか			
説明	5	評価の目的が簡潔に伝えられていましたか			
	6	評価対象者の基本姿勢が確認できていましたか			
評価の方法	7	各レベルにおける課題が確認できていましたか			
	8	1度に1つの内容の質問になっていましたか			
	9	事実確認にクローズドクエスチョンが活用されていましたか			
	10	オープンクエスチョンを多用し、評価対象者が語れるように配慮していましたか			
	11	支援者の意見を伝える前に、評価対象者の気づきを促せるような質問ができていましたか			
	12	「どうして」や「なぜ」の質問をしていましたか			
	13	自己評価の低い項目について、その根拠が聞けていましたか			
	14	自己評価の低い項目について、評価対象者の考えが聞けていましたか			
	15	自己評価が高い項目で根拠が明確でない場合には、その内容について聞けていましたか			
16	支援者の主観的質問がありましたか				
17	「Iメッセージ」が活用できていましたか				

		評価対象者のチェックポイント	はい	いいえ	コメント
評価対象者の変化	1	評価対象者の意欲が高まっているように見えましたか			
	2	評価対象者の気づきがありましたか			

総合コメント

演

習

『支援調整会議』の開催にむけて
～アセスメントについてのスーパービジョンを中心に～

大川 絹代

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員

「支援調整会議」にむけて

～アセスメント時のスーパービジョンを中心に～



ねらい

- 複合化した要因を整理し、支援計画につなげる力を養う。
- スーパービジョンの実際について体験を通し理解する。
- スーパービジョンの管理（運営）的機能、教育的機能、支持的機能について体験を通し理解を深める



スーパービジョンの機能

- 管理（運営）的機能
- 教育的機能
- 支持的機能

スーパービジョンのチェックリスト

（引用：MINERVA福祉専門職セミナー④ソーシャルワークのスーパービジョン人の理解の探求）

機能の確認	チェック項目	明確にするポイント
管理（運営）的機能 「何をしたか」「何をしよう としているか」	①職務・職責、役割・機能を 確認する。	仕事上の立場・職位、責任範 囲
	②業務・援助行動の計画性を 確認する。	援助目的・計画・援助期間・ 援助内容・具体的効果
	③業務・援助の考え方や視点 に社会福祉の専門性に関する 理論・情報・技術・価値を活 用したかを確認する。	理論・知識 技術 情報 価値
	④業務・援助の効果予測を確 認する。	効果 限界
教育的機能 「何が不足しているか」	上覧4項目についての不足部 分を確認する。	
支持的機能 「何を悩んでいるか」	上覧4項目にまつわる悩み、 不安、自信喪失を確認する。	悩み、不安、自信がない

演習の進め方

1. 事例の説明
2. ロールプレイ観察（主任相談支援員、相談支援員）
3. グループワーク
 - ・ロールプレイ（主任相談支援員、相談支援員、観察者）
 - ・振り返り、話し合い
 - ★話し合いのポイント！
 - ・相談支援員が事例をどのようにとらえ、気づきをもっているかorいないか
 - ・相談支援員に、どのようになってもらいたいのか、そのためにどうするか（スーパービジョンの方法について検討）
4. グループ発表
 - ★その後のスーパービジョンの様子を、ロールプレイで発表（主任相談支援員役、相談支援員役）

事例説明

- 事例用紙参照

ロールプレイ



相談支援員

●福岡さん 30歳代後半

20歳代時、一般企業事務職勤務

出産を機に退職、30歳時にヘルパーの資格を取得。高齢者介護の仕事に就き、今年から現職。

自分ができることは、できるだけしてあげたい！と熱い思いで一生懸命に業務に取り組む。



ロールプレイ

- 登場人物→主任相談支援員、相談支援員
 - 場 面→相談支援員が、Aさんのアセスメント時の状況を主任相談支援員に報告します。
- *どのような会話が展開されるでしょうか…。



グループワーク（20分）

- 役割決め

主任相談支援員役、相談支援員役、観察者

- ロールプレイ

* スタッフが行ったロールプレイの続きから演じてください。



グループワーク（30分）

- 検討事項

- スーパービジョンの方法について

* 振り返りシートを利用して検討して下さい。



発表（8分／1GP）

■発表の流れ

- 1, スーパービジョンを行う際のポイントについて（3分）
- 2, ロールプレイ（5分）



まとめ

■管理（運営）的機能

■教育的機能

- ・クライアントが十分話せるように配慮しているか
- ・クライアントの主体性が尊重されているか
- ・主訴が明確にとらえられているか
- ・所属する機関が提供できる支援の情報提供が適切にできているか
- ・クライアントのサービス利用に対する意思確認ができているか
- ・所属機関が援助できない場合、適切な助言や情報適用およびつなげているか
- ・ストレングスアセスメントができているか

■支持的機能

- 自信のなさの克服
- 自己理解の促進
- 困惑の整理
- 課題に向き合う



引用・参考文献

- 「ソーシャルワーク・スーパービジョン実践入門」浅野正嗣編 株式会社みらい
- 「ソーシャルワークのスーパービジョン」福山和女編著 ミネルバ書房
- 「ソーシャルワーカーを支える人間福祉スーパービジョン」柏木昭・中村磐男編著
聖学院大学出版会



不安定雇用の若い息子と要介護1の母との世帯。母から包括支援センターへ相談が入り、センター社会福祉士から生活困窮者自立相談支援機関に連絡が入り、息子本人への支援を開始することになった事例

【事例の概略】

人物：Aさん（本人：23歳）：高校2年で中退後、無職の時期を経て2つの職につくが現在再び無職となる。

Bさん（母：61歳）：脳梗塞・うつ病のため通院中。疲れやすさや歩行の困難もあり、要介護1の認定を受けたばかり。

Cさん：Aの父だが3年前に脳出血で死去。享年60歳。

一家は約8年前から人口約13万人の〇県H市の郊外に住んでいる。父Cは鉄鋼関係の仕事をしていた。性格が短気であり、上司と衝突することが多く、会社を転々としながら、一家で様々な土地を転々としていた。

父Cは52歳の時に息子Aの中学入学もあったためこの地に住むことを決め、市内の市営アパートに住むことになった。その後も父Cは単身赴任をして全国の現場で稼働した。単身赴任中にアパートで脳出血のために倒れているところを同僚に発見され、病院に搬送されるも、1週間後に死去する。母は転入後パート就労をしていたが、55歳の時に脳梗塞のため左手にしびれがある状態となり、パートを辞め夫からの仕送り収入で生活していた。

父C死亡後は、亡父Cの生命保険金や母Bさんの受給が始まった遺族厚生年金と息子Aの稼働収入により生活していた。

【生活困窮者自立相談支援機関につながるまで】

息子Aは母Bと二人暮らし。母Bは55歳の時に脳梗塞となり左手にしびれがあり、加えて父Cが死去した3年ほど前からうつ病も患い、精神科病院にも通院している。その頃から家事もできない時が出始め、息子Aも家事や買い物をすることも多くなった。ここ1年ほど前から疲れやすく歩行も困難になってきていたため、院内ソーシャルワーカーから包括支援センターに相談があり介入、2ヶ月前に要介護1を受けたばかりだった。

先日、午後2時に母Bから包括支援センターに電話があった。「貯えがなくなり、今後の生活が不安」という。センター社会福祉士と保健師とで訪問したところ、母親Bはやつれており頬にあざが見られた。これまで息子Aが働いている時はその給料でなんとかやって

きたが、それでも足りないため父Cの生命保険金を崩して生活してきた。現在の所持金は30万円程。息子は急に1ヶ月ほど前にスーパーの売り場でのアルバイトを辞めてしまい、生命保険金も残りわずかとなってきたため息子に再就職をするよう迫ったところ、突然顔を殴られた。訪問した時は息子Aは外出中だった。センター社会福祉士と保健師は息子Aとはこれまでの訪問で面識があった。

おそらく息子Aは夕方には帰ってくるだろうと母Bから聞いたため、社会福祉士と保健師がちょうど母Bの様子を伺いに訪問に来たところだった、として息子Aを待つて話を聞くことにした。午後4時頃に息子Aが帰宅。社会福祉士から息子Aに、母Bの最近の様子を聞くということで母とは別部屋で面談を開始した。

Aは3週間ほど前に21歳のころから働いていたスーパーの売り場のアルバイトを辞めてしまい、現在は無職。暫くは残っていた給料で生計を立てていたがそれもすぐ底をつき、残りわずかな父親の生命保険金を元手にパチンコに通う毎日だった。勝つ日もあったが負ける日がほとんどだった。

仕事をしなければいけないとの思いはありハローワークに行って求人も見ているが、どの求人を見てもやる気は起こらず、求人を見るだけで帰ってきている。社会福祉士より、第三者による就労支援を希望するかと尋ねると、「はい」と答えたため、生活困窮者自立相談支援機関にAさんを紹介することにした。

母Bについては保健師が最近の食事内容、食事量を確認し、すぐにかかりつけ医を受診したところ、栄養失調や脱水症状には至っていないが、このままでは心配であると言われた。このまま放置すると母Bの健康被害が拡大するおそれがあり、地域包括支援センター社会福祉士から行政に報告。コアメンバー会議の開催を要請している。会議の結果、虐待につながる家庭状況・リスク要因があり、今後重大な結果が生じるおそれが高い状態であることから、緊急性があると判断し、母Bの栄養状態の改善を図るためショートステイを利用することにした（担当：包括）。この件も生活困窮者自立相談支援機関に報告した。

【アセスメント～複合的な課題を抱えている家族の問題と課題を整理～】

自立相談支援機関相談支援員とAの面接を調整し、包括支援センター社会福祉士とともにA宅へ訪問。昼過ぎの訪問であったが、Aは寝ていた様子だった。ショートステイを利用している母Bの様子を報告。特に心配しているような素振りはなく、「そうですか。」と淡々と聞いていた。

Aに就職活動の状況を尋ねると、たまにハローワークに行き、パソコンの求人情報を見て帰ってくると話す。アルバイト情報誌も見ているが、問い合わせをしたり、面接に出向いたりといった具体的な行動は起こしていない。

高校を2年で中退している。理由を聞くと、中学時代にいじめにあい不登校になった。高校はなんとか合格し、入学してしばらくは行っていたが、夏休みが終わってから行く気力が失せ、だんだん学校に行く回数も減り、冬休み後にはほとんど行かず家にひきこもるようになった。2年に進学はできたが、その頃には全く行かなくなり、2年の夏に辞めてしまった。母は不登校になり始めたころは学校に行きなさいとよく言っていたが、父はたまに帰ってきてても特に何も言わなかった。中退してから3年間程は家でぶらぶらしていたが、20歳になりこのままではまずいかなと思いアルバイトをした。しかし、職場に馴染めず1ヶ月程で辞めてしまった。父親が亡くなってからは自分自身が働かなくてはという意識が強くなり、スーパー売り場のアルバイトの仕事に2年弱就いたが、家事や買い物をしなければならない自分の家庭事情等に職場の人は配慮が無く文句を言われるようになり、働き続ける気力も失せてきたので辞めてしまったとのこと。

Aに就きたい職業や得意な事は何かと尋ねると、「特にこれといって無い。」と答えた。今の生活についてどう思っているか尋ねると、「今の暮らしが良いとは思っていない。働いて母を楽にさせてあげたい。働きたいとは思っている。」と話した。さらに困った時に相談したり助けてくれる人はいるかと聞くと、「そのような人はいない。」と答えた。

※ この事例は、「生活困窮者自立支援事業 主任相談支援員 スキルアップ研修」用に作成した架空の事例です。登場する人物・組織・地域等はすべて架空のものです。

インタビュー・アセスメントシート

ID	〇〇	氏名	A	最終更新日	平成〇年〇月〇日
----	----	----	---	-------	----------

関連ID	〇〇	備考	
------	----	----	--

■相談経路・相談歴

※当初相談経路	<input type="checkbox"/> 本人自ら連絡 → < <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 > <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡 → < <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 > <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関・関係者からの紹介（関係機関・関係者名：母に関わる包括支援センター） <input type="checkbox"/> その他（_____）
これまでの相談歴の有無（本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認）	
<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
相談歴の概況／相談経緯（誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載）	
母が利用している、地域包括支援センター職員からの紹介	

■インタビュー時の本人の主訴・状況

本人の訴えや状況	仕事を探したい 2		
※同居者	<input checked="" type="checkbox"/> 有（自分を含んで__2__人） <input type="checkbox"/> 無	別居の家族	<input type="checkbox"/> 有（_____） <input checked="" type="checkbox"/> 無
※婚姻	<input checked="" type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他（_____）	※子ども	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（__人 → 扶養 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）
家族の状況	母→61歳、脳梗塞、うつ病 精神科へ通院、要介護1、現在、ショートステイ利用中 父→3年前脳梗塞で死去	地域との関係	ほとんど関係無し。挨拶程度。
※健康状態	<input checked="" type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 良くない/通院している （通院先：_____） （服薬・既往歴等：_____） <input type="checkbox"/> 良くないが通院していない	住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input checked="" type="checkbox"/> その他（市営住宅）
健康保険	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険（国保以外） <input type="checkbox"/> 加入していない	課税状況	<input checked="" type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない

「自立相談支援機関における相談支援プロセスにおけるケアマネジメントのあり方と帳票類の実用化に向けた調査研究（平成25年度）」（みずほ情報総研株式会社）の帳票類を一部改編して使用しています。

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

※就労状況	<input type="checkbox"/> 就労・就学している <input type="checkbox"/> 就労予定 <input checked="" type="checkbox"/> 仕事を探したい・探している（現在無職） <input type="checkbox"/> 転職先を探したい・探している（現在有職） <input type="checkbox"/> 仕事をしていない（仕事は探していない） <input type="checkbox"/> 対象外（子ども、高齢者等）	※収入状況	世帯収入（ 65,300 円）
	（職場・学校名：_____） （雇用形態：_____）		<input type="checkbox"/> 本人収入あり →収入種類（ _____ ） 月額収入（ _____ 円） <input checked="" type="checkbox"/> 本人収入なし
※直近の離職後年数	<input checked="" type="checkbox"/> 6 ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 6 ヶ月～1 年未満 <input type="checkbox"/> 1 年以上～2 年未満 <input type="checkbox"/> 2 年以上 <input type="checkbox"/> 仕事をしたことがない	障害手帳等	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 身体（_____級） <input type="checkbox"/> 知的（療育）（_____） <input type="checkbox"/> 精神（_____級）
職歴等	20歳時、コンビニでアルバイトをしたが1ヶ月で退職。なじめなかった。 3年後、スーパーの売り場にアルバイトで就職。2年弱勤めたが周囲が母のことを理解してくれないと辞職。	公的給付（受給中）	自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 障害者手当 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住宅支援給付金 <input checked="" type="checkbox"/> その他（3ヶ月後失業保険受給見込み）
資格・技術	<input type="checkbox"/> 自動車免許 <input type="checkbox"/> その他資格・技術（ _____ ） <input checked="" type="checkbox"/> 資格保有なし	生活保護	<input type="checkbox"/> 受給中（受給開始時期：_____～） <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 現在は受給していないが、過去に受給経験あり（期間：_____～_____） <input checked="" type="checkbox"/> 受給しておらず、過去に受給の相談の経験もなし <input type="checkbox"/> 相談経験はあるが、受給にいたっていない
最終学歴	<input type="checkbox"/> 中学（高校未入学） <input checked="" type="checkbox"/> 中学（高校中退） <input type="checkbox"/> 高校（大学中退） <input type="checkbox"/> 特別支援学校（学級含む） <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校・各種学校・職業訓練校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院 <input type="checkbox"/> その他		
特記事項	母が虐待疑いのため、ショートステイ利用中		

■緊急支援

※ 緊急支援の必要性		
<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり（具体的な状況：生活費が1～2ヶ月ほどで無くなる）		
※ 緊急支援の内容		
□一時的な居住等の支援	〈申込日〉 平成（ ）年（ ）月（ ）日	
	支援期間 ____年__月__日 ～ ____年__月__日	
□住宅支援給付金	〈申込日〉 平成（ ）年（ ）月（ ）日	
	給付期間 ____年__月～____年__月__ヶ月	給付額____円/月
その他緊急支援の実施状況		

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

■アセスメント結果の整理（課題と背景要因の整理）

課題と背景 要因	※ 概要（100 文字以内）
	父が亡くなり、遺族年金と本人のアルバイト代で生活をしていましたが、本人がアルバイトを辞めたことにより、生活費が足りなくなった。虐待の疑いがあり、母は現在、ショートステイ利用中。
	詳細 前職では、家庭の事情を理解してくれない職場であったため、本人の状況に理解のある職場を探し就職活動を行う。 就職しやすいように、仕事に結びつく資格を取得する。
※チェック 項目	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害（手帳有） <input type="checkbox"/> 障害（疑い） <input type="checkbox"/> 自死企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など） <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input checked="" type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> （多重・過重）債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input checked="" type="checkbox"/> 就職活動困難 <input checked="" type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む） <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input checked="" type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題（識字・言語・理解等） <input type="checkbox"/> その他（_____）

【補助】 詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■住まいについて

住民票	<input checked="" type="checkbox"/> 有（〇〇 市・区・町・村） <input type="checkbox"/> 無
住居所有	<input type="checkbox"/> 持家 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸
公共料金	<input type="checkbox"/> 供給停止 → < <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 → 停止時期：_____から> <input type="checkbox"/> 未納有だが供給中（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道） <input checked="" type="checkbox"/> 未納なし
家賃・地代 （賃貸の場合）	<input type="checkbox"/> 滞納（_____から） → <家主等からの立ち退き要請 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有> <input checked="" type="checkbox"/> 滞納なし
備考	市営住宅

【補助】 詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■収入や経済状態について

世帯収入	毎月 <u>65,300</u> 円 手段： <input type="checkbox"/> 就労収入（_____円） <input type="checkbox"/> 家賃・地代・利子（_____円） <input checked="" type="checkbox"/> 年金（ <u>65,300</u> 円） <input type="checkbox"/> 生活保護（_____円） <input type="checkbox"/> 手当（_____円） <input type="checkbox"/> 家族等の援助（_____円） <input type="checkbox"/> その他（_____（_____円））
本人と家族の収入	■本人収入（ <u>0</u> 円） 手段： <input type="checkbox"/> 就労収入（_____円） <input type="checkbox"/> 家賃・地代・利子（_____円） <input type="checkbox"/> 年金（_____円） <input type="checkbox"/> 生活保護（_____円） <input type="checkbox"/> 手当（_____円） <input type="checkbox"/> 家族等の援助（_____円） <input type="checkbox"/> その他（_____（_____円）） ■本人以外の家族の収入1→続柄（ <u>母</u> ）（ <u>65,300</u> 円） <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入2→続柄（_____）（_____円） <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入3→続柄（_____）（_____円）
世帯の毎月の生活費と内訳	総金額： <u>50,000</u> 円 内訳：家賃 <u>20,000</u> 円、食費 <u>25,000</u> 円、光熱水費 <u>6,000</u> 円、医療費 <u>0</u> 円 嗜好品費 <u>2,000</u> 円、遊覧費 <u>5,000</u> 円、その他_____円
本人の年金加入状況及び年金種類	<input type="checkbox"/> 受給中（ <input type="checkbox"/> 老齢基礎年金 <input type="checkbox"/> 厚生・共済年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金） <input checked="" type="checkbox"/> 加入（ <input type="checkbox"/> 支払中 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 納付猶予 <input type="checkbox"/> 減額 <input checked="" type="checkbox"/> 滞納） →年金種類< <input type="checkbox"/> 国民年金1号 <input type="checkbox"/> 国民年金3号 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 共済組合> <input type="checkbox"/> 非加入 <input type="checkbox"/> 不明
貸付・債務（世帯）	<input type="checkbox"/> 有（_____円，種類：_____） <input checked="" type="checkbox"/> 無 返済状況： <input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題はあるが緊急性はなし <input type="checkbox"/> 緊急性あり <借り手や金額等>
滞納	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 →滞納種類< <input type="checkbox"/> 市民税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> その他（_____）>
その他資産（世帯）	（例：不動産、家屋、貯蓄、保険、自動車等） 無し
備考	

【補助】 詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■仕事について

これまでの 就労状況 (ボランティア・ アルバイト・ 職業訓練経験 も含む) ※現在に近い 順に上から 記載	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事経験あり <input type="checkbox"/> 仕事経験なし			
	期間	業種・職種等	雇用形態	経験業務・退職理由等
	1ヶ月	コンビニエンス ストア	アルバイト	きつく叱られることが多かった。
	1年10ヶ月	スーパー売り場 (商品加工、値 付け、陳列、清 掃等)	アルバイト	家庭のことを理解してくれなかつた。
現在の求職活動状況	時々、ハローワークへ通う。求人情報誌に目を通してている。			
職業訓練や中 間的就労の経 験状況	<input type="checkbox"/> 現在、職業訓練もしくは中間的就労を利用している (利用先: _____) <input type="checkbox"/> 以前に、職業訓練もしくは中間的就労を利用した経験がある (利用先: _____) <input checked="" type="checkbox"/> 利用していない/利用経験はない			
保有資格 ・スキル	無し			
仕事に関する 希望・条件等	車の免許をとれば仕事が見つかると思う。			
雇用保険	<input type="checkbox"/> 加入 <input checked="" type="checkbox"/> 非加入			
雇用保険の失 業等給付	<input checked="" type="checkbox"/> 受給中 (期間: 3ヶ月後受給予定) <input type="checkbox"/> 受給済み (期間満了) <input type="checkbox"/> 受給資格なし (理由: _____) <input type="checkbox"/> 受給不要			
備考	働きたいと意欲をみせる。 どんな仕事に向いているのか自分でもわからないので、教えて欲しいと言われる。			

【補助】 詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■生活管理

1日のタイムスケジュール	時々、昼間ハローワークとパチンコに行く。 ほとんど、家でゲームかテレビを見ている。
1週間のタイムスケジュール	時々、昼間ハローワークとパチンコに行く。
生活管理能力について	<p>■課題あり (起床できない、昼夜逆転生活、極端に不規則な飲食、入浴しない、不衛生な衣服着用、不衛生な環境での生活、過度な飲酒やギャンブル、金銭管理等)</p> <p>□特に課題なし</p> <p><気になる点></p> <p>訪問時に、起きてきたようすで、人が来るのに起きて準備をしておくことができない。</p>
備考	

■地域との関係・社会参加について (ひきこもりを含む)

外出頻度・行先等	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週の半分程度 <input checked="" type="checkbox"/> ほとんど外出しない <input type="checkbox"/> その他 () →よく行くところ：
ひきこもり等社会参加に係る課題	<p>■無</p> <p>□有 →具体的に： _____ ○</p> <p>ひきこもり等の期間： _____ ○</p>
交友関係 (つきあいのある人/頼りにしている人など)	いない
備考	

【補助】 詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■生活歴（ライフヒストリー）

学歴について	<p>中学時代、いじめられ不登校になる。高校に進学するも夏休みを境に不登校になり、2年に進級したが、その後、退学。</p> <p>< <input type="checkbox"/>特別支援学級への通級経験あり <input checked="" type="checkbox"/>経験なし ></p>
過去の課題	<p><input type="checkbox"/>虐待（<input type="checkbox"/>加害 <input type="checkbox"/>被害） <input type="checkbox"/>DV <input type="checkbox"/>貧困 <input type="checkbox"/>借金 <input type="checkbox"/>いじめ <input checked="" type="checkbox"/>不登校 <input checked="" type="checkbox"/>ひきこもり</p> <p><input type="checkbox"/>進路 <input type="checkbox"/>身体疾患 <input type="checkbox"/>精神疾患 <input type="checkbox"/>非行 <input type="checkbox"/>犯罪 <input type="checkbox"/>刑務所・拘置所 <input type="checkbox"/>執行猶予</p> <p><input type="checkbox"/>薬物 <input type="checkbox"/>その他（_____）</p>
生活歴で留意すべきこと	<p>友達がいない。</p>
備考	

■家族のこと

家族関係で気になること	<p>母親がAから殴られている。「母を楽にさせてやりたい」と母親思いのところもある。</p>
家族が抱える課題	<p>生活費が少ない</p>
備考	

■本人の能力

話を聞いて理解する力	<input type="checkbox"/> 課題あり <input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	言語能力	<input type="checkbox"/> 課題あり <input checked="" type="checkbox"/> 課題なし
書く力（識字力）	<input type="checkbox"/> 課題あり <input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	人とのコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 課題あり <input checked="" type="checkbox"/> 課題なし
本人が得意なこと	<p>特にない</p>		
本人が苦手を感じていること	<p>人からきつく怒られると怖い</p>		
担当者としての印象や気になる点等	<p>対人恐怖症になっているのかもしれない</p>		

スーパービジョン機能表項目

(引用：認定社会福祉士制度スーパービジョン実施要項)

管理機能

- ①管理業務の分掌と遂行
 - ・業務分担と遂行への理解
 - ・業務の適正化と効率化
 - ・業務遂行の改善と負担軽減 など
- ②業務内容の点検と整備
 - ・管理運営業務の円滑化
 - ・実践業務の円滑化（利用者中心）
 - ・業務内容の評価とフィードバック など
- ③業務関連情報の周知と遵守
 - ・情報の正確な周知への姿勢
 - ・情報の共有化と連携の徹底
 - ・情報の公開と守秘義務 など
- ④管理業務記録
 - ・記録の意義と役割の理解
 - ・記録の有効な活用と保存
 - ・記録の点検と整備 など
- ⑤業務連絡調整（職場内・外）の運営
 - ・連絡調整の意義と役割の理解
 - ・連絡調整の推進と活用
 - ・実践事例の検討、引継ぎや移送 など
- ⑥職場（内外）環境の維持と改善
 - ・コミュニケーションへの配慮
 - ・職場をめぐる支援環境の構成と維持
 - ・職場環境改善への参加と協働 など
- ⑦その他（記入)

教育機能

- ①利用者（個別・地域・組織）理解と対応
 - ・利用者とのコミュニケーション
 - ・利用者中心の支援関係の構成
 - ・対応（観察・理解・推進）への姿勢 など
- ②支援技術や技法の習熟
 - ・技術や技法訓練への姿勢
 - ・実践理論、モデルや支援ツールなどの学習
 - ・実践調査や実践試行研究へのチャレンジ など
- ③支援過程展開への視野
 - ・過程展開の意義と役割の理解
 - ・導入・展開・終結への局面過程と技術の駆使
 - ・過程展開の点検と評価 など
- ④実践記録
 - ・実践記録の意義と役割の理解
 - ・実践記録の有効な活用と保存
 - ・実践記録の点検と整備 など
- ⑤事例研究方法
 - ・事例研究への関心と参加
 - ・事例研究を通じた学習
 - ・事例研究を通じた実践方法の点検と改善 など
- ⑥自己研鑽への姿勢
 - ・自己研修への関心と努力
 - ・研修や教育機関への参加と継続
 - ・資格教育などへのチャレンジ など
- ⑦その他（記入)

支持機能

①自己覚知

- ・自己理解への意義と関心
- ・自己理解の進展と効果
- ・自己理解への洞察と課題 など

②個人的解決課題の克服

- ・個人的問題への認識
- ・生活システム（人間と環境）への統合的対処
- ・社会的職責の円滑な遂行 など

③業務と職場環境の課題

- ・職場環境への適応と課題
- ・職場環境づくりへの努力
- ・バーンアウト予防と克服対策 など

④スーパービジョン

- ・スーパービジョンの意義と役割の理解
- ・スーパービジョンの方法と推進
- ・スーパービジョンの課題と効果 など

⑤実践倫理の確立

- ・利用者の実存（固有・自主）的生活世界の理解
- ・人権と社会的正義の代弁と介入
- ・実践倫理と行動規範の確立 など

⑥職業的アイデンティティの確立

- ・専門性育成と維持への姿勢
- ・専門職としてのアイデンティティ維持
- ・後継者養成への参加と協力 など

ロールプレイ観察者シート

バイザーへの確認ポイント	バイジーへの確認ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ●バイザーへのアセスメント 組織の理解 職務の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ●受容性
<ul style="list-style-type: none"> ●バイザーの面接力 質問の方法 バイジーの言葉の受け止め方 	<ul style="list-style-type: none"> ●実践力
<ul style="list-style-type: none"> ●気づきのポイント 課題の焦点化 	<ul style="list-style-type: none"> ●言語化力
<ul style="list-style-type: none"> ●課題の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●特記事項

グループ

	ねらい（相談員に理解・気づいて欲しいこと等）	ロールプレイ時におけるビジョン方法（具体的な言葉かけ内容等）	その後のビジョン計画
支持的機能			
教育的機能			
管理（運営）的機能			

『支援調整会議』の開催方法

高橋 修一

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員長

「支援調整会議」の開催方法

演習の進め方

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. ミニ講義 | 25分 |
| 2. 演習（前半） | 25分 |
| 3. 演習発表・解説
（休憩 10分） | 25分 |
| 4. 演習（後半） | 60分 |
| 5. 発表 | 25分 |
| 6. まとめ | 10分 |

≡二講義（25分）

○まず、今から行演習の前提となる「支援調整会議」の開催にかかわる基本事項を、お手元の資料をもとに確認してみましょう。

≡二講義（続き）～演習全体のねらい～

○演習（前半） 本人主体の会議運営のために必要な視点の確認

- 支援調整会議の役割、機能、開催にあたっての基本的な考え方を振り返ります。

○演習（後半） 支援プランにのらないケース検討の仕組みを考え、既存の社会資源、ネットワーク活用を通して地域全体で支える手法の検討

- 実際の支援現場の状況もふまえつつ、本事業の本来の目的である「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を考えるヒントとして、支援のための連携策、方法を考えます。

演習（前半）（25分）

○前半の演習で話し合う論点、内容

- 支援調整会議に本人に同席してもらうための留意点
- 会議を運営するにあたって事前に確認や準備しておくべき事項

個人ワーク（5分） グループ検討（20分）



発表（1分程度／1GP）



休憩（10分）

演習（後半）その1（20分）

○後半の演習で話し合う論点、内容

- （1）今まであなたが現場で扱った相談ケースの中で、直接的に自立相談支援事業の対象とならず、プラン作成にまでは至らないが、結果として対応したケースの内容をあげてみましょう。

演習（後半）その2（40分）

○後半の演習で話し合う論点、内容

（2）（1）であげた相談ケースを、グループ内で共有し、
解決策をだしあってみましょう。

⇒例 既存の関係会議の活用、拡充
どんな会議を活用し、どんな仕掛け、方法で検討するか、
開催することでどのような効果、デメリットが想定されるか等



発表（2分程度／1GP）



まとめ



演習「支援調整会議」の開催方法

1 ミニ講義「本演習のねらい／支援調整会議の開催にあたっての基本事項」

・本演習のねらい

(1) 前半 本人主体の会議運営のために必要な視点の確認

- ・支援調整会議の役割、機能、開催にあたっての基本的な考え方を振り返ります。

(2) 後半 支援プランにのらないケース検討の仕組みを考え、既存の社会資源、ネットワーク活用を通して地域全体で支える手法の検討

- ・実際の支援現場の状況もふまえつつ、本事業の本来の目的である「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を考えるヒントとして、支援のための連携策、方法を考えます。

「自立相談支援事業の手引き（案）」抄録 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室 参照

2 演習の目的、論点（前半）

○（午前中にあつかった）Aさんの事例については、支援調整会議をすでに何度か開催しているのですが、年度や参加メンバーもかわって、連絡方法もうまくいかず、円滑に開催されていません。

○そこで演習前半では、円滑に支援調整会議を進めるために、会議開催にあたって必要な準備事項を考えます。その際に、本人が会議に参加し、本人がプランに納得したうえで支援していくためにも、会議準備事項を考える上では、本人参加への視点も入れて検討してみましよう。

<前半の演習で話し合う論点、内容>

- (1) 支援調整会議に本人に同席してもらうための留意点
- (2) 会議を運営するにあたって事前に確認や準備しておくべき事項

3 演習の目的、論点（後半）

○自立相談支援事業は、基本的にどのような相談であっても一旦は広く相談を受理しなくてはなりません。○一方で、現実問題としてプラン作成に至らないケースであっても、対応せざるを得ない場合も想定されます。

○また、本事業の理念として、地域全体で包括的に支援を必要している本人を支え、ひいては不足している社会資源の開発も求められており、個別の支援ケースを起点として地域とのかかわりといった視点も求められています。

○ただ、支援調整会議の役割は、前半のミニ講義でお伝えした通り基本的にはプラン作成を前提としたケースの承認や調整が主な役割であり、地域の社会資源開発に向けた検討は別機会に設ける方が望ましいとされています。

○そこで、演習後半では、本事業の本来の目的である地域全体での支援体制の構築ということを想定しながら、支援プランにのらないケースを適切に支援につなげる仕組みを考えてみましょう。

＜後半の演習で話し合う論点、内容＞

(1) 今まであなたが現場で扱った相談ケースの中で直接的に自立相談支援事業の対象とならずプラン作成にまでは至らないが、結果として対応したケースの内容をあげてみる。(行政機関の担当で直接的な相談事例の無い出席者はこれまでの業務等の過程で伝聞で把握したり、または想像するケースとして考えてみましょう。)

⇒例 本人が長期間のひきこもりで本人の親族としかコンタクトがとれない。なおかつ身近な地域にひきこもり者への支援対応を行う機関、NPO 等といった社会資源が無い等。

(2) (1) であげた相談ケースを、グループ内で共有し、解決策をだしあってみましょう。

⇒例 既存の関係会議の活用、拡充

どんな会議を活用し、どんな仕掛け、方法で検討するか、開催することでどのような効果、デメリットが想定されるか等

《演習「支援調整会議」の開催方法 ワークシート》

(_____) グループ

1 支援調整会議に本人に同席してもらうための留意点を考えて書き出してみましょう。

- (例) ○本人の紹介の仕方
○本人への声掛けの仕方
○配布する資料の配慮 等

2 会議を運営するにあたって事前に確認や準備しておくべき事項を考えて書き出してみましょう。

- (例) ○支援調整会議開催の目的は何か
○開催方法（定期、随時）、開催時期
○会議のメンバー構成（参集のための事前準備）
○配布資料の工夫
○会議を円滑に進めるための工夫

参考資料 3

26. 9. 26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

自立相談支援事業の手引き（案） 抄録

※本案は現時点の案であり、今後変更等があり得る。

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室

10 支援調整会議の開催 (7)

(1) 支援調整会議の役割

- 支援調整会議は、大きく分けて次の4つの役割を果たすものである。

なお、本章では、支援調整会議の基本的な考え方、方法を示すが、会議の開催方法などは、地域の実情や諸機関との関係性に応じて多様であり、開催にあたっては自立相談支援機関が創意工夫することが求められる。

① プランの適切性の協議

自立相談支援機関が作成したプラン案について、行政および関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決および目標の実現にむけて適切であることを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

② 支援提供者によるプランの共有

支援提供者が、支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、支援提供者の役割を明確化する。

③ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援事業としての支援を終結するかどうかを検討する。

④ 社会資源の充足状況の把握と創出にむけた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源創出に向けた取り組みを検討する。

- 支援調整会議という形式を取らずに、所内でのケース検討会議や関係機関との相談・調整は、必要に応じて随時行われるものである。支援調整会議として開催する場合は、自立相談支援機関としてプランの案を策定し、それを確定していくために正式に会議に諮るということである。
- 自治体直営の場合であっても、支援調整会議を開催し、その後に支援決定するという手続きが必要である。
- とりわけ、支援調整会議の立ち上げ初期の段階では、社会資源の創出に向けた検討までは至らず、個別ケースについての検討が中心となる傾向がある。しかしながら、社会資源が不足した状態では、複合的な課題を抱える本人のニーズに対応することは難しく、また社会資源の創出の必要性は個別のニーズから見出されるものであることから、上記④の行為は重要である。
- 上記④については、個々のプランを検討する中で把握できていくものと考えられるが、これらについて支援調整会議の中で十分に議論する時間を確保することは困難な場合も考えられる。したがって、支援調整会議においては、課題の整理と認識の共有にとどめ、別途、地域の諸課題と

資源の開発について協議する場を設けて対応することも有用である。この場合においても、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。

(2) 開催方法

- 支援調整会議の開催方法は、検討件数や参加者によって、定期開催や随時開催、もしくはそれらの併用が考えられる。
- 定期開催の場合は、関係者が予定を立てやすく日程調整などの必要がないなどの利点がある。また、幅広い参加者が期待できるため、多様な視点から課題が検討でき、地域づくりまで含めた議論も行いやすいといえる。
- 随時開催の場合は、本人の状況に応じて迅速に対応できることが期待される。
- 定期開催と随時開催のそれぞれに利点が存在するため、例えば、定期の会議を基本としつつ、早急に対応する必要があるケースなどは随時の会議で検討するなど、両者の方法を併用することも考えられる。

(3) 支援調整会議のメンバー構成

- 会議のメンバーは、相談支援員、自治体担当者、サービス提供事業者、専門機関、専門職（弁護士、医師、社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士等）が想定される。
- 構成メンバーにおいては、自治体職員や支援員だけでなく、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検証することができる者の参加が望ましい。
- 支援調整会議は自立相談支援機関が主催することが基本となる。また、関係者の招集を円滑に行うため、招集について自治体が関与することも考えられる。
- 本人の参加に関しては、本人の状況を十分に考慮したうえで判断する。本人に関する協議の場であることから、本人の参加が本来望ましいともいえるが、多くの人に囲まれて議論することに十分に適応できず、過度な負担となるおそれもある為に留意が必要である。いずれにしても、アセスメントからプラン作成まで本人と相談支援員が協働していることが重要である。
- 自治体職員については、法定サービスの利用について支援決定を行うことから、支援決定が支援調整会議の結論と異なった結果、改めて支援調整会議の開催が必要になるといった事態を避けるようにするため、また、必要な社会資源の創出なども検討することから、原則として参画することが求められる。
- 専門職の出席が求められることもあるが、専門分野についての所見や支援上の留意点等について、予め意見を聞く、または書面で提出してもらおう等、工夫することが重要である。
- なお、プラン作成等のために正式に行われる支援調整会議とは別に、関係者との事前の相談や所内ケース検討会などは随時行われることが想定される。特に、他の関係機関・関係者と連絡調整する会議を行う場合は、こうした会議を「支援調整会議」として実施するか否かについて、明確化しておくことが求められる。

図表Ⅲ-19 想定される会議メンバー

想定される会議メンバー	参加の考え方
本人、家族やキーパーソン	状況によって参加
相談支援員・就労支援員	担当の相談支援員は必須、プラン内容に応じて、就労支援員や主任相談支援員が参加
自治体担当者	法定サービスが含まれる場合、基本的には参加
サービス提供事業者	基本的に参加することが望ましい
専門機関、専門職 (例：医師、臨床心理士、精神保健福祉士、MSW、社会福祉士、作業療法士、保健師、弁護士、司法書士、ハローワーク職員 など)	必要に応じて参加または意見提示

(4) 開催時期と主な内容

- 支援調整会議は、プラン作成時、再プラン作成時（プラン評価）、自立相談支援機関としての支援の終結時（プラン評価）、に開催することが考えられる。開催時期と協議内容は、概ね以下の表のように整理される。また、本人との連絡が完全にとれなくなった場合には、「支援の中断」を決定する。
- 自立相談支援機関の担当者は、支援調整会議の開催を関係者や本人に伝え、出欠を確認する。

図表Ⅲ-20 支援調整会議の開催時期

開催時期	主な内容
プラン作成時	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容、及びサービス機関の確認 ・ 支援提供者および関係機関の役割の明確化 ・ 目標に応じたモニタリングの時期の検討
再プラン作成時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の状況変化の確認、評価 ・ プラン評価、再プラン内容の確認（上記と同様）
終結の判断時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の自立達成状況、本人を取り巻く支援者の状況等の確認 ・ 支援「終結」の評価、フォローアップの必要性や方法の確認
プラン中断の決定時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人との連絡が完全に取れなくなった場合など、支援の中断を決定

(5) 自治体直営の場合の支援調整会議と「支援決定」

- 自治体直営の場合においても、支援調整会議を開催してプラン（案）について了承を得て、その後「支援決定」の手続を踏むことが必要である。
- 支援調整会議は、自治体がプラン内容について確認する場であるだけでなく、プランに関わる関係機関・関係者が支援方針について合議体形式で協議し了承する場でもあることから、自治体直営で自立相談支援機関を運営する場合においても、支援調整会議を開催することが必要である。なお、参加者については自治体職員のみとならないように検討すべきである。
- また、「支援決定」に関しても（詳細は 11 参照）、プランの方針について支援調整会議において了承を得た後に、自治体としての支援決定を行うことが必要である。

- 自治体直営により自立相談支援機関を運営する場合、その職員が自治体職員であることをもって、その自立相談支援機関の判断が、そのまま「支援決定」とはならないことに留意が必要である。

(6) プランの協議方法と会議録

- プランの協議にあたっては、インテーク・アセスメントシートを提示して、参加者同士が情報を共有する方法も考えられる。もしくは、会議を円滑に進めるため、独自に本人の情報やケースの概要をまとめたシートを用意することも有効である。いずれの方法にしても、参加者がケースや議題を効率的に把握したり、議論を活発に行えるよう工夫する必要がある。
- 自立相談支援機関の担当者が提出したプラン（案）について、本人の意向を確認し、支援関係者がそれぞれの立場から意見を述べ、支援内容を協議する。
- 参加者は、プランの実効性を高めるため、それぞれの立場や知見に基づいた意見を積極的に述べるのが求められる。以下の表は、それぞれの役割を整理したものである。支援調整会議の開催時点で現にサービスを提供している事業所から、本人の活動内容を説明してもらうことで、本人の強みを参加者が確認することもできると考えられる。
- 参加者の意見を踏まえて、プラン(案)の修正が必要な場合は、出来る限りその場で修正し、修正されたプランを参加者が確認することが望ましい。
- 会議で確認されたプランに法定サービスが含まれている場合は、自治体による支援決定を経て、プランに基づく支援が開始されることになる。
- また、関係機関間で、どのタイミングでどのような情報を交換すべきかを確認する。支援過程において、情報の行き違いを防ぐだけでなく、本人の状況の変化などに早期に対応することができ、効率的で効果的な支援を提供することに寄与する。支援調整会議の会議録は作成する必要がある。また、必要な事項は、支援経過記録シートに入力して、保管することとする。

図表Ⅲ-21 支援調整会議における参加者の役割

出席者	想定される役割
本人	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の現状からみた自立目標など意向の表明 ・プラン内容への同意
家族やキーパーソン	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の自意識の支え、プラン内容の理解
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントのポイントを説明 ・プラン原案に基づきサービスの必要性と内容を説明 ・提出された意見に基づき、本人に確認の上、プランを修正 ・今後の情報交換の方法の確認 ・モニタリングの時期や方法の提示と確認
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関が提供する就労支援内容を説明
自治体の担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの結果と本人の意向、事業者や他の専門家の等意見を聞き、プラン内容が適切か確認 ・本人の自立に向けた内容として疑義がある場合は、説明を求め、修正案についての意見を求める ・会議後、速やかに支援決定の手続き

すでにサービスを提供している事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の行動・活動状況、支援内容の説明 ・今後の目標達成の見込みに関する意見 ・抱えている課題や他のサービス事業者への期待 ・プラン全体の適切性や妥当性についての意見
プランによって新たにサービスを提供する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の基本的な考え方や目標の説明 ・アセスメントの結果を踏まえ、プランの適切性や妥当性についての意見 ・自らの役割の認識と関係者との連携方法の共有 ・特に、就労準備支援事業、家計自立相談支援事業などの法定サービスを新たに組み込む場合には、事業所として要件確認も必要
※他の専門機関等からの意見 (必ずしも出席することが前提ではなく、有益な情報を持っている人の意見を予め整理することも考えられる)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、例えば、医師から健康状態と見通しについて、本人の同意を得た上で状況を説明 ・かつて関わったことのある生活保護のケースワーカーや学校関係者、矯正・更生施設関係者等からの情報がある場合には、アセスメントの一環として相談支援員が予め聞き取り、整理して報告

(7) 支援調整会議を円滑に進めるための工夫

①開催要領の作成

- 開催要領を作成し、開催頻度、1回あたりの時間、開催場所、交通費や日当等の支給の有無等を明確にし、参加者が所属元に説明しやすくするようにする。

②要請文書の発行

- 自立相談支援機関が委託方式の場合、関係者の招集を容易にするため、開催案内に自治体の要請文書を同封（添付）することなども考えられる。

③事前の調整

- プラン（案）に盛り込むサービス事業者に対しては、予めアセスメントの結果を伝え、支援の提供を依頼し、調整する。また、行政担当者や関係機関・関係者等の参加者にも、必要に応じて、事前にプランに盛り込むサービスについて伝え、調整する。
- しかしながら、事前に支援方針やプランに盛り込む内容を調整したことにより、支援調整会議において、プランの内容が適切だという前提で話し合いを進めたり、支援調整会議を形式的なものとして位置づけてしまい、十分な議論を行わないまま支援決定や確認を行うことがないよう留意しなければならない。
- この観点からも、支援調整会議の構成メンバーは、自治体職員や自立相談支援機関の支援員だけでなく、アセスメント内容を専門的な知見から客観的に検証できる者が参加することが望ましい。

モデル事業実施状況調査 集計結果について

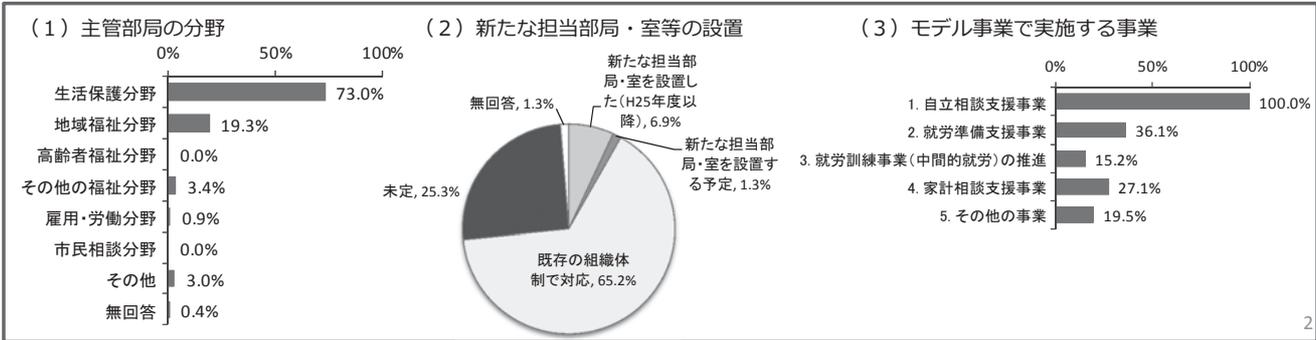
モデル事業実施状況調査集計結果（抜粋）について

調査の概要

- 平成26年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置・運営の手引き完成と支援調整会議等の事例調査研究）において、自立相談支援機関の設置・運営に関する手引きを作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（254箇所）を対象に、モデル事業実施状況の調査を実施。
- 【実施機関】 一般社団法人北海道総合研究調査会
- 【調査期間】 平成26年5月20日～6月23日、8月12日～9月5日（2回に分けて実施）
- 【回収状況】 233箇所（277圏域）／254箇所（回収率91.7%）

1 主管部局

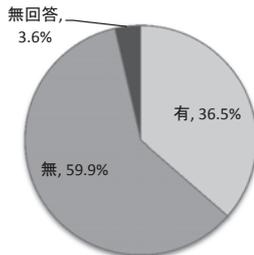
- モデル事業を実施している主管部局の分野については、生活保護分野が7割を超え、地域福祉分野が2割であった。
- 新たな担当部局等の設置については、既存の組織で対応する自治体が6割を超えるが、新たな担当部局を設置または設置する予定の自治体も1割弱みられた。しかし、まだ未定と回答した自治体が2割を超えている。
- モデル事業で実施する事業は、自立相談支援事業以外では就労準備支援事業が4割弱、家計相談支援事業が3割弱であった。



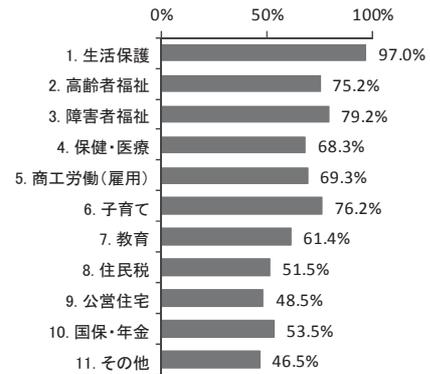
2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は4割弱であり、6割が協議の場を設置していない状況にある。
- 庁内の協議の場に参加している部署・課は、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。
- 具体的な協議内容では、制度に関する周知・理解のほか、他部署からの紹介体制の構築、他制度と連携した支援方法についての協議が行われている。

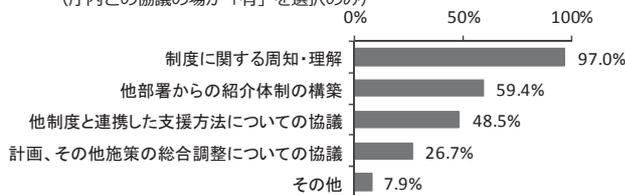
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況



(2) 協議の場の参加部署・課 (複数回答)
(庁内との協議の場が「有」を選択のみ)



(3) 協議の場での具体的な協議内容 (複数回答)
(庁内との協議の場が「有」を選択のみ)

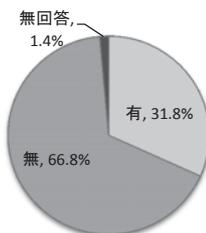


3

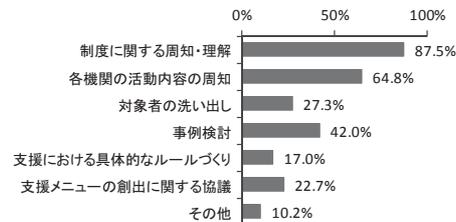
3 関係機関との連携体制

- 約3割の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保健所・保健センターなど様々な分野との連携が進められている。

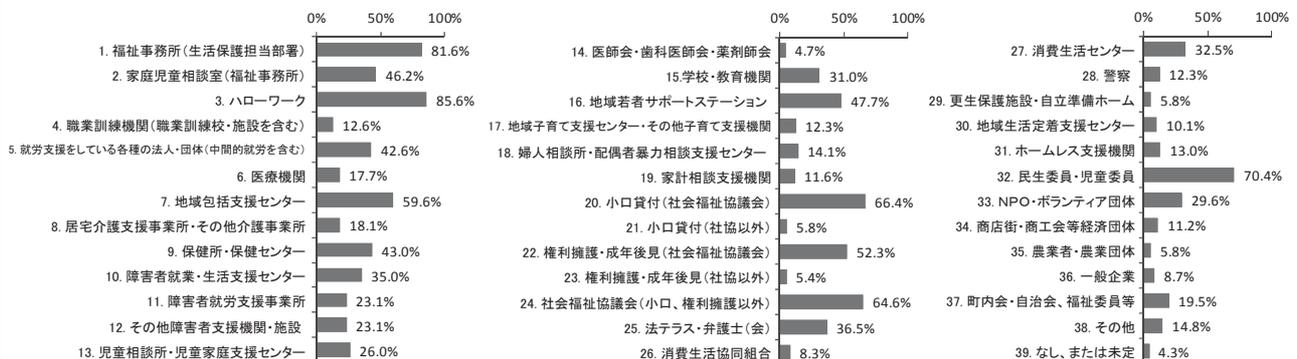
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況



(2) 協議の場での協議内容 (複数回答) (庁外との協議の場が「有」を選択のみ)



(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関 (複数回答)

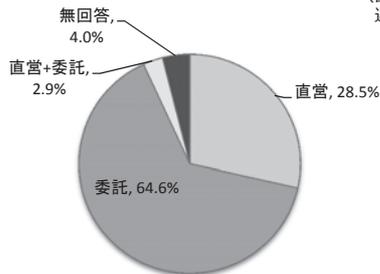


4

4 実施形態

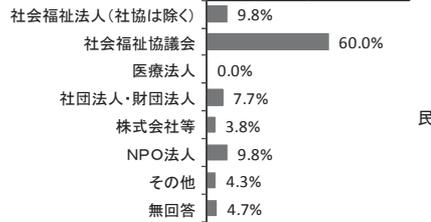
- 自立相談支援機関の設置について、委託が6割を超えており、委託先は多岐にわたるが、社会福祉協議会が6割と多く、社会福祉法人、NPO法人が約1割となっている。また、自立相談支援機関の設置場所については、役所・役場内が4割、受託した法人施設内が3割となっており、そのほか民間事務所ビルに借用、公的施設内が1割を超えている。
- 委託先の決定方法は、随意契約が6割強と最も多く、委託先選定の決め手となった要因としては、これまでの類似事業の実績が8割弱と最も多く、次いで専門的な人材が確保されている、地域でのネットワークが豊富と続いている。

(1) 自立相談支援機関の設置形態



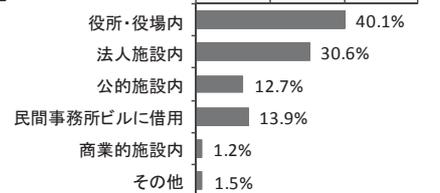
(2) 委託先

(記載のあった自立相談支援機関(324件)の中で「委託」を選択のみ)



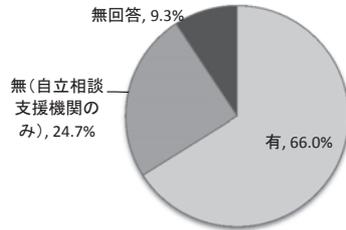
(3) 自立相談支援機関の設置場所

(記載のあった自立相談支援機関324件)



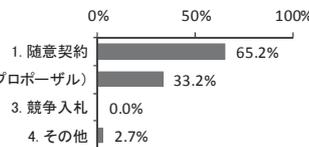
(4) 他の併設施設・相談窓口等の有無

(記載のあった自立相談支援機関324件)



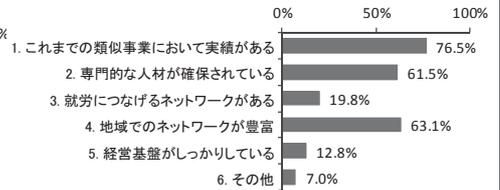
(5) 委託先の決定方法

(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



(6) 委託先選定の決め手となった要因

(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



5

5 職員体制

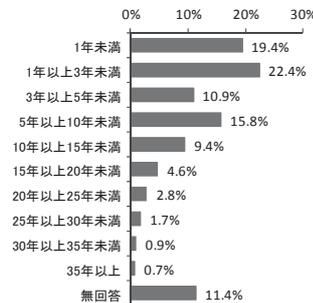
- 自立相談支援機関の職員は、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 相談支援員の経験年数は、一年以上3年未満が最も多く2割強、次いで1年未満が2割弱となっている。
- 相談員が保有する資格は、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。「特になし」の2割は特徴的といえる。
- 職員研修で実施したこととしては、法の趣旨の理解が最も多く5割を超え、それ以外は概ね3割程度となっている。
- 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況については、就労準備支援事業、家計相談支援事業が2割弱のほか、その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業との兼務も1割弱となっている。また、それ以外の事業との兼務も2割弱となっている。

(1) 自立相談支援機関の職員体制 (人口規模別)

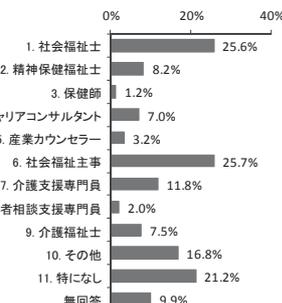
1 圏域あたり平均職員数 ※職員記載のあった213機関について

人口規模	全職員数(兼務含む)	うち			
		正職員数の人数	主任相談支援員の数	相談支援員の数	就労支援員の数
5万人未満 (53圏域)	2.98	0.60	0.76	1.66	0.64
5万人以上10万人未満 (52圏域)	3.14	0.48	0.87	1.79	0.75
10万人以上30万人未満 (60圏域)	4.05	0.37	0.83	2.28	0.63
30万人以上50万人未満 (20圏域)	6.35	0.70	1.00	4.40	2.15
50万人以上100万人未満 (18圏域)	7.72	0.44	1.44	5.33	2.72
100万人以上 (10圏域)	7.50	0.00	1.40	3.00	1.70
全体 (213圏域)	4.25	0.47	0.92	2.50	1.03

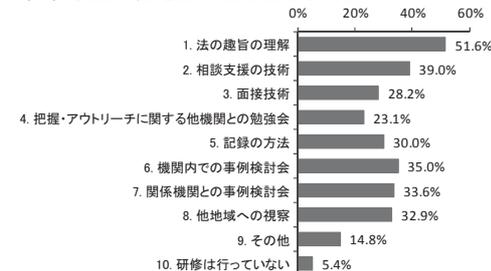
(2) 相談支援員の経験年数



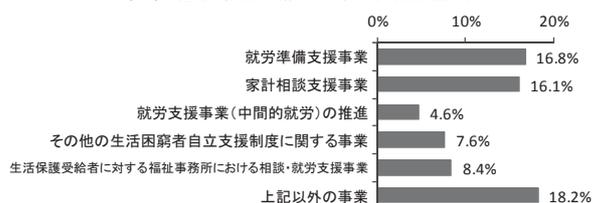
(3) 職員が保有する資格 (複数回答)



(4) 職員研修において実施したこと



(5) 他事業との兼務の状況 (複数回答)

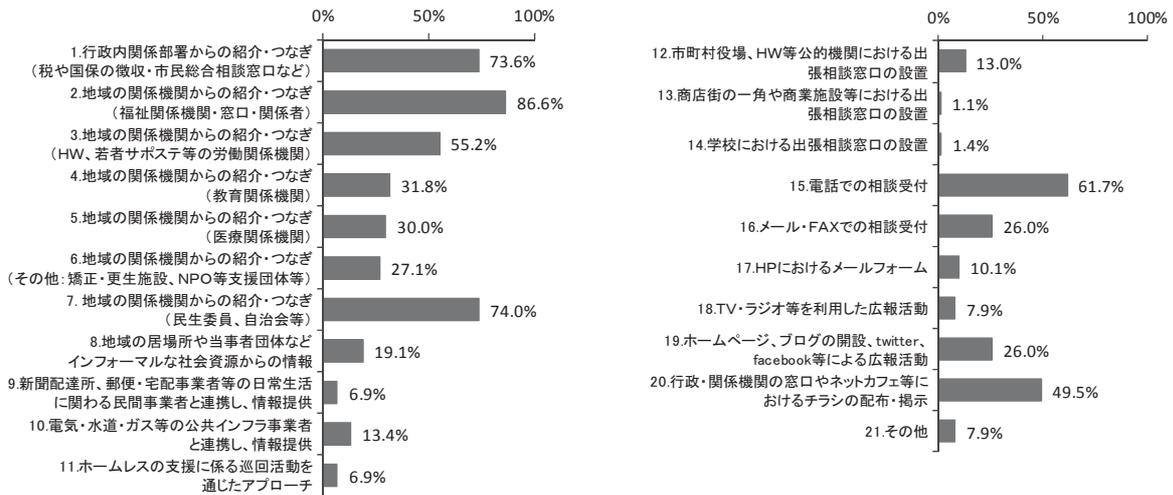


6

6 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の民生委員や福祉・労働の関係機関から紹介・つなぎや、行政内部からの紹介つなぎが多く、電話による相談やチラシの配布・掲示も半数程度の自治体で取り組んでいる。
- また、単に窓口で相談を待つだけでなく、出張相談や窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）

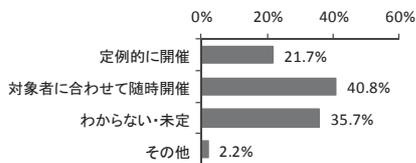


7

7 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的に開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、随時開催が4割を占めており、3割以上がまだ開催していないなど未定である。また、随時開催よりも定期的に開催されている会議の方が1回あたりの取扱ケース件数が多くなっている。
- 構成メンバーの決定方法については、委託先の機関が決定、関係機関と協議のうえ決定がともに3割を超えており、行政が決定する場合は2割である。
- 支援調整会議への本人の同席については、必要に応じて求めるが4割強、同席を求めないが4割となっている。

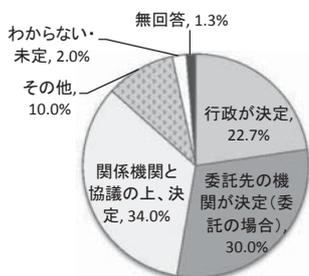
(1) 開催時期（複数回答）



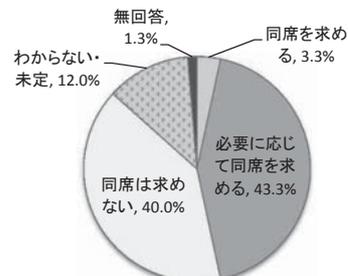
(2) 1回あたり取扱いケース件数

定期的に開催	平均 5.4件
随時開催	平均 2.5件

(3) 構成メンバーの決定方法（定期開催、随時開催を選択のみ）



(4) 本人の同席（定期開催、随時開催を選択のみ）

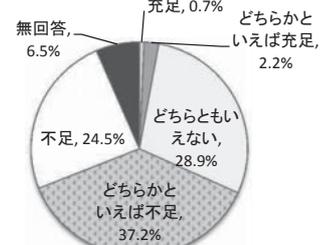
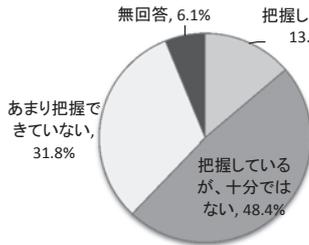


8

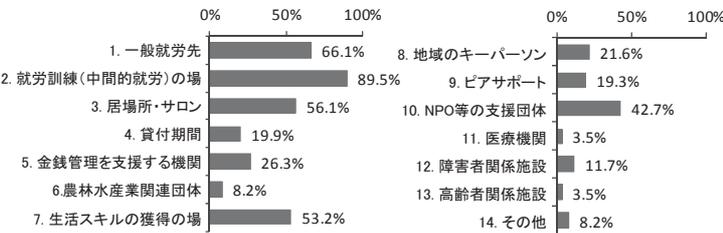
8 地域づくり

- 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源については、「把握しているが十分ではない」が約5割、「あまり把握できていない」は約3割となっており、自治体の把握に向けた取り組みも必要である。
- 生活困窮者支援を行うための社会資源については、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が6割を超えており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多い。また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。
- 生活困窮者支援を通じた地域づくりについては、就労先や就労訓練の場の開拓に向けて取組を行っている割合が3割強となっている。

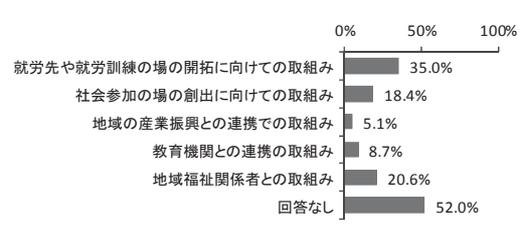
(1) 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源の把握状況 (2) 地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況



(3) 不足している社会資源 (複数回答)
(社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ)



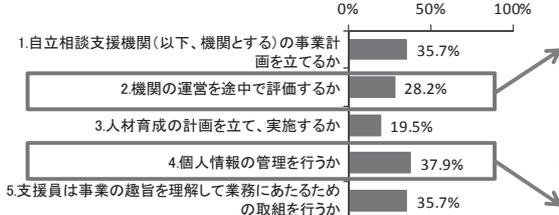
(4) 生活困窮者支援事業を通じた「地域づくり」について現在行っていること (複数回答)



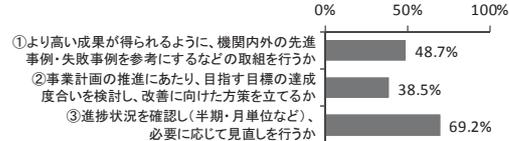
9 事業評価

- 事業評価に関して、「体制整備・運営計画」については、4割弱が個人情報の管理や事業計画に着目している。また、3割弱が運営途中で評価するとしており、その中では、進捗状況を確認し、必要に応じて見直すとしているところが7割となっている。また、個人情報の管理に着目した場合、8割強で職員が意識するよう指導しているとしており、管理者を定める点については3割程度となっている。
- 相談支援業務については、事業の運営自体を評価するとしているのが6割程度であり、その中では、約8割が相談受付件数・申し込み件数となっており、次いでプラン達成状況が6割、就労・増収者とプラン作成者数がともに5割程度となっている。

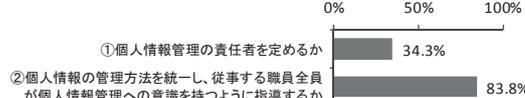
(1) 体制整備・運営計画について



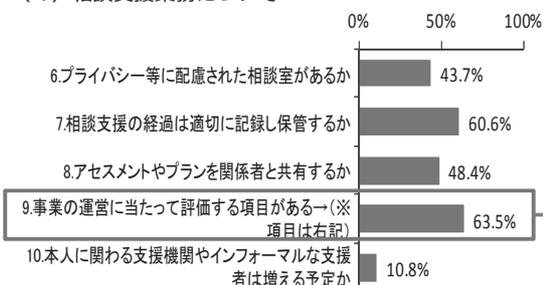
(2) 「2.機関の運営を途中で評価するか」を選択した場合



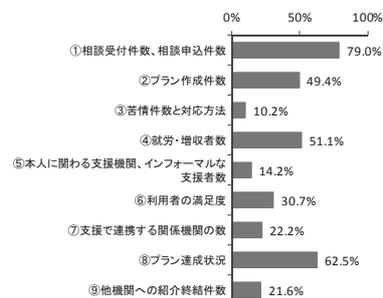
(3) 「4.個人情報の管理」を選択した場合



(4) 相談支援業務について



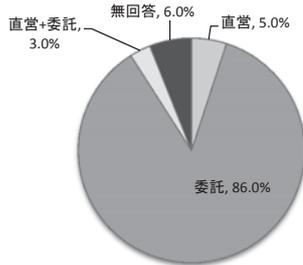
(5) 「9.事業の運営に当たって評価する項目がある」を選択した場合



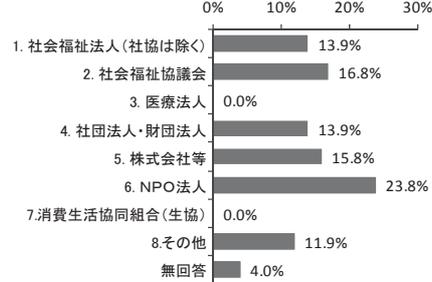
10 就労準備支援事業

- 就労準備支援事業を行っている100圏域のうち、9割弱が委託となっている。その中で、約2割がNPO法人、次いで社会福祉協議会、株式会社等と続いている。
- 就労準備支援事業の職員体制は、1機関あたりの平均人数では、委託で多くなっている。また、就労準備支援担当者の経験年数は1年以上3年未満が最も多く3割を超えており、次いで3年以上5年未満と続いている。

(1) 就労準備支援事業の設置形態



(2) 委託先 (※委託しているとの記載があった101件)

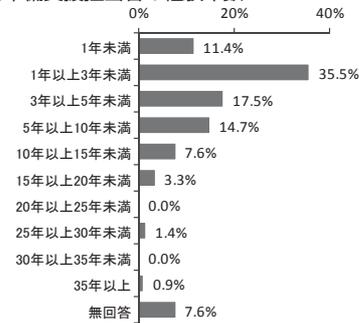


(3) 就労準備支援事業の職員体制

※職員記載のあった70機関について

	全体	1機関あたり平均
全職員数 (70機関)	211人	3.0人
直営 (3機関)	4人	1.3人
委託 (62機関)	187人	3.0人
直営+委託 (2機関)	13人	6.5人
無回答 (3機関)	7人	2.3人

(4) 就労準備支援担当者の経験年数

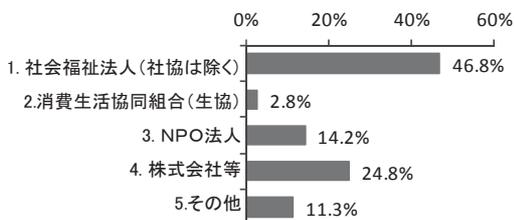


11

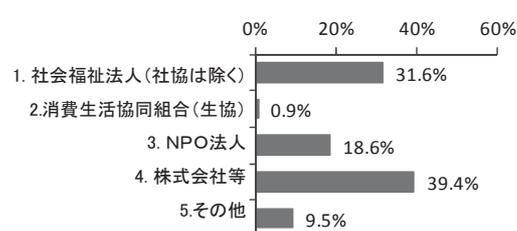
11 就労訓練事業

- 就労訓練事業者については、すでに実施している圏域は141あり、事業者は社会福祉法人がもっとも多く5割弱、次いで株式会社等、NPO法人と続いている。
- なお、今後実施予定も含めた231の圏域のうち、今後実施予定の事業者は、株式会社が4割弱となっており、今後は社会福祉法人だけではなく民間企業の巻き込みも予想される。

(1) 就労訓練事業者 (すでに実施している事業者)



(2) 就労訓練事業者 (今後実施予定の事業者)

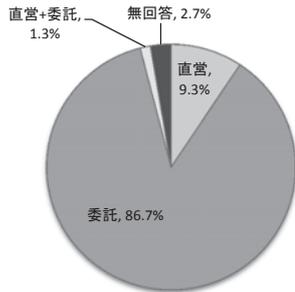


12

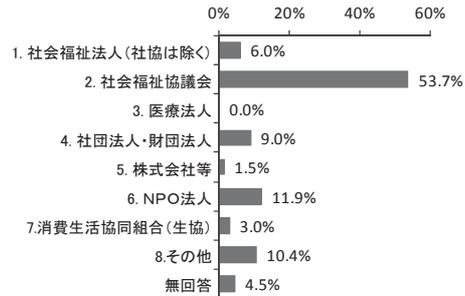
12 家計相談支援事業

- 家計相談支援事業を行っている75圏域のうち、9 割弱が委託となっている。その中で、約半数が社会福祉協議会、次いでNPO法人となっている。
- 家計相談支援事業の職員体制は、1 機関あたりの平均人数では、直営で多くなっている。また、家計相談支援員の経験年数は1年以上3年未満が最も多く3割弱となっており、次いで3年以上5年未満と続いている。

(1) 家計相談支援事業の設置形態



(2) 委託先 (記載のあった委託先67件について集計)

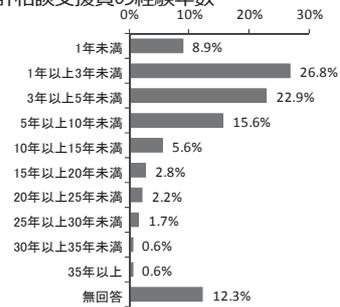


(3) 家計相談支援事業の職員体制

※職員記載のあった58機関について

	全体	1機関あたり平均
全職員数 (58機関)	179人	3.1人
直営 (6機関)	26人	4.3人
委託 (51機関)	147人	2.9人
直営+委託 (1機関)	6人	6.0人

(4) 家計相談支援員の経験年数



中間課題の説明

田 村 満 子

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員

生活困窮者自立相談支援事業 主任相談支援員 スキルアップ研修

中間課題の説明 「企画シート」を活用して

企画シートとは

- * 行政、関係する多様な領域の関係者とともに、これまでのクライアントとは異なる方々への支援を、ともに取り組んで行く。
⇒ 共通言語、方向性、取組理由とその根拠、取組内容の可視化
を行うために活用するシート
- 【今回は、テーマ設定済という環境のなかで】

1. 自立相談支援事業を見えるか 【企画タイトルは、事業周知を目的に】

* これまでの多くの類似の事業、相談事業等との差別化

⇒「いつから」「なにが」始まるのか……

それは、

「誰が対象になるのか」

「誰に知らせる必要があるのか」

「どのように知らせるのか」

2. 気になる地域は？

【地域】をどのようにとらえるのか

* 「周知」を、全市対象に実施するのか、

* 「周知」を、地域性に配慮して行うのか、

⇒

* これまで、行政として

* これまで、機関のなかで

* これまでのネットワークのなかで

⇒モデル的に取り組む！！！！

3. なぜ、その地域が気になるのか 【根拠を明らかに】【現状分析】

- * 数字だけではなく、
「地図」を活用した見える化のなかで……

4. 地域に住む人達の声は？ 【個別課題】

- * 「相談会」「イベント」「地域懇談会」等でこれまで培ってきた一人一人の声に改めて耳を傾ける……
- ⇒ その地域を歩く
 - * 可視化；住宅地図
 - * 気になる？
- ⇒ 行政の公表数値、図書館、インターネット……
- ⇒ 集めた声、情報を共有する ⇒ 様々な角度から

5. 周知を意図的に展開することで 【ねらい・効果】

* 住民が今回の、「生活の困窮」「稼働年齢層」
「その人なりの自立を社会が支援する」……

⇒

等々のキーワードを、他人事ではなく、
「私達の」そして、「もしかしたら、私の」問題へ

* 地域の実情に照らし合して、「ねらい」「効果」
を記載する

6. 地域を巻き込む 【企画書として】

* 誰とともに、

* 誰に向けて、

【理解者づくり】

* どのような手順で、

【可視化】

* どのような方法で、

【KJ法】

* 専門用語が混ざっていないか？点検し、

* 「無関心」から「関心」へ

* 「準備」から「実行」へ

7. 取組を振り返る 【想定内？想定外？】

* 重要なことは、
小さな成功体験を、共有する
⇒
「相談者」そのような人達？
「成果」をどのように見るのか？

8. この地域は、今回で終われるか 【成果と課題】

「実行」後に改めて、
今後の周知効果を継続するには？
拡大していくには？
⇒「アンケート」「ヒヤリング」
どのような方法で、課題を整理して、
今後につなげていくのか？

9. これからが、本番！！！！ 【今後の展望・目標】

* 選定した「地域」での周知を

①他の地域に活かせるものは？

②今回の地域だから、活かせるものは？

⇒全市の周知に向けて……

後期プログラム

[東京会場]

- 開催日：2015年2月11日（水）～12日（木）
- 会場：KFC Rooms（10階）101～102

[大阪会場]

- 開催日：2015年3月4日（水）～5日（木）
- 会場：天満研修センター 205教室

後期プログラム

1日目

時間(分)		形式	プログラム・講師(敬称略)
10:30～10:45	15		オリエンテーション
10:45～18:00 (昼食休憩 60分)	375	演習	「中間課題の報告会」 講師:田村満子(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)

2日目

時間(分)		形式	プログラム・講師(敬称略)
9:00～12:00	180	演習	「事例演習①」 講師:早川奈緒美(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
12:00～13:00	60		昼食・休憩
13:00～15:45	165	演習	「事例演習②」 講師:早川奈緒美(主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員)
15:45～15:55	10		休憩
15:55～16:55	60	行政 説明	「生活困窮者自立支援制度の円滑な施行にむけて」 講師:東京会場 鍋木 奈津子(自立支援企画調整官) 大阪会場 高橋 英之 (自立支援専門調査員) (厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室)
16:55～17:00	5		閉会

中間課題の報告会

田 村 満 子

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員

中間課題報告会

10時45分～18時00分

はじめに

- 全体進行の説明

10分

⇒ここでは、前期にお願いしていた
「中間課題(事業、機関の周知)の報告」
を中心に、振り返り、
そして、「評価シート」の地域レベルの再考を
行う。

* 途中で15分程度の休憩を2回くらい

1. グループ内で

- 個人報告
 - 「中間課題」の報告をグループ内で行う
15分+5分(質疑)×6人
=120分
- * 報告時には、ツール類も一緒に紹介、
質疑は、報告内容に対するもの

個人報告の手順

1. 現状分析に使用したデータは、どこからどのように入手したのか？
2. 個別課題は、組織内で、どのように共有しましたか？共有するなかで、新しい気づきがありましたか？
3. 「ねらい」「効果」「取組内容」「ネットワークの予定内容」は、誰と協議しましたか？だれに、いつどのようなツールを活用しながら、提案しましたか？

- 4. 実際の実組内容とともに、「成果と課題」を報告。
- 5. 今後の展望・目標を発表。

* 最後に質問等グループメンバーからコメントをもらう。

2. グループで議論①

- 25分

【現状分析、個別課題を振り返る】

- ・さらに必要な情報の種類はどのようなものがあるか？

⇒「データ」「事実」「声」等から

- ・現状の認識、課題は、関係機関と共有できていたか？

3. 発表

* 全体共有
15分程度

4. グループで議論②

• 25分

【課題を進めていくうえで】

- ・「困難だと感じた事柄」「その理由」はどのようなものがあるか？
- ・その解決のために取り組んだ「事柄」について
取組ことができた工夫はあるか？
今後、考えられることはなにか？

5. 発表

- 全体共有
- 15分

6. 課題報告

- 全体で特徴的な取組を報告してもらいます。

⇒

一人15分×3人
=45分

*まとめ
5分

7. 地域レベルの再点検

10分+5分×3=45分

前期研修時の評価シート活用のセッションを再度行う。

3人一組になる。

⇒グループで共有、振り返り

15分

8. 発表

- 全体共有
- 15分

ふりかえり

- 10分程度

⇒「地域」に対する周知活動は、
広さ、関係者、対象者、住民一般等
その方法には様々な工夫が必要。
その地域の持つ特色を踏まえながら、
どのような周知を行っていくことができ、結果、
早期に必要な人が、事業に繋がり、実際の
支援を展開することができるか。

⇒繋がり再構築(ネットワークの構築、点検)

生活困窮者自立支援法関係の 予算等について

厚生労働省の広報について（予定） （生活困窮者自立支援制度関係）

生活困窮者を早期に把握し支援につなげるため、広報について、各自治体において、十分な取組をお願いしたい。

なお、厚生労働省における広報については、以下のとおり展開する予定である。

- 生活困窮者自立支援制度のリーフレット、パンフレット、ポスターの作成。
 - ・ 各自治体の取組に即して適宜加工できるよう、電子媒体を速やかに提供する予定である。
※ リーフレット等の印刷経費などは、今年度の施行円滑化経費や来年度の自立支援事業の事業費からの支出は可能である。
 - ・ 加えて、地域福祉課からは、全国団体等にポスター等を配布予定。
- 政府広報により、2月中旬に新聞突出しの掲載予定。

（調整中の掲載文(案)）

「4月から生活困窮者の支援制度が始まります」

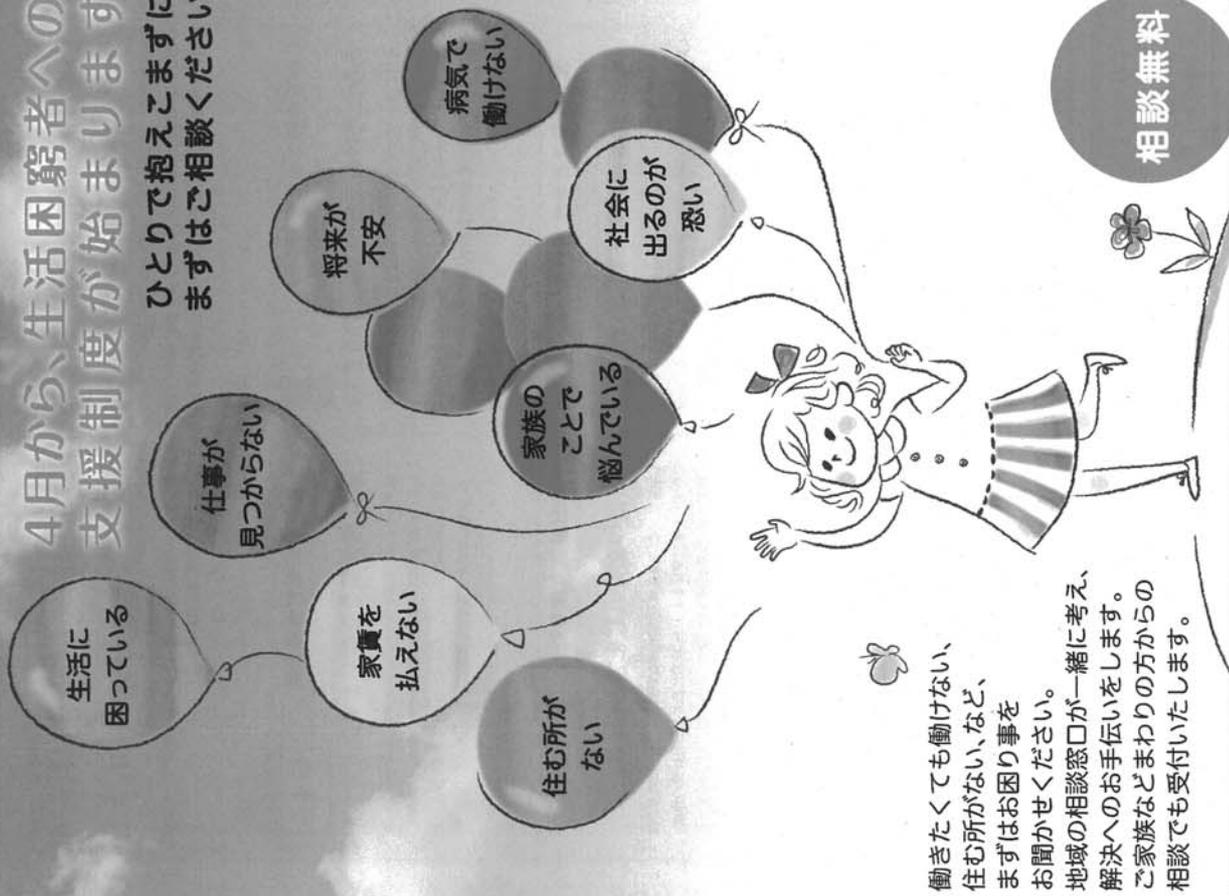
働きたくても働けない、生活に困っている、住むところがないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が4月から全国に設置されます。詳しくは、お住まいの都道府県・市にお問い合わせください。

参考資料7

27.1.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

4月から、生活困窮者への 支援制度が始まります

ひとりで抱えこまずに
まずはお気軽にご相談ください



働きたくても働けない、
住む所がない、など、
まずはお困り事を
お聞かせください。
地域の相談窓口が一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族などまわりの方からの
相談でも受付いたします。

相談無料

ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口にご連絡ください。



4月から、生活困窮者への支援制度が始まります。

就職 住居 家計管理 子どもの学習 等をサポートします。

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。



自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

難関などにより住居を失った方、または失われおそれの無い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年間の期間、プログラムによって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労準備金の提供を行います。



就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業業務を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)もあります。



生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日帯的な生活習慣、仲間と出会う活動ができる居場所づくり、進路に関する支援、高校進学等の中途防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

<相談から支援までの流れ(相談無料・相談室)>

- まずは地域の相談窓口へ、生活の状況を伺う。
- あなたの状況を伺った上で、あなただけの支援プランを作成する。
- 自治体の窓口や、生活困窮者支援センター、NPO等と連携して、自立に向けた支援を実施する。
- 必要に応じて、自治体の窓口や、生活困窮者支援センター、NPO等と連携して、自立に向けた支援を実施する。
- 必要に応じて、自治体の窓口や、生活困窮者支援センター、NPO等と連携して、自立に向けた支援を実施する。

生活困窮者自立支援制度を利用して生活を立て直したケース

社会参加から就労へ

私(Aさん)は、高校を中退後、アルバイトをしていましたが、アルバイト先でのトラブルで辞めてからは、母親を介護することで、自分の役割がここにあると思うようになり、特に就職の必要性を感じなくなっていました。しかし、支援員と何度か話すうちに、近くにある「男性介護者の会」に興味をもちました。試しに行ってみようと思ったところ、互いの苦勞をねぎらい、自分の存在を認めてもらえる仲間に出会うことができ、やがて一緒に活動するようになり、徐々に自信を取り戻し、今度は支援員に、ひきこもりの人々にも理解のある飲食店を紹介してもらい、働き始めました。始めは、環境に慣れず休みに休むことが多かったが、職場の理解も得ながら徐々に休む回数も減りました。母親の介護は介護保険を申請し、ヘルパーさんに来てもらうことで、今は充実した毎日を送っています。

住居確保給付金と就労訓練事業による支援

私(Bさん)は貯金が少なくなり、このままではアパートを出ていかなければならず、切迫した状況になりました。支援員からは、まずは安定した住居を確保する必要があるということで、住居確保給付金の制度の説明を受け、給付の決定を受けることができました。就労については、私には調理スキルがあったことから、飲食業での就労を望みましたが、専ら時間をつけて生活を立て直すことが大事だと考え、生活リズムを整え、対人スキルを身につけることを短期目標とし、就労訓練事業の非雇用型として高齢者施設に通うことになりました。始めは、利用者として切り替わりましたが、今では、人の役に立ちたいという思いから、ヘルパー資格を取るべく準備を進めています。

本人だけでなく家族も含めた包括的な支援

私(Cさん)は、飲食店を倒産に追い込まれてしまったことで、完全に自信を失い悲鬱的になってしまいましたが、働きたいという気持ちを持ち続けていました。支援員と話すうちに、前職店を経営した経験があるということは自分にとつての強みであるという考えに至り、支援員の支援もあり、調理補助の正社員として就職することができました。私が仕事を開始したことで、妻はパート1つに減らすことができ、生活に余裕ができたことで、家族に対して優しく接することが出来るようになりました。長女と一緒に過ごす時間を持つことができようになったことで、長女が生活習慣が改善されていきました。また、長女は学習支援に通うことで、高校に進学して、将来やりたいことを見つけたと考えるようになり、担任教員の協力のもと、今では学校にも通えるようになりました。

他制度を活用した複合的な支援

私(Dさん)は、健康状態が気になっていたものの、健康保険料を払ってあげず、無保険状態であったため通院できませんでした。便溺血があり、3日間も何も食べていないという状態を支援員に相談すると、緊急性があると判断され、生活保護の申請を行うとともに、一時生活支援事業を利用することができました。1週間後、生活保護の決定(医療扶助)があり、通院することができました。その後、一時生活支援事業が利用できる3ヶ月間、就労ができてきたよう健康状態は回復するまで支援してもらい、回復してからアルバイトを探して、貯蓄することを目標にしました。その結果、一時生活支援事業の支援期間終了と同時にアルバイト先に採用されることになり、生活保護(医療扶助)は終了となりました。今では職場にも慣れ、生活も安定しています。

自立相談支援機関によるアセスメント・プラン作成

- ケース1** Aさん(38歳女性) 長期引きこもりのケース
Aさんは、両親と3人暮らし、高校を中退後、一時アルバイトを体験したもののすぐ辞めて家に引きこもるようになり、父親(80歳)は、無口で、とても厳格な性格で、母親(78歳)は、もともと高気圧な人で、母親の精神的負担が大きい。家族が管理して家計の中心になっており、母親が管理しています。
- ケース2** Bさん(26歳男性) 求職者への支援のケース
Bさんは、高校時代にいじめに遭い、同年代の人間関係を築けず、専ら専門学校に通学し、卒業後は、飲食店にパートで就労しましたが、職場でのトラブルをきっかけに、職場を無断で休みがちになり、解雇されました。その後も就職先を探さず、求職活動も進められなくなっていました。
- ケース3** Cさん(47歳女性) 貧困の連鎖防止のケース
Cさんは、専業主婦の3人暮らし、飲食店を経営していましたが、不況のため廃業に追い込まれました。妻(46歳)は、手が仕事で、収入が少なく、家計を支える役割を担うようになり、現在はパートを3つ掛け持ちしています。長女(14歳、中学校2年生)は、中学入学後、勉強についていけなくなり、学校を休みがちになりました。夜遊びも増えました。
- ケース4** Dさん(32歳女性) 緊急支援のケース
Dさんは、IT関連会社に正社員として就職しましたが、業務量化によりストレスを覚えました。その後、非正規でIT関連の仕事を経験してきましたが、解雇され、仕事を半年間見つけないまま、アルバイトを3つ掛け持ちしています。親里に同じことも考えますが、既に結婚し、妻を養っていることから、事業で再就職することを決めます。



中間課題の報告会

テーマ：自立支援相談機関の周知

今回の研修では、中間課題として、「事業の周知をする」という課題をテーマにそれぞれの地域で取り組んでいただいた。一概に「周知」というテーマであっても、それぞれの機関は、直営であったり、委託を受けていたりその置かれている状況は異なる。同時に、その対象とする地域の広さも様々のなか、周知を行う際に、どの地域をまずは対象に設定し、どのような機関とネットワークを組み、どのような手法で、この事業周知を進めていくのかを「企画シート」の活用を通じた報告を以下にご紹介していきたい。着眼点等を、今後の参考にしていただきたい。なお、報告の共通した意識は、この事業を通じた街づくりであり、単純に事業を広めることに終わっていない点である。

(1) 日常の実践を通じて、地域課題を把握する

報告者の所属する機関は、委託を受けた自立相談支援機関である。「現状分析」「地域課題」を抽出するにあたり、古くからの住民と新しいマンション入居者等が混在する中、地域住民のニーズ、および地域課題は多様であると考えた。そこで、事務所のある地域を最初の周知活動の対象地域とした。

現状分析のなかで、「自治会加入率」「昼夜人口の差」に着目した点が興味深い。そのうえで、夜間の地域実態が現状の実践だけでは把握することができないと判断し、企画内容を検討した。

(2) 機能を発揮するためのネットワーク構築

「夜間」「古くからの住民」「自治会」に焦点化した結果、最初の周知活動を、事務所所在の地域に限定し、その地域の自治会に加入し、昼間の地域活動では顔の見えづらい古くからの男性住民との関係を意識したネットワークの構築を始めた。そこには、民生委員、自治会長、防災、防火委員会メンバーが集まり、「夜警活動」という活動を通じて関係を構築していこうとしている点が特徴的である。古くからの住民ニーズ、地域の抱える課題について、夜警活動をともに行うことで収集しようとしている。そのことを通じ、事業の周知活動への助言を得るなどの効果も見られた。

(3) 今後の課題・目標

行政が直接行う周知活動とは異なり、委託を受けた機関の周知活動は困難が伴う。また対象とする本来の地域規模が非常に大きい場合は、地域特性に配慮した周知の方法が求められる。「新たな転入層」と「古くからの住民層」とは新たな事業への関心は全く異なる。今回同様の自治会加入による関係構築は通常、難しいことも多い。今後、他地区全体に向けて展開していくにあたっては、その地域特性に見合った手法、住民の年齢層に配慮して周知を行うことが必要となるが、今回の企画のようにキーワードを意識して展開を図ることが重要となる。

企画タイトル 地域とまちづくりができる支援機関を目指して～防災活動を通じた取組み～

①計画時 (11月25日記入)
②実施後の中間報告 (1月20日記入)

氏名小笠原 典子 (さいたま市大宮区)

中間課題

① 計画内容を設定する

現状分析

①対象地域の現状、数値的データ等

- 人口：約114,000人
- 人口はこの5年増加傾向(地区、他地域からの移動に起因)
- 単身世帯が市内でも多い。
- 人口に占める14歳以下の割合が市内で最も低い。
- 完全失業率5.37% 自治会加入率65.8% 生活保護率1.58%
- 埼玉県唯一の商業地であり、教育機関や都市機能等が発達・充実している。また県内主要鉄道路線が交差する鉄道路点でもある。
- 昼夜人口比率は区内トップ。

個別課題

①地域における個別課題

- 対象区は歴史のある街で、古からの住民が多く住む一方、マンションの多い中心市街地や郊外には新たに転入してきた区民も増えている。⇒地域に対してのニーズは様々であると予想される。
- センターの相談は男性の単身者が多く、その多くは他地域からの転入者であり、地域とのつながりも少ない。
- 昼間と夜間人口の差が激しく、地域状況の変化がある。

ねらい

①ネットワーク構築の取組み(事業)のコンセプト

- 地域活動を通して、近隣の方にセンターの存在を知っていただく。
- 男性参加者が多い夜警巡回に参加することで、男性の地域ニーズを聞く。
- 昼間(開所時間)以外の時間帯の地域状況を把握する。

効果

①期待する効果 ※やった結果として意味あること

- 地域の情報が集まりやすくなる。
- 地域との関係性の土台ができる。
- ネットワーク構築のヒントが得られる。

取り組み(事業)内容[予定]

①計画内容

- 朝のゴミ出し等で近隣の方と世間話をする機会を作る。
- 自治会長と民生委員にごあいさつをする。
- 自治会に入会する。
- 自治会の活動に参加をする。

①朝のクリーン活動
②月に一度の夜警巡回

ネットワークの内容[予定]

メンバー

- 自治会長、防災・防火委員会委員長、民生委員
- 自治会員有志
- 生活自立・仕事相談センター大宮 スタッフ男女各1名

スケジュール・手順

①予想スケジュール・手順

※事前準備として自治会長と民生委員に挨拶と事業説明を行い、自治会へ入会をする。

- 夜警の申込みを行う。
- 自治会長との日程調整を行う。
- 夜警に参加(12月～2月の期間、月に1回)

活用ツール(モノ、カネ)

①計画時に予定しているツール

- 自治会費
- 寒さに負けない身体、防寒グッズ
- 町内全体の地図

取り組み(事業)内容[実際]

②実施した内容

- 数軒先の近隣の方に自治会長を紹介していただく
- 自治会長がセンター来訪。ごあいさつと事業説明。自治会に入会。自治会長より民生委員をご紹介いただく。
- 民生委員がセンター来訪。ご挨拶と事業説明。
- 回覧杯の集集案内より自治会の活動に申し込む。

①朝のクリーン活動 11月16日に実施済
②月に一度の夜警巡回

ネットワークの内容[実際]

メンバー

②実際に関わったメンバー

- 自治会長、防災・防火委員会委員長、民生委員
- 自治会員有志 総人数39人、延べ82名(8割男性)
- 生活自立・仕事相談センター大宮 スタッフ男女各1名(自治会員有志男性2名+センタースタッフ2名のチームで巡回)

スケジュール・手順

②実際のスケジュール・手順

- 11月中旬 回覧板で夜警の申込み
- 11月18、26日 自治会長と電話で夜警日程調整
- 11月27日 自治会長来訪 夜警スケジュール確認
- 12月13日 20:00～21:00 打ち始めに参加
- 12月16日、1月27日、2月24日 21:00～22:00 夜警実施
- 2月28日 打ち始めに参加

活用ツール(モノ、カネ)

②実際に活用したツール

- 自治会費
- ホッカイロ
- 町内全体の地図

成果と課題

②実施後の成果と課題

- 打ち始めでは、自治会の皆さんの会話の中でセンターに関心を持ってくださる方が多かったです。周知方法に関してもアイデアを出していただいた。
- 夜警巡回では、近隣を回る中で「最近は空き家が多くなっていて」、「高齢者の一人暮らしが増えており、なるべく自治会のサークルに声をかけている」といった状況や、「小学生の登下校時に見守り活動をしているが、そのメンバーが少ないので体制化していきたい」などのニーズを掴むことができた。
- うち締めでは、お酒をいただいたきながら懇談。自治会長のご指名で本制度と地域づくりについてのお話をさせていただき、励ましの言葉をいただいた。社会的孤立の問題については「私たちの町会ではそういう心配はない。町会ががんばっているから」と、自治会の皆さんの地域に対する強い思いを感じた。

今後の展望・目標

②今後の事業展開

- 今回はセンターが所在する町会内での関係づくりが重点を置いたが、対象地域は全区であるので、今回の関係性や手法を土台としながら、ネットワークを広げていく。(口コミ、紹介等)
- 今後も継続して自治会活動に参加し、様々な年代の方との交流を通して、地域課題を発見していく。

報告2 「子ども支援を通じた地域づくり」

(1) 日常の実践を通じて、地域課題を把握する

報告者は、社会福祉協議会の所属で、委託を受けた機関である。但し、職員体制は充分とはいえ、専任相談員がいない子どもの相談を受けた際、地域の資源を活用しようとしたことが今回の企画へと繋がった。地域のなかで、子どもの学習支援等多くの社会資源が確認されたものの、その展開している分野が、「福祉」「教育」という異なるもので展開されていた。そのため行政の担当部署もバラバラで、今回の事業も「貧困」という分野のなかで、担当部署もまた異なるものだった。互いに、その存在に気づきはしているものの、十分な理解や全体の把握もされていない状況から、今回の事業の周知活動を通じて、「福祉」「教育」の分野でも、共通に「困窮」という面からも支援が展開できることを、目指して企画された。

(2) 機能を発揮するためのネットワーク構築

地域で無料学習支援を行っている団体や個人、子どもの支援を行っている団体や個人、担当部署となっている行政担当者（生活困窮事業担当、生活保護担当、中高生支援担当者）、社会福祉協議会など、縦割りではなく、「子ども」というキーワードで人、団体を企画のコアメンバーとして位置づけた。

まずは横のネットワークを構築するために「ネットワーク会議」の立ち上げを最初の企画としたが、いきなり会議開催とするのではなく、すでに地域のなかで、実績のある団体、個人を集め、会議開催に向けた意見を交換する機会を確保し、立ち上げて行くというプロセスを踏んでいる。お互いの活動実績、活動特性等を尊重し、この事業開始に周囲を合わせるのではなく、これまでの活動を活かすという発想は重要といえる。

(3) 今後の課題・目標

これまで各団体、個人が活動している状況を地域全体で、把握されることはなかった。今回の企画において立ち上げられたネットワーク会議では、「知り合う」ことから、始められた。今後「互いの活動の正しい理解を行う」ことを目標とし、効果設定されている。さらに、それぞれの特性を活かしながら、「共有」できるところ、「役割分担」できることを「福祉」「教育」という分野を超えて、「貧困」を共通の切り口にしながら、縦の活動を横の活動へ、「個の活動」を「面の活動」に変化させながら、地域全体で子どもの支援を、それぞれの特性を活かしながら展開していく仕掛けを行っていかうとする企画は、キーワードをその地域課題に合わせて考えると、他の地域でも十分に活かすことができる企画といえる。

企画タイトル 子ども支援を通じた地域づくり

① 計画時 (1/2月 2/2日記入)
② 実施後の中間報告 (1月 2/3日記入)

氏名 小林 聖子 (東京都)

中間課題

① 計画内容を設定する

現状分析

① 対象地域の現状、数値的データ等
 ターミナル駅「地域」を中心とした都市部。面積 1301.4㎡に人口 27 万強で人口密度日本一の過密地域。ここ数年、高層マンションの建設が進み人口が増加傾向にある一方で、家賃相場が高くファミリー層が住み続けにくいという面もあり「消滅可能性都市」にも挙げられている。
 必須事業の中で相談支援団体が「子ども支援員」を兼務、子どもがいの世帯に対し定期訪問・学習支援団体へのつなぎ等を実施している。
 ・総人口 274,680 人 うち年少人口 23,733 人 (8.6%)
 ・区立小学校 22 校 区立中学校 8 校
 ・無料学習支援団体 7 団体 1.0 か所 (うち 3 か所は社協で実施)
 ・生活保護率 24.4%。(保護人員 7,034 人のうち年少人口は 214 人)

個別課題

① 地域における個別課題
 現在、子どもへの支援活動をそれぞれの団体が地域内で展開しているが、「生活困窮」「福祉」「教育」と様々なテーマに分かれるため、行政のどこか窓口になるがはっきりしておらず、団体の活動への支援がバラバラに実施されている状況がある。

※なぜ、上記の課題を取り上げたのか？

ねらい

① ネットワーク構築の取り組み (事業) のコンセプト
 新しい制度を周知しながら、関係する機関・団体のネットワーク構築を図り、地域でさらに活発な活動が展開できるようにする。
 また、子どもに向けた活動をきっかけにして、個の問題ととらわれない「困窮」という課題が、地域で支援できることがあるという意識を広げていきたい。
 学習支援活動をきっかけとした子どもへの支援を通じて、親や世帯への支援へつなげていきたい。

効果

① 期待する効果
 地域で活動をしている団体と行政、社協が連携できる体制をつくることにより、今後の方向性やビジョンの共有、また活動に対する支援方針について検討することができるようになる。システム構築
 学習支援活動等を広く地域に周知し、活動に関心をもつ地域住民を巻き込むことができるようになる。地域づくり
 子ども支援を行っている団体とのネットワーク構築により、子どもの状況だけでなく、世帯状況も把握することができるようになる。アワード
 リーチ

取り組み(事業)内容[予定]

- ① ネットワーク会議を立ち上げるための、意見交換会の実施
 活動をしている団体や行政担当者に呼びかけてネットワーク体の活性化について意見交換を実施。
- ② ネットワーク会議の立ち上げ
 目指すまちの姿や、団体の活動状況の把握、支援策の検討、個別ケースについての情報共有等を位置づける
- ③ シンポジウムの実施
 団体の活動の周知や制度の周知を目的に実施

取り組み(事業)内容[実際]

② 実施した内容
 ・社協内での連絡会にてネットワーク構築の提案をし了承を得た。さらに社協内での方向性を確認するための「アイデアを提案、議決・承認」の「子ども支援PT」にて、ネットワーク体立ち上げる提案をし、了承を得た。行政担当者との「子ども支援PT」にて、ネットワーク構築の提案をし、了承を得た。(生活困窮担当、生活保護担当、年度当初計画では、主催者がネットワーク会議を開催することとなっていたが実施されなかったため、社協として実施することとして提案)
 ・団体の定例ミーティングに参加し、ネットワーク構築に向けた意見交換会の開催を打診、「ぜひやってほしい！」との声を聞いた。(2 団体 4 名に声をかけ)
 ・社協学習支援担当と今後の方向性の確認を行った。(SW 担当が案内する学習支援活動と自立相談支援担当が実施する子ども支援のすり合わせ)、開催の案内
 ・「学習支援活動等に関する意見交換会」の実施、生活困窮者自立支援法について説明 (1/19)

ネットワークの内容[予定]

- メンバー
- ① 予定しているメンバー
 - ・地域で無料学習支援・子ども支援をしている団体・個人
 - ・行政担当者 (生活困窮担当・生活保護担当・中高生支援担当等)
 - ・社協 学習支援担当者
 - 10 名程度を予定

ネットワークの内容[実際]

- メンバー
- ② 実際に関わったメンバー
 - ・無料学習支援・子ども支援をしている団体・個人：7 人
 - ・子どもへの相談活動を行っている弁護士：1 人
 - ・行政担当者：6 人
 - ・社協学習支援担当者：3 人、自立相談支援担当：1 人 計 18 名

スケジュール手順

- ① 予想スケジュール・手順
 (年度当初より、学習支援活動団体が行っている定例ミーティングに参加し情報共有をしながら、他団体とのネットワーク構築の必要性を感じていた経緯がある)
 ・地域で活動をしている団体に意見交換会の開催を打診→1 月
 ・社協内部で学習支援活動の方向性について確認をする→1 1 月
 ・行政担当者に意見交換会の開催を打診→1 2 月

スケジュール手順

- ② 実際のスケジュール・手順
- ・11 月：社協内部の CSW 連絡会にてネットワーク構築の提案
 - ・12 月：行政担当者との「子ども支援PT」にて、ネットワーク構築の提案
 - ・12 月：団体の定例ミーティングに参加し、ネットワーク構築に向けた意見交換会の開催を打診、日程・会場の調整
 - ・12 月：社協内で今後の方向性の確認、意見交換会開催の簡易決裁
 - ・1 月：意見交換会開催通知、参加者集約、意見交換会開催

活用ツール(任、カ)

- ① 計画時に予定しているツール
 (予算) ・意見交換会・ネットワークの立ち上げ：0 円
 ・シンポジウムの開催：講師謝礼・会議使用料・チラシ作成経費が必要だが、主催課の事業とし、負担なし
 (周知) これまでの関係性を活用する
 ・団体の定例ミーティングに参加、趣旨説明、参加呼びかけ
 ・行政との「子ども支援 PT」を活用して打診

活用ツール(任、カ)

- ② 実際に活用したツール
- ・学習支援活動・子ども支援の方向性について資料作成 (社協内部用)
 - ・会議確保 (時間外の設定となったが、学習支援活動団体の代表が事務所スペースを提供してくれた)
 - ・開催案内 (団体・社協内部担当へはメールで周知、行政担当者へは文書で周知)
 - ・制度説明資料、モチベーションチラシ、レジュメ
 - ※経費負担はなし

成果と課題

- ② 実施後の成果と課題
- ・①の意見交換会の開催しかできてきていないが、既に顔を知っているメンバーもおり、初めに顔を合わせたメンバーもおり、お互いの活動を知り合うきっかけとなった。早速、お互いの活動を早学しあうなどして、連携をとるための具体的な話し合いも進められている。
 - ・活動をすすめるための課題や希望することなど、意見が活発に出され、今後のネットワーク構築をしていくうえでどのようなメンバーを選べるか、どうやって課題を共有・解決していくか具体的なアイデアも出された。ネットワーク体立ち上げることに関しては、その立場のメンバーからも了承されたが、課題もあるため、次回課題についての検討を行うこととなった。(それぞれの活動の重要性や共有すること、個人情報保護の問題等)
 - ・行政担当者については、まずは「生活困窮」担当を巻き込んだが、今後「子ども」「教育」等の部署への働きかけがけ方に課題がある。

今後の展望・目標

- ② 今後の事業展開
- ・「意見交換会」を複数実施し、そこからネットワーク体の発足につなげていく。
 - ・「子ども支援」を展開する団体の活動の周知や、新しい制度ができることへの理解・周知を深めるためのイベント (ワールドカフェ形式) を実施
 - ・無料学習支援活動に参加する子どもへの状況を把握し、必要に応じて親や世帯への支援へとつなげていく。

報告3 『『総社市生活困窮支援センター事業説明会』

～オール総社の仕組みづくり・ネットワーク協議会への展開を目指して～

(1) 日常の実践を通じて、地域課題を把握する

報告者は社会福祉協議会に所属し、委託を受けた機関である。人口7万人未満の市であり、高齢化率50%を超える限界集落といわれる地域も担当し地域活動に取り組んでいる。従前から民生委員はじめ、福祉委員、地区社協、小地域ケア会議などを通じて地域のなかに、ニーズキャッチの可能性があった。また、個別課題の把握というより、老朽化した公営住宅に生活保護受給者が多い等、日常の実践において、それぞれの地域課題を認識することはすでにできていたといえる。「生活困窮」にとどまらず、社会的孤立、家庭内の複合的課題、特に高齢者と未就労の子との世帯（8050問題）への支援など、制度の狭間といえる課題を把握していた。

(2) 機能を発揮するためのネットワーク構築

取組内容として、事業説明会と参加者によるグループ・ディスカッションが実施されたが、そのねらいと準備は、いずれの地域においても参考になるプロセスといえる。

まず「ねらい」として、実施機関と受託機関内の連携、具体的には支援についての共有化を図ることを前提として取組を始めた。そして、ネットワーク構築にあたり、当初の説明対象、今後のネットワークメンバーとして、医師会、老施協、地域包括支援センター、介護支援専門員協会等、地域代表以外に、権利擁護関係団体、障害者支援団体、ハローワーク、警察署、消防署などを招集している。説明にあたっては、行政と受託機関の社会福祉協議会がその内容について役割分担を行っている。行政は事業説明にとどまらず、事業が必要となるに至った背景に加え、今後の総社市としての展望に言及していることが特徴的である。事業に対する行政の姿勢が問われるなかで、意味のあることといえる。また社会福祉協議会は、具体的なイメージを持ってもらえるよう、事例を交えながら説明をしている。

着目すべき点は、説明という一方通行で終わらずに、説明後にグループ・ディスカッションを実施していることである。生活困窮者を支援していくなかで、どのような取組が地域で必要となるのか、逆にそれぞれの機関が自分達にできる関わりについて話あうことを通じ、自らの地域課題と向き合い、言語化し、具体的な提案を出し合うことができていることである。

(3) 今後の課題・目標

「オール総社」で取り組むなかで、常に意識されているのは、「参加」への働きかけである。意識的に役割分担を行い、仕組みを構築し、機能させようとしている。丁寧な事前調整を行い、「なぜ取り組むのか」、「そのためにはどのような役割分担が望ましいのか」、「どのような資源が不足しているのか」等を、行政主導の場で関係機関が言語化できる環境を確保していることは、重要な視点と取組といえる。

企画タイトル

「総社市生活困窮支援センター事業説明会」 ～オール総社の仕組みづくり・ネットワーク協議会への展開をめざして～

① 計画時 (12月15日 記入)
② 実施後の中間報告 (2月12日 記入)

氏名 齋 持 美 典 (岡山県)

中間課題

① 計画内容を設定する

現状分析

- ① 対象地域の現状、数値的データ等
- ◆人口：67,799人 ◆世帯数：25,672世帯 ◆高齢化率：26.4% (50%超の地域もある) ◆要生活保護世帯数：325世帯 (472人 / 6.9%) (平成27年1月末) ◆失業率3.7% (平成26年)
- ◆有効求人倍率1.09 (平成26年) ◆食品系の企業が多い ◆公営住宅の老朽化 (要生活保護世帯が多い) ◆民生委員 (129人)、主任児童委員 (32人)、福祉委員 (579人)、地区社協 (14地区)、ふれあいサロン (196か所)、小地域ケア会議 (21か所) など地域の二一三把握を可能にする仕組みがある ◆生活困窮者支援機関が不足 ◆緊急的な住まいの確保が困難 (保証人) ◆対象者の傾向：経済的困窮・社会的孤立・複合的課題 (8050問題)・制度の狭間で課題を抱えている方が多い

個別課題

- ① 地域における個別課題
- ◆行政、関係機関、地域において生活困窮者支援に対する認識の差がある【周知不足→生活困窮者の実情を共有する必要がある】
- ◆生活困窮者支援におけるアイテムやツール、資源が不十分
- ◆就労支援体制は、就労支援ルーム (市・ハローワーク間協定) 等の基盤や仕組みはあるが、即座に就労が困難な方への就労訓練 (中間的就労) の場がない ◆入居支援に関する基盤がない

ねらい

- ① ネットワーク構築の仕組み (事業) のコンセプト
- ◆生活困窮者支援 (制度等) の周知
- ◆新たな生活困窮者支援ネットワークの創造
→【総社版】地域包括ケアシステム (仕組みづくり) の実現
- ◆支援を通じた関係機関との横のつながりを構築 (連携強化)
→ ニーズキャッチ・支援プログラム・アイテム等
- ◆社会資源等の開発 (ともに創造する視点を高める)

効果

- ① 期待する効果
- ◆生活困窮者支援の共有化
- ◆新たな生活困窮者支援ネットワークの創造
→ 支援が必要な方の早期発見・情報収集・支援プログラムの充実 (協議会・支援調整会議の開催)
→ 横断的・包括的な支援体制の実現
- ◆囲をえる相談支援と囲を支える地域づくりの融合
- ◆生活困窮者支援を通じた地域づくり (知る・考える・つなげる)
※より具体的に記載

取り組み(事業)内容[予定]

- ① 計画内容
- ◆総社市 (実施機関)：生活困窮者自立支援法の施行説明 (背景や今後の展望について)
- ◆総社市社協 (受託機関)：生活困窮者支援センターの実践説明
- ◆グループディスカッション：6グループで意見交換 (テーマを設定、所属機関の取り組み紹介や生活困窮者支援について意見交換→必要な支援方法・役割の確認など)

ネットワークの内容[予定]

- メンバー
- ① 予定しているメンバー
- ◆生活困窮者等支援機関 (7)・医師会・地域代表 (民生委員、福祉委員)・商工会・高齢者支援団体 (老施設、地域包括ケア会議、地域包括支援センター、介護支援専門員協会)・障がい者支援団体 (地域自立支援協議会、基幹相談支援センター、千人雇用センター)・地域福祉推進団体 (社協)・大学・専門学校、警察署)・市役所 (各課、消防署含む)
- スケジュール・手順
- ① 予想スケジュール・手順
- ◆5月～：支援ネットワーク体制の構築について検討 (協議会・支援調整会議の開催等)
- ◆8月～11月：情報収集・聞き取り・視察
- ◆11月：事業説明会の開催を決定 (方向性)
- ◆11月：メンバー調整・構成等の検討・行政説明 (庁議)
- ◆11月～12月：メンバーへ週言説明 (巡回)・資料調整
- ◆12月：チラシの作成 ◆1月：最終打ち合わせ (部長レク)
- ◆1月中旬：事業説明会の開催

活用ツール(モノ、カネ) ①計画時に予定しているツール

- ◆参加者への依頼文 ◆説明資料 ◆参加者の所属先資料 (参加者持参) ほか

取り組み(事業)内容[実際]

- ② 実施した内容
- ◆総社市 (実施機関)：生活困窮者自立支援法の施行説明 (背景や今後の展望について)
- ◆総社市社協 (受託機関)：生活困窮者支援センターの実践説明
- ◆グループディスカッション：6グループで意見交換 (テーマを設定、所属機関の取り組み紹介や生活困窮者支援について意見交換→必要な支援方法・役割の確認など)

ネットワークの内容[実際]

- メンバー
- ② 実際に関わったメンバー
- ◆生活困窮者等支援機関 (7)・医師会・地域代表 (民生委員、福祉委員)・商工会・高齢者支援団体 (老施設、地域包括ケア会議、地域包括支援センター、介護支援専門員協会)・障がい者支援団体 (地域自立支援協議会、基幹相談支援センター、千人雇用センター)・権利擁護センター・地域福祉推進団体 (社協)・大学・専門学校、警察署)・市役所 (各課、消防署含む)
- スケジュール・手順
- ② 実際のスケジュール・手順
- ◆5月～：支援ネットワーク体制の構築について検討 (協議会・支援調整会議の開催等)
- ◆9月～12月：情報収集・聞き取り・視察
- ◆11月：事業説明会の開催を決定 (方向性)
- ◆12月：メンバー調整・構成等の検討・行政説明 (庁議)
- ◆12月～1月：メンバーへ週言説明 (巡回)・資料調整
- ◆1月：チラシの作成 ◆1月～2月：最終打ち合わせ (部長レク)
- ◆2月4日 (水)：事業説明会の開催

活用ツール(モノ、カネ) ②実際に活用したツール

- ◆参加者への依頼文 ◆説明資料 ◆実践集 ◆参加者の所属先資料 (参加者持参)
- ◆郵券料 (82円×30人/2,460円) ◆センターのチラシ (35,640円/2,000部作成) ほか

成果と課題

② 実施後の成果と課題

- ◆生活困窮者支援について一定の周知・共有化を図ることができた。今後の支援ネットワーク構築に向けた第一歩につながった。
- 協議会・支援調整会議への協力・情報提供など
- ◆各機関から今後の支援方法や連携の在り方 (役割) に関する提言をいただいた→グループディスカッションにより活発な意見交換ができた。
- ◆センターが抱えている課題へのアドバイスや具体的な支援方法・協力体制など前向きな議論となった。(関係づくり)
- ◆事業説明会以降、民生委員・福祉委員・行政 (各担当課) 等からの相談件数が増加している。
- ◆関係機関が集まる場 (共有する場) を定期的に設ける (具体的な事例や取り組みについて考える)
- ◆中間的就労の場・シエルター機能など支援アイテムを開発する
- ◆オール総社 (官市民一体) で取り組み意識を高める「しかけ」が必要 ◆囲をえる相談支援と囲を支える地域づくりの融合

今後の展望・目標

② 今後の事業展開

- ◆事業説明会で整理した課題等に対して、行政 (委託先) や関係機関と継続的・包括的・前向きに協議し解決につなげていきたい。
- ◆総社市生活困窮者支援センター協議会 (仮称) を開催 (年に1～2回程度) / 1周年記念シンポジウムの開催
- ◆むきこもりの方への支援 (調査・連携) や中間的就労の場の開発に取り組み

作成：日本社会福祉士会

事例演習①

早川 奈緒美

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員

事例演習①(AM)

本日の内容

事例を元に、社会資源の活用・開発を考える

9:00～12:00 事例演習
(途中休憩あり)

12:00～13:00 昼休憩

13:00～15:45 事例演習
(途中休憩あり)



主任相談支援員の役割

主な業務内容

- 相談業務全般のマネジメント
- 支援困難ケースへの対応など高度な相談支援
- 社会資源の開発・連携や、地域住民への啓発活動を通じた地域社会への働きかけなど

必要とされる能力

- スーパーバイズや人材育成等を含んだ相談業務全般のマネジメント能力
- 高度な相談支援能力
- 地域課題を把握し、新たな社会資源を開拓したり開発する能力 など

※ 業務内容はあくまでも目安であり、利用者の状況に応じて柔軟に対応する。

事例演習

事例を元に、社会資源の活用・開発を考える

ねらい

- ・ 事例を通して、フォーマル、インフォーマルな社会資源の活用と地域づくりの視点を理解する
- ・ 既存の社会資源では足りない場合の資源開発のプロセスを通し、地域社会の新たなネットワーク作りを考える

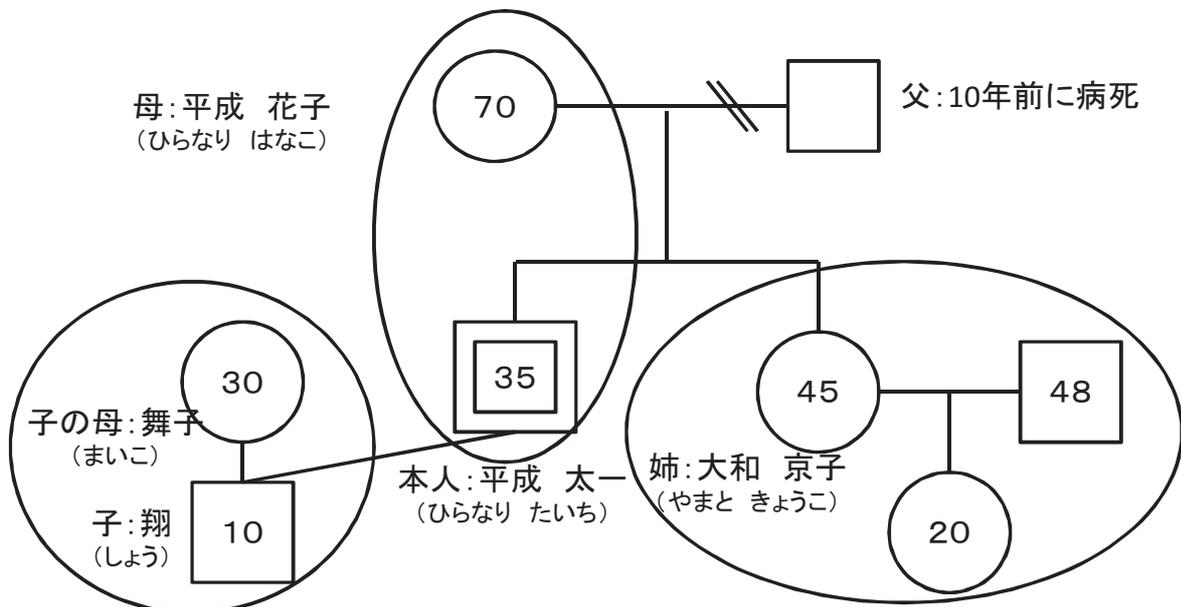
事例紹介

演習① 個人ワーク

本人: 太一さんのストレングスを
事例から引き出す

事例紹介

登場人物



※ 平成家も姉一家も地球県亜細亜市に在住。舞子親子は隣の金星県に在住。

事例紹介

●生活困窮者支援での亜細亜市の法的サービス

自立相談支援事業
就労準備支援事業
家計相談支援

上記以外の法的サービスはない

演習② グループワーク

主任相談支援員である皆さんは相談支援員に対し、
太一さんの本来持っている強みや力に着目できるよ
う一緒に考えました。

**演習①で引き出した太一さんのストレンクスを、
グループで出しあいましょう。**

1ヶ月後の状況

・以下の資料をお配りします。

- ① 事例の1ヶ月後の情報
- ② 亜細亜市の地域資源情報

・休憩後に追加情報についてご説明しますが、休憩時間に軽く読んでいただけるとありがたいです。

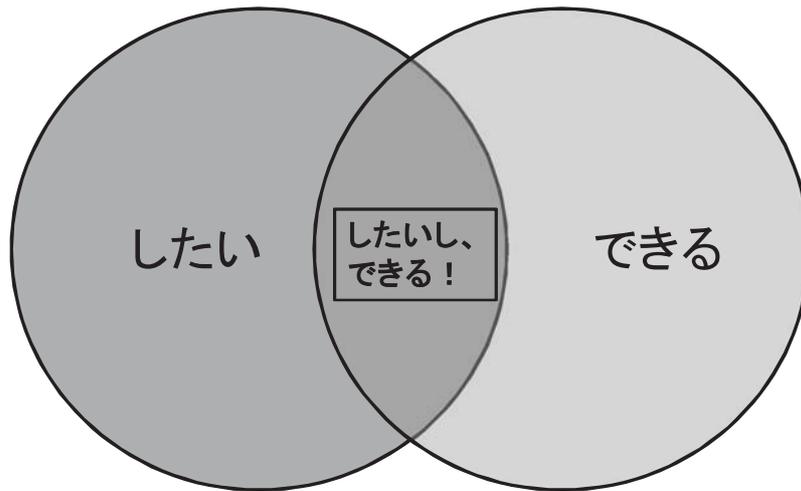
1ヶ月後の状況

・1ヶ月後の各々の状況を読んでいきます。

太一さんの思い・・・各々の思い・・・

初期アセスメント時では見えなかったものが見えてきてきた

したい(興味)とできる(適正)

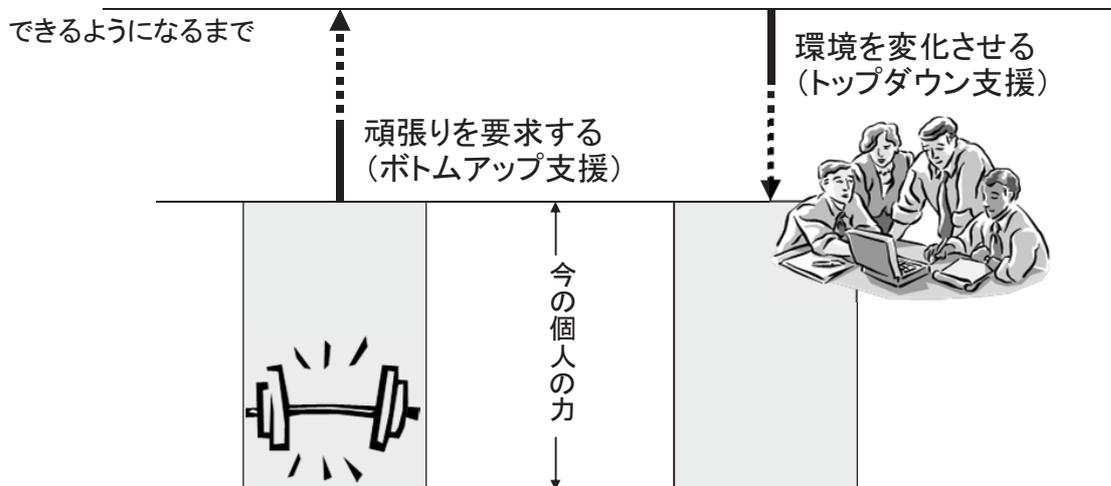


個人的要素と環境的要素

WHO(世界保健機構)の国際生活機能分類(ICF)

環境との関わりの中で本人の「活動」や「参加」の可能性を見出す

ある作業ができるようになるために……



演習③ グループワーク

太一さんのストレングス、したいこと、できそうなこと、
……を参考に

- **太一さんに合いそうな就労を、
フレーションストーミングで
出しあいましょう！**

主訴とニーズ

主訴
働きたい！

<ニーズ(例)>

- ・借金しているから
- ・趣味にお金を使いたいから
- ・将来が不安だから貯金したい
- ・働いていない人は一人前じゃないから
- ・お金を持っているとモテるから

<もっと深いニーズ(例)>

- ⇒ 取り立てに追われている
- ⇒ もっと趣味に時間を使いたい
- ⇒ 健康面に不安がある
- ⇒ いつも親から「働け」と言われて苦しい
- ⇒ 彼女が欲しい

太一さんの様々な主訴のニーズは何か？

演習④ グループワーク

- ◎ 太一さんには「**近所の人に自分は怖くないと知ってほしい**」というニーズがあることが分かりました。
母にも「**ご近所さんと関係を作りたい**」というニーズがありました。
- ◎ **地域とのつながり**を作るにはどうすればよいでしょうか…？
(**亜細亜市の地域資源情報**も参考にしながら)
- ◎ 太一さんだけではなく、母：花子さんも含めて**平成家の支援**として考えてみましょう。

家族支援における重要な視点

・家族に「当事者」として向き合う

家族を本人支援のための「協力者」としてとらえない。家族も支援を必要とする「本人」としてとらえる。

・家族から本人へのアプローチを変える

家族の本人へのかかわり方を変えていくことを支援する視点。ただし、家族への働きかけによって、支援員の都合がよいように動かしてしまうというリスクがあることを認識する。

・媒介機能により新しい関係性の形成を支える

支援員は、本人から家族、家族から本人へのアプローチを促し、両者間の相互作用を促進し続ける媒介機能を果たすことになる。主体となるのは本人と家族。支援員は本人たちが自己決定することを促し、支える。

自立相談支援事業 従事者養成研修テキスト(P171～)

地域を基盤とした ネットワークの活用と連携・協働

本人の「生活のしづらさ」に焦点をあて、その生活上のニーズを相対的にとらえる。

支援システムを形成するためには、法その他の制度に基づくフォーマルな支援と、近隣やボランティアなどのインフォーマルな支援を組み合わせ、それらが共通の視点をもって連携・協働することが不可欠。

自立相談支援事業 従事者養成研修テキスト(P173)

後期 2 日目 演習事例

援助の概要

父親の死後、母親が独居となり、近所付き合いが少ない母親を心配した民生委員が定期的に訪問していた。母親から「最近体の調子が悪いし、息子と二人で同居して生活が苦しくて心配事が多くて困っている」と相談を受けた。介護サービスの利用や社協の生活福祉資金貸付制度の利用について勧めたが、あまり気が進まない様子。しかし、母親が会うたびに痩せてきて元気がない様子が気になり、詳しく話を聞いたところ、母親自身の経済状態は一人息子の生活困窮状態との関連があることが分かり、自立相談支援機関につながった。息子の安定した就労へ向けた総合的な支援を開始することとなった。

① 登場人物

本人	：	平成 太一	[ひらなりたいち]	(35歳)
母	：	平成 花子	[ひらなりはなこ]	(70歳)
姉	：	大和 京子	[やまときょうこ]	(45歳)
子	：	翔	[しょう]	(10歳)
子の母	：	舞子	[まいこ]	(30歳)

関係者

民生委員

亜細亜市社会福祉協議会の職員

自立相談支援機関『アジア生活相談センター』：主任相談支援員・相談支援員・就労支援員

② 生活歴・事例の経緯

本人：平成太一 生活歴

地球県亜細亜市にて、10歳年上の姉と2人姉弟で育つ。姉：京子は進学校に修学し金融機関に就職したが、本人は成績も良くなく、厳格な父親からはいつも叱られていた。姉も弟のことを思っていつも「しっかりしなさい」と説教していたこともあり、姉に近づかないようにしていた。現在、本人と姉との関係は良くない。

高校3年時、就職試験には全て失敗。地球県の県庁所在地の地球市にある自衛隊へ入隊した3年後(21歳)に、学習教材訪問販売会社へ就職する。自衛隊を辞めてすぐに、地球市内のアパートで一人暮らしを始めた。

その頃会社のそばにあったコンビニでバイトをしていた舞子と交際、同棲を始め、舞子が妊娠する。太一と舞子は結婚を約束し、将来に向けて仕事も頑張っていたが、飛び込み営業になかなか馴染めず、結果成績も芳しくなく、月給も少なかったこともあり、舞子は実家から反対を受け、結婚することなく隣の金星県の実家にて翔を生み、育てる。

また、太一は仕事がうまく行かないこの頃唯一の息抜きとしてパチンコにのめりこむようになり、結果として借金がかさんでいった。教材会社からもリストラをされた。

太一 25歳、亜細亜市の実家に戻ってきてからは配送の仕事が始めたが、毎日ではなかったため給料は少なかった。教材会社時代の借金は親の協力により一度清算したが、現在また借金がある状況。

太一は近所の人にあっても挨拶がなく、外見の印象から、近所の人から怖がられている。

母：平成花子 生活歴

花子は23歳で結婚、家族の反対を押し切り亡夫と結婚したことから親族との付き合いはない。結婚後は亡夫両親と同居するが、花子と義父母の折り合いが悪く、亡夫と近くのアパートで生活を始める。その後、長女：京子が生まれ、10年後に長男：太一が出生する。

花子は、遅く生まれた子ということもあり太一を今もかわいがっている。

10年前に義父母が相次いで死亡したのをきっかけに亡夫と実家に戻り生活する。近所からは、「出て行った嫁が戻ってきた」との噂もあったが、得意の縫物を近所に配ると喜ばれ、よい関係を作っていた。ところが、ほどなく夫が病死。家のことを全て一人で行うストレスが徐々に加わっていった。あるとき、ごみ箱の利用の仕方などで近所とのトラブルがあり、一度終息していた噂がまた流れだし、それ以降近所付き合いはあまりない。最近では自宅周辺の草も生え放題で虫も発生しており、のら猫などもおり、近隣からの苦情も出ている。

花子は長女：京子から、片づけもせず、どこにも出かけず、使いもしないのに縫物ばかりしていることや、猫たちに餌をあげることを止めるよう来るたびに言われ口論となったこと、また、太一が作った借金を京子に相談せず清算してあげたことを根に持ち、あまり家に来たがらないのだと思っている。

姉：大和京子 生活歴

進学校を卒業後、金融機関に勤め、23歳で結婚。実家から車で15分ほど離れた亜細亜市内に住んでいる。夫（48歳）と長女（20歳）と住む。京子は厳格な父をととても尊敬していた。

③ 自立相談支援機関につながる経緯

花子宅へ定期的に見守り訪問している担当民生委員から自立相談支援機関の相談支援員へ相談があった。

民生委員によると、以前は生活に困っていなかったが、実家を出て就職していた息子の太一さんが帰ってきてから金銭的にも困り出し、最近では気力が落ちているように思えるという。家の内部も散らかり気味。

息子はどうも借金の返済がかさみ、花子さんも援助してしまっていると訴えたとのこと。

花子さんの健康面で、社会福祉協議会にも相談をし、先に社協の職員とともに訪問するそうので、『アジア生活相談センター』のチラシを持参していただき、花子さんから太一さんに手渡ししてもらうことを依頼した。

翌日、民生委員と社会福祉協議会職員が花子さん宅を訪問。訪問の名目は社会福祉協議会が地域の民生委員や町内会と連携して運営する「ふれあいいいきサロン」と町内会の親睦会のお知らせチラシを持参し、花子さんをお誘いするというふうにした。

社協職員が花子さんの最近の健康状態を聞きだすと、「腰が痛くて食事も作るのがしんどいときがある」とのこと。すると、ほどなく「息子のことが心配で」と太一さんのことを話し始めた。『アジア生活相談センター』のチラシは太一さんが帰ってきたら見せてみるとのこと。次回は相談支援員の訪問の了承を花子さんから頂いた。

居間で話をしていたが掃除は行き届いておらず、台所には洗わずに放置された食器やゴミの入ったごみ袋が積まれているのが見えた。

花子さんには介護保険サービスの紹介を行い、花子さんの了承をもらい、後日地域包括支援センターにつないだ。

【上記の3日後に社協職員とともに、相談支援員が初めて訪問】

花子さんから太一さんについて状況（上の生活歴参照）を伺った。

『アジア生活相談センター』のチラシを息子に見せたところ、しばらく黙っていたが、「最近できた、生活に困っている人が相談するっていう場所だろ？相談してもいいけど、めんどくせーな」と言っていたという。その言葉をそのまま『アジア生活相談センター』に伝えてもらっていい、と了承があったそう。

【1回目の訪問の2日後に相談支援員から電話で太一さんに連絡を取る】

太一さんは午後であれば起きていると事前に花子さんから聞いていたため、相談支援員が太一さんに電話で事前に花子さんと関わった経緯を説明し、了解をもらって太一さんの相談のため訪問することとした。母親も家にいるとのこと。

【上記の電話の1時間後に相談支援員だけで2回目の訪問】

居間にて初対面。派手なシャツに緩々のジーンズ、シルバーリング4本にシルバーイヤリングとネックレス、髪は茶色でメッシュも入っており、目つきも怖い印象がある。しかしこちらの説明や話を静かに聞いており、「はい」「そうです」など言葉づかいも丁寧。ただ、質問をしても「まあ・・・はい」となかなか話していただけない。お茶を入れたりと動いている母親を常に目で追っている。

母親が台所に行っている間に、「もしかしてお母さんがいると話しづらいですか？」と聞いたところ、「はい」と返事があった。太一さんのお部屋に行くことは可能か聞いたところ「汚いけどそれでもよければ」と太一さん。物が散乱しホコリもかぶっている状態の廊下や階段を通り、太一さんの部屋へ入る。部屋内は割と質素だが、空のビールの缶やペットボトルが散乱していた。

以下、太一さんは少しずつ自分自身のことを話した。

<太一さんの思い>

【仕事】

- 自衛隊では体力的には問題なかったが、厳しい環境にはなじめなかった。上司や先輩の言葉もきつかった。
- 教材会社では売り込みに行ってもしゃべりがうまくないのでなかなか仕事が取れなかった。セールスをしているときに相手が怒ることもあり、接客業は向いていないと思った。
- 車の運転は好きなのだが、お客さんに荷物を渡す時に苦情を言われることがよくあり苦痛だった。たまに年末に配送助手の仕事をするが、力は自信があっても、社内では運転手も自分に話しかけず、トラック内での昼食時が精神的に辛かった。
- 定職について働きたいが、自分にはどんな仕事がか合うのかわからない。定職に就くにはある程度の就労マナーなどを身につけなければいけないのだろうなと思う。
- 子どもとは年に1度だけ会わせてもらっている。

【日常生活】

- 普段は家にいることが多い。することもないので、朝は10時ぐらいに起きている。
- 母親も最近身体の調子が悪いとこぼすことが多く、ストレスもたまり、パチンコにまた行き出している。

【人との関わり】

- たまに出かけると、近所の人から怖いものを見るような目で見られる時がある。ある時若い母親が子どもに「ああいう人を見たら近寄ったらダメよ」と言っていたのを聞き、ショックと怒りでいっぱいになり、その母親にどなった。近所ではおそらく『厄介な人』と思われるだろう。
- 友達はいない。地域の同級生とも交流はない。

【金銭面】

- ・パチンコで勝つ時は勝つが、手持ちのお金を全て使い切ることもある。借金は、一度母が清算してくれたが、その後、オートバイやその部品、バイク用のグッズなどをローンで購入したことがあり、いまだに支払いができていない。やむを得ず売ったが、それでもおそらく20万円は残っているんじゃないかと思う。

【服やアクセサリなどについて】

- ・お金が手元にあるとついついシルバーアクセサリやサングラス、派手な服などを買ってしまふ。こういうものが好きというわけではなく、これらを身につけていると、自分自身が大きくなったような気になれる。外に出るにはこういった身なりじゃないと安心できない。

【家族について】

- ・母には迷惑をかけていると思う。しかし頼らざるを得ない状況。父はとても厳しい人だったのでいつも避けていた。姉も昔から「なんでこんなことができないの」「自分のことは自分でしなさい」といつも言っていたので苦手。逆に母は自分にとっても優しい。

【資格】

- ・自衛隊時代に大型自動車免許を取得。教材学習販売会社で勤務している頃に大型二輪免許取得。

【自立相談支援の利用について】

- ・自分に合う仕事があって一緒に探してくれるのなら。そういう意味では相談したいと思うが、そちらに関わることによって近所にうちの家庭が生活に苦しいのではとわかってしまうのは嫌なので、そちらの相談所には行きたくない。

太一さんの思いを聞き、相談機関に来ていただかなくても、今日のように自宅に訪問して今後を一緒に考えていきましょう、と約束し、自立相談支援機関を利用することとなった。母親にも利用することになったことを伝えた。

④ その後（主任相談支援員との初対面）

相談支援員が一週間後に家庭訪問する。開口一番に乗っていった相談員の車に『アジア生活相談センター』の名前が書いてあるのが気に入らない、近所にうちは生活が苦しいと分かってしまう、と話し、自宅のそばに車を止めるなど怒鳴られた。車の駐車場所について庭が広いので、路上に止めるより、近所の人目につかずよいかと考えたが、配慮が足りなかったと謝る。

母からのとりなしもありなんとか怒りも収まったが、車が庭に置いたままであることもあり、この日は相談支援員はそのまま帰ることにした。

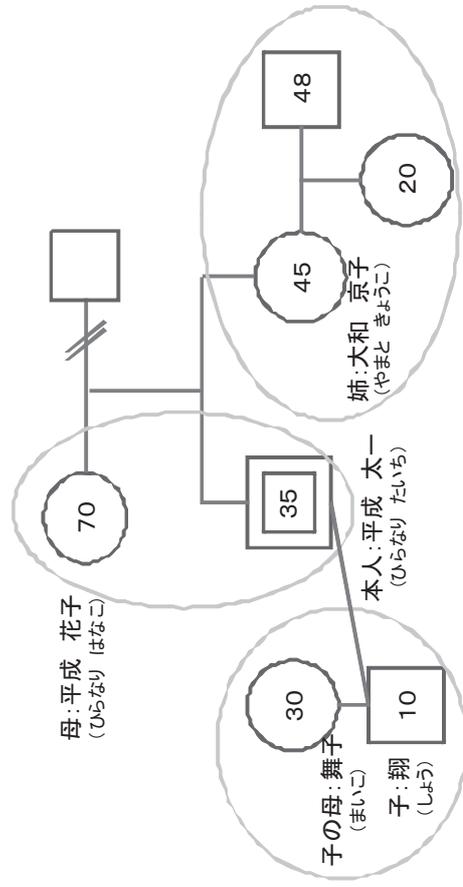
相談支援員が太一さんへの怖さを感じていることもあり、次回訪問は主任相談支援員が共に訪問することにし、主任相談支援員が太一さんへ電話し謝罪、名前が入っていない車で訪問し主任相談支援員が次回同席することの承諾をいただいた。太一さんは電話では落ち着いており、「逆に怒鳴って申し訳なかった」と話された。以降は相談支援員との関係は戻っている。

太一は自立相談支援の利用をすることにし、就労準備支援事業と家計支援相談事業の利用を希望した。支援調整会議ではプラン案も承諾され、利用開始に至った。

※ この事例は、「生活困窮者自立支援事業 主任相談支援員 スキルアップ研修」用に作成した架空の事例です。登場する人物・組織・地域等はすべて架空のものです。

それぞれの経歴

年号	母:花子	姉:京子	本人:太一	子の母:舞子	子:翔
平成4年	アパート暮らし 長女:京子が結婚で出る	23歳で結婚 同市内に住む	中学2年(13歳)		
平成9年3月			高校3年(18歳) 就職試験全て失敗 自衛隊に入隊		
平成12年			21歳、自衛隊を辞め、教材会社に就職 アパート暮らし開始	コンビニでバイト	
平成13年			付き合い・同棲開始		
平成14年	義父母がなくなり実家に移る 近所に縫物をあげていた 夫が病死		ギャンブルにのめり込み借金	結婚を反対される 隣県の実家で翔を出産	誕生
平成15年			教材会社をリストラ		
平成16年	太一の借金を返す		実家に戻る 配送の仕事を始める		
平成17年	民生委員が定期的に訪問		配送の仕事を辞める		
~			単発で年末に配送助手をすることあり 年に1度、翔に会っている		父:太一と年に1度会っている
平成26年			35歳、自立相談支援機関につながる 借金が残っている	隣県に住む	小学4年生(10歳)



<1 ヶ月後の追加情報>

【本人：太一の意向】

- 就労準備支援の事業所の就職マナー講座に出て、身なりでイメージがつくという事は理解できた。ただ、講座に初めて参加した時に、自分を見てびっくりしたり怖がったりしている参加者がとても多かったので、2 回目からは地味な格好にしたが、1 回目のイメージが強かったからか誰も自分に話しかけてこず、いつも一人で過ごしていた。周りの目が嫌になり、最近は行っていない。自分は中学時代にいじめにあったことがあり、その頃からか、周りからはなめられたくないの、外に出るときはやはりこの格好で出ないと落ち着かなくなった。
- 近所からは今でも怖がられているようだ。マナー講座参加中に地味な格好で外に出た時、向かいに住む人が不思議そうな目でこちらを見ていたことがあったが、いつもの格好に戻したらその人はいつものように目をそらしてサッと家に入って行った。正直、これほどまで自分が嫌われていると思うと悲しいというか悔しい。逆に近所の人たちを憎く感じる。
- 早く仕事について、母に楽をさせたいし、また、子どものことを考えると早く仕事をしなければと思う。仕事をして、また舞子と寄りをして、一緒に生活したいが・・・。子どもとは年に 1 度、子どもの誕生日に会ってプレゼントやお金を渡している。
- 車の運転は好きなので、接客が伴わない、運転だけできる仕事はないか。
- 祭りが好き。祭りに行くと格好も浮かないし、気分も解放される。今は夏で祭りが多いので、いろんな所へ出掛けて一緒に騒ぐとストレス発散になる。本当は地元の祭りにも参加したいが、怖い人という印象がついているようだし、同級生もいるのでなかなか参加しづらい。
- 家計相談支援事業を利用し、一緒に収支を考えてくれて助かっている。母の年金収入と預金が 50 万円ほどあるので、当分の生活は可能。借金は今後相談しどうするか決めていきましょうと言われている。
- 姉が最近母親を引き取りたいと言っているらしい（仲がよくないので会っておらず、母から聞いた情報）。正直、母親の面倒は自分が見ていきたいが、今の自分では収入もないし逆に借金を抱えているので無理。

【母：花子の状況】

- 介護保険の申請をし、要支援 1 となった。家事援助が希望であったが、長男が仕事をしていないので同居ではサービス利用は困難。デイサービスへの参加は気が進まない様子。
- 1 か月前にお誘いのあった「ふれあいいいききサロン」と町内会の親睦会には、近所とも交流をしていないので参加しづらい。たまに近所の人たちが話をしているところを通る

ことがあるが、挨拶などはしていない。無視をされているように思える。この家に来たころは作った縫物をあげたりもして喜ばれていたが・・・。

- ・長女：京子が最近母を引き取りたいと言ってきている。「太一には甘いから、一緒に住み続けるのはお母さんにとっても太一にとっても良くない。」と言われている。長女一家と一緒に住むのは気が張るし、長女は気が強いので気が休まらないと思うと話されている。住みなれたこの家で住みたいし、息子と一緒に住み続けたいと思っている。
- ・生活は確かに苦しいが、新しい仕事探しに向けて頑張っている息子を応援したい。息子も母が年老いてきたことを理解してきたのか、少しずつ家のことを手伝うようになってきている。
- ・最近痩せてきていたのは、息子がここのところ朝起きるのが遅く、息子の生活に合わせ1日2食と、食事回数が減ったためではないかと。主治医からも規則正しい生活と、栄養のバランスを考え食べるように注意を受けている。

【近所からの苦情】（民生委員より）

- ・草が伸び放題。蚊も多いし猫も多い。なんとかならないか。
- ・回覧板を持って行くくらいで、隣だが全然付き合いはない。以前ゴミの片付けの時に母と言ひ合いになり、それ以来外で会っても挨拶もしてくれない。
- ・男性（太一）が怖い。あまり近寄りたくない。
- ・この前男性に、子どもと一緒にどなられた。いつ襲ってくるかと考えると心配。
- ・こんな声もあった。「義理の父母と一緒にいられないからと言って出て行ったのに、亡くなったら戻ってくるなんて、どんな神経しているのか。亡くなった奥さんは『嫁は一度も顔を出さない』と嘆いていた。」

*就労支援員 → 主任相談支援員への報告より

太一さんがなぜ派手な身なりをするのかが分かりました。仕事をするにはそれに見合った身なりやマナー、態度というものは大切ですが、太一さん自身を変えろというよりも、今の太一さんを受け入れることができる環境や職種というものはないでしょうか・・・。

また、マナー講座も途中から参加していないこともあり、身なりをそれなりに整えて就職面接を受けたとしても、言葉足らずなところなども加わりなかなか受からないことも考えられます。何かいい方法がないでしょうか・・・。

*相談支援員 → 主任相談支援員への報告より

太一さんは、近所から怖がられていることに悩んでいます。お母さんも、近所の方との付き合いについて悩んでいる様子です。お二人が安心してこの地域に住むことができる何かがあればいいと思うのですが、どうすればよいか分からないで困っています。

※ この事例は、「生活困窮者自立支援事業 主任相談支援員 スキルアップ研修」用に作成した架空の事例です。登場する人物・組織・地域等はすべて架空のものです。

亜細亜市 領域別地域資源

領域	機関・団体名等	内容等
福祉	市社会福祉協議会	資金貸付・日常生活自立支援・民生児童委員協議会(ふれあいいきいきサロン)・ボランティア連絡協議会等
	民生児童委員協議会	地域福祉、困窮者の発見・見守り
	傾聴ボランティア	傾聴
	福祉バス	コミュニティバス
		相談支援事業所
		障害福祉サービス事業所(生活支援) 地域活動支援センター
		障害福祉サービス事業所(就労支援)(就労移行、就労継続A型・B型)
		障がい者就業・生活支援センター
		発達障がい者支援センター
		すくすく親子教室
障がい者		児童デイサービス
		包括支援センター
		老人クラブ連合会
		シルバー人材センター
		各高齢者施設
		児童相談所
		子供の学習支援
		母子寡婦福祉協議会
		救護施設
		シエルター
子ども青年女性		児童福祉
		学習ボランティア
		自助活動
高齢者		介護サービス、高齢者福祉
		高齢者自助
		高齢者への就業提供と社会参加
		高齢者生活相談
救護		児童相談所
		児童福祉
		学習ボランティア
		自助活動
精神保健		シエルター
		精神疾患・地域連携
		当事者家族支援

領域	機関・団体名等	内容等
自殺対策	自殺防止相談センター	自殺防止対策
	命の電話	電話相談
依存症対策	断酒会	自助グループ
労働	ハローワーク	就業、職業訓練
	労働基準監督署及び関連機関	労働相談
	商工会議所	地域経済振興
	農協・漁協	農業・漁業体験受け入れ
法律	各法律事務所	多重債務、離婚、その他法律支援
	各司法書士事務所	多重債務、離婚、その他法律支援
	各税理士事務所	税務相談
消費者問題	市消費生活センター	消費者問題対応
	消費者信用生協	多重債務問題、債務整理資金、生活資金貸付相談
更生保護	保護司会	更生保護
その他	市民活動(ボランティア)団体	民間支援(町屋喫茶、掃除、まちづくり、など)
	町内会連合会	地域づくり・地区衛生活動・祭事
	不動産業者	住宅確保・保証会社利用
	ライフライン供給業者	滞納相談
	町内商店連合会	地域経済振興
	地域消防団	地域防災活動
	道の駅	休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能

事例演習②

早川 奈緒美

主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会 委員

事例演習②(PM)

午後の内容

事例を元に、社会資源の活用・開発を考える

13:00～15:45 事例演習
(途中休憩あり)



商店街のお店を活用した例

働く自信を失った方の利用をきっかけに

- 常設フリーマーケット+軽食喫茶 + 空きスペースの貸出
- 商店街の空き店舗を利用し、町に住む人が気軽に立ち寄り、買う・売るを楽しめる場所として一個人が経営
- 「店を開ける時の短時間、店番がほしい、挨拶だけでよい」
- 有償ボランティアとして

- Aさん、20代女性、知的障害
- ホテル客室清掃を退職、厳しい主任の下で勤務、自信を失っていった
- 「また働きたいけど、働くことが怖い」
- (話を聞いて) お金もいるし、挨拶だけでよいなら・・・

- 本当に「いらっしゃいませ」のみ。『店主は不在の為、御用の方はこのメモに』が置かれる。
- 客とも顔なじみになり、雑談ができるようになる。
- 「うどんやそばの作り方を教えてください」 → 提供 → 軽食喫茶を任せてもらえるようになる
- 自信もつき、再就職にチャレンジ → 清掃会社に就職

- Aさんの他にも、いろんな方がそれぞれの目的で店に来るようになる。
Aさん就職後の軽食喫茶担当(独居高齢者)、清掃(男性、発達障害)、フリーマーケット出店(低所得者)、コーヒーを飲むだけ(仕事帰りの50代男性)、おしゃべりを楽しむ(近所の女性たち)...

事例演習

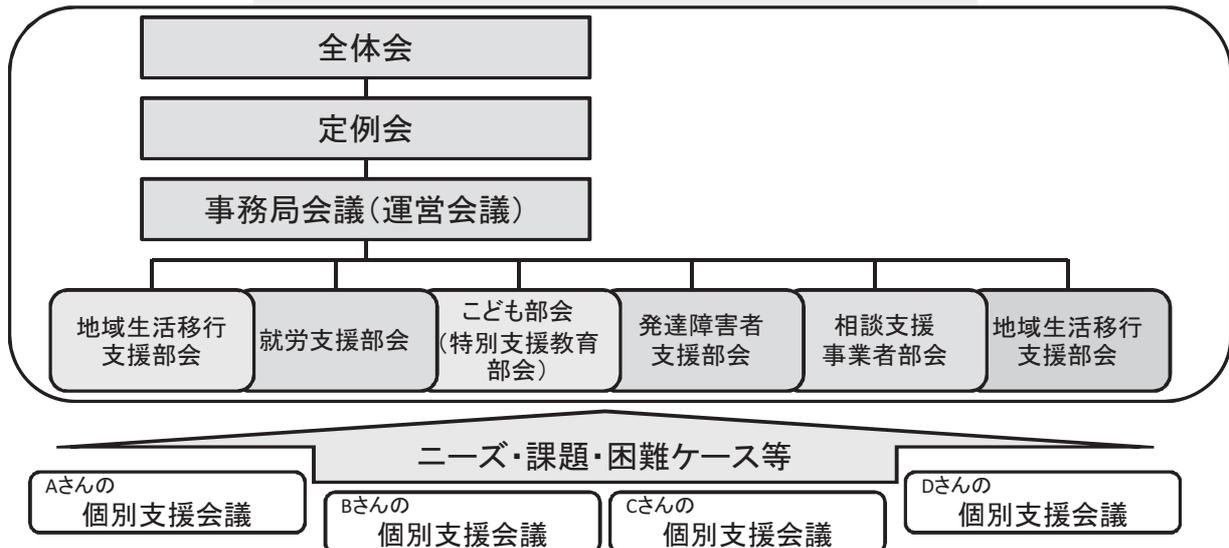
<主任相談支援員のつぶやき>

- ◎ 太一さんがやってみたいと思う仕事はいろいろあったが、どれも体験してみなければ不安だとのこと。
- ◎ アジア生活相談センターを利用している方で、太一さん以外にも職場体験を希望する方は多い。個別に交渉しては追いつかなくなっていく。
- ◎ 職場体験できる仕組みを作る必要があるが、もしかして他の分野で既に体験制度や仕組みができていれば、それを活用できるかもしれない・・・

例えば・・・自立支援協議会（障害福祉）

地方公共団体が設置する、関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会

地域自立支援協議会組織図（例）



自立支援協議会の運営マニュアルの作成・普及事業企画編集委員会編(2008)
「自立支援協議会の運営マニュアル」財団法人日本障害者リハビリテーション協会

例・・・自立支援協議会就労支援部会で 職場体験を制度化

しごと体験制度（例）

- ・体験できる企業を、就労支援部会に参加する支援者が開拓し、リスト化
- ・就労支援部会に参加する就労支援事業所の利用者が体験制度を利用できる
- ・事務局は自立支援協議会の事務局
- ・体験期間、時間、作業内容、体験中の支援方法などは、企業と就労支援事業所・体験者とで直接決める
- ・体験期間中は傷害・賠償責任保険などに加入する

……………などなど



演習① グループワーク

- ◎ 皆さんの地域には、どのような職場体験制度やしくみがありますか？
- ◎ ない場合や思いつかない場合は、他の地域での体験制度でもかまいません。
亜細亜市の領域別地域資源も参考に。
- ◎ ホワイトボードを使って紹介し合いましょう。

事例演習に戻ります

- ◎ 主任相談支援員はいろいろ調べましたが、
亜細亜市では労働者年齢の体験制度やしくみがありませんでした。
- ◎ 中学校の職場体験制度「わくワーク」や、高等学校や特別支援学校の職場体験制度があります。

生活困窮者の職場体験制度を作ろう！
(社会資源開発の演習)

演習の流れ

演習② グループワーク

「職場体験制度の開発」の企画シートづくり

体験制度の具体的な内容を考えます



演習③ ロールプレイ

商工会議所の事務局長へ協力願いに行く

演習② グループワーク

- ◎ 職場体験制度の企画シートを2枚お配りします。
- ◎ 企画シートに考えた体験制度を盛り込んで下さい。
- ◎ この後、企画シートを用いて、
3人一組でロールプレイを行います。
2枚の企画シートには同じ企画内容を記入しましょう。

商工会と商工会議所

区分	商工会	商工会議所
根拠法	商工会法	商工会議所法
管轄官庁	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 経済産業政策局
地区	主として町村の区域	原則として市の区域
会員に占める小規模事業者の割合	9割を超える (商工会議所及び他の商工会と地区は重複しません)	約8割
事業	中小企業施策、特に小規模事業施策に重点を置いており、事業の中心は経営改善普及事業	地域の総合経済団体として、中小企業支援のみならず、国際的な活動を含めた幅広い事業を実施。 小規模事業施策(経営改善普及事業費)は、全事業費の2割程度
設立要件	地区内の商工業者の2分の1以上が会員となること	特定商工業者(※)の過半数の同意 ※従業員20人以上(商業・サービス業は5人以上)又は資本金300万円以上の商工業者 また通達により管内商工業者数に応じた組織率、財政規模、専任職員数などの基準が定められている
意思決定機関	総会(全ての会員で構成) ただし会員数200人以上の場合は総代会を設置できる	議員総会(会員及び特定商工業者から選挙された議員並びに部会等で選任された議員で構成。会員数に応じて議員数は30~150人)

全国商工会連合会ホームページより

https://www.shokokai.or.jp/somu/main_kaigisho_hikaku.htm

ちなみに**演習③**のロールプレイでは・・・

職場体験の協力を得るために
商工会議所へ行き、事務局長
に説明する



目標
次回の会議で議案に出して
いただく

演習③ ロールプレイ

- ◎ ロールプレイ15分 + 振り返り10分 を2回します。
- ◎ 3つの役を決めます。
 - ① 商工会議所事務局長(2人のグループはファシリがする)
 - ② 説明に行く主任相談支援員
 - ③ 観察者
- ◎ 2回目は、②と③の役が替わります。
①の事務局長は、2回とも通しで行います。
- ◎ 事務局長役の方には、情報を追加します。
手を挙げている委員の方へ行ってください。
- ◎ では、役を決めましょう！

演習③ ロールプレイ

◎ロールプレイの利点

- ・自分の行動や感情の特徴をつかむことができる
- ・相手の言動や表情を見て、感情など様々な気づき
が得られる。
- ・望ましい言動や取りたい対応を、事前に試すこと
ができる
- ・やりとりを通して状況の変化をつかむことができる

演習③ ロールプレイ

◎主任相談支援員の方

<シチュエーション>

- ・前日に電話でアポを取り、「体験制度について」とだけ話している。今日、初対面。

<説明内容>

- ・あなた自身の説明・・・所属機関、何をする人か、、、
- ・生活困窮者支援制度の説明
- ・体験制度の説明と必要性

<よいコミュニケーションとは(SSTより)>

1. 視線を合わせる
2. 手を使って表現する
3. 身をのりだして表現する
4. はっきりと大きな声で
5. 明るい表情
6. 話の内容が適切

演習③ ロールプレイ

ロールプレイ 1回目 開始!

演習③ ロールプレイ

○ 振り返りの流れ

- ①主任相談支援員をした方から感想を言う
- ②事務局長をした方から主任相談支援員へ、よかったところを伝える
- ③観察者から主任相談支援員へ、よかったところを伝える
- ④こうしたらもっと良くなる、という点を伝える
- ⑤「2回目はこうしよう」というところを考える

演習③ ロールプレイ

1回目の観察者が主任相談支援員役です。

ロールプレイ 2回目 開始!

演習③ ロールプレイ

○ 2回目振り返りの流れ

- ① 主任相談支援員をした方から感想を言う
(1回目の流れから工夫した点など)
- ② 事務局長をした方から主任相談支援員へ、よかったところを伝える
- ③ 観察者から主任相談支援員へ、よかったところを伝える
- ④ 事務局長をした方の感想を言う
- ⑤ 事務局長の感想を聞き、さらに良くするにはどうするかを考える

社会資源の活用

(1) 社会資源の把握

社会資源の力を生活困窮者の支援に活かしていくためには、
地域に散らばる社会資源を把握する

関係機関と顔見知りになる

(2) 社会資源の調整

地域の生活困窮者への支援のために、社会資源と自立相談支援機関とが、どのように連携を図ることができるか、具体的に検討していくことが必要

(自立相談支援事業 従事者養成研修テキストP195～)

社会資源の開発

地域の関係者とともに社会資源開発を行う

「周りの人たちにその必要性に共感してもらうこと」が重要
社会資源を開発していくためには「意味づけ」が大切

「地域社会の資源」である視点

「一人の問題を私たちの問題にする」という視点

(自立相談支援事業 従事者養成研修テキストP211～)

最後に・・・

① 計画内容を設定する

現状分析

①対象地域の現状、数値的データ等
 ・亜細亜市は人口約35000人、世帯数は約12000世帯。
 ・県庁所在地の地球市から約15kmの距離にある。面積約80平方km。
 ・民有地の約半分が農地、約20%が宅地。
 ・生活保護世帯-1.8%、生活相談センター利用は現在まで25件、単身者が多い。
 ・産業では、亜細亜市商工会議所があり会員数は約1500人。製造業が最も多く、続いて小売業が多い。隣接する町村もエリアとなる農協があり会員数は約8500人、県の漁業組合の支所が市内にある。農協・漁協では、農業・漁業の体験受け入れを実施している。

①計画内容
取り組み(事業)内容[予定]
 ・ 商工会議所、農協、漁協への制度説明と企業側の受け入れにあたってのヒアリング
 ・ 職場体験制度の具体的な内容の検討に関する会議等の実施
 ・
 ・

② 取り組み結果を振り返る

②実施した内容
取り組み(事業)内容[実際]
 ・
 ・

個別課題

①地域における個別課題
 ・センター相談者には、就労はしたくても自身ができる仕事のイメージがつかず悩んでいる方、希望する仕事があっても不安や環境などの要因から先に進むことに躊躇する方などがある。
 ・職場見学や体験をすることで、適性が見えたり自信につながるメリットがあるが、労働年齢の方対象の体験制度がなく、個々に合わせて企業を一軒一軒あたっている状況。
 ・地球市の通勤圏内であり地球市内の条件の良い企業への就職者が多く、亜細亜市内では労働者不足に悩んでいる企業がある。また、近年大型商業施設が増え、亜細亜市内の商店街では客数や売り上げの減少傾向にある。

ネットワークの内容[予定]

①予定しているメンバー
 ・ 行政機関 (福祉課、産業振興課)
 ・ 商工会議所 (会長、事務局長)
 ・ ○○農業協同組合 (会長、事務局長)
 ・ 地球県漁業組合亜細亜支所 (支所長)
 ・

スケジュール・手順

①予想スケジュール・手順
 ・ 体験時の傷害・賠償責任保険を利用できる保険会社の決定
 ・ 商工会議所、農協、漁協への説明と協力願ひ
 ・

ネットワークの内容[実際]

②実際に関わったメンバー
 ・

スケジュール・手順

②実際のスケジュール・手順
 ・

活用ツール(モノ、カネ)

①計画時に予定しているツール
 ・
 ・
 ・

活用ツール(モノ、カネ)

②実際に活用したツール
 ・

ねらい

①ネットワーク構築の取り組み(事業)のコンセプト
 ・ 個々の希望に応じて気軽に職場体験ができる制度をつくる。
 ・
 ・

効果

①期待する効果
 ◎体験者にとって
 ◎受け入れ企業や団体にとって
 ◎地域にとって
 ※より具体的に記載

成果と課題

②実施後の成果と課題

今後の展望・目標

◎今後の事業展開

2日目 ロールプレイ観察シート

話の流れ	チェック項目	良い点	さらにこうすると良くなる点
序論	<input type="checkbox"/> 挨拶 <input type="checkbox"/> 自己紹介 <input type="checkbox"/> 自分自身について <input type="checkbox"/> 所属組織について <input type="checkbox"/> 生活困窮者支援について <input type="checkbox"/> 訪問の目的		
本題	<input type="checkbox"/> 体験制度の説明 <input type="checkbox"/> 体験制度のメリット <input type="checkbox"/> 相手に質問をするタイミングを作る		
終了	<input type="checkbox"/> 今後の進め方の確認 <input type="checkbox"/> 挨拶		

<見るポイント>

1. 説明の内容は分かりやすかったか
2. 重要なポイントは強調していたか(例:体験制度の必要性の説明)
3. 言葉の使い方は適切だったか
4. 表情やジェスチャーは豊かだったか
5. 視線の使い方はどうだったか
6. 相手の気持ちを理解しようとしていたか
7. 熱意や誠意は感じられたか

生活困窮者自立支援制度の 円滑な施行にむけて

東京会場 鏑木 奈津子（自立支援企画調整官）

大阪会場 高橋 英之（自立支援専門調査員）

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度の 円滑な施行に向けて

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度ホームページ(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

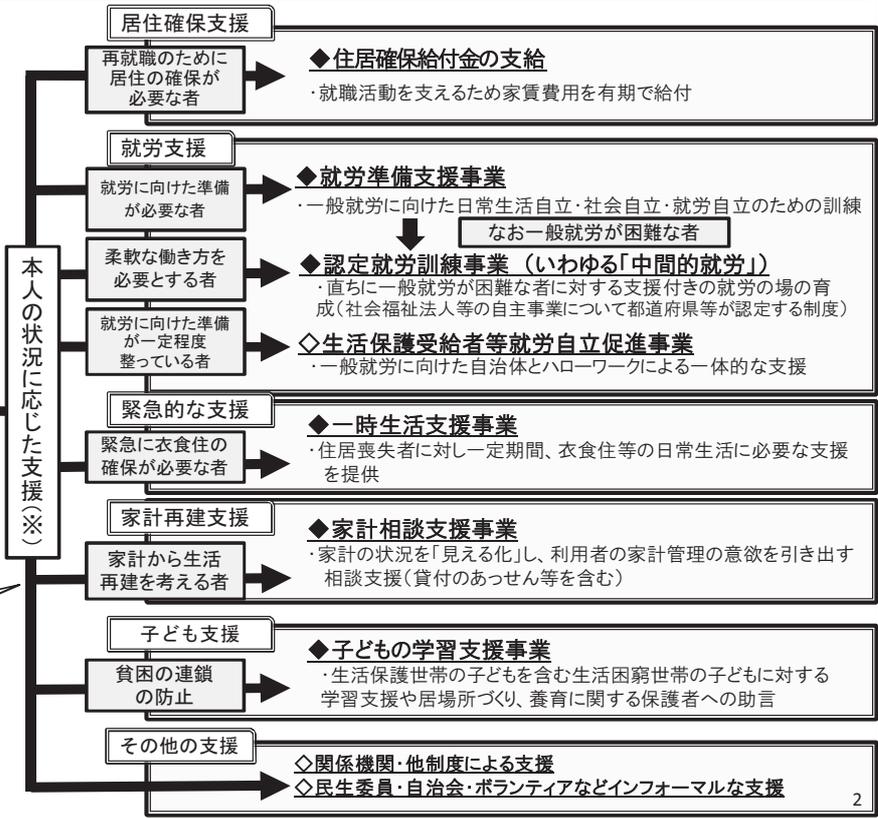
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

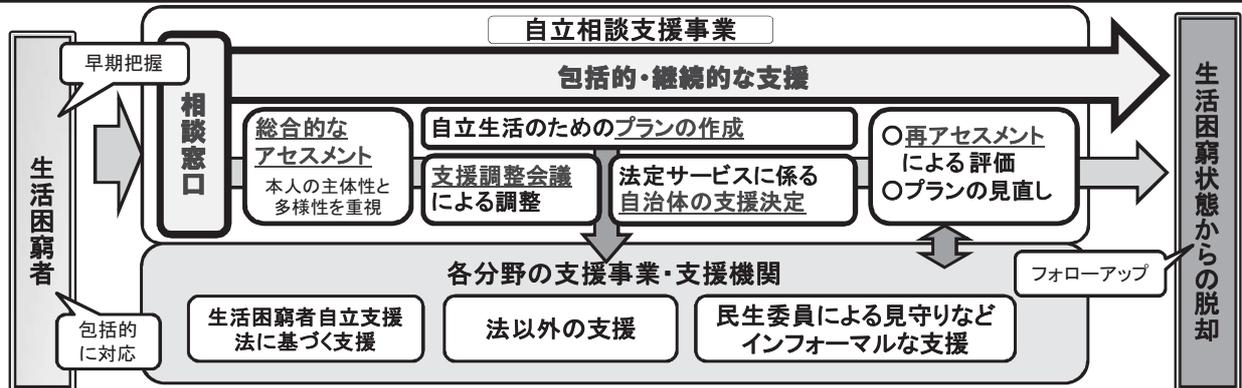
※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

法の求める「包括性」について

(総論編)

1. 「制度の狭間」に置かれた生活困窮者を包括的に受け止める。受け止めるだけでなく個々人の多様な状況に応じた包括的な支援を行う

(+必須事業だけではなく地域の実情に応じて任意事業も組み合わせる)

(+本人だけでなく必要があれば家族への支援も検討する)

2. 個人に対する支援はもちろん、それだけでなく地域への働きかけを考える

(→「生活困窮者支援を通じた地域づくり」がこの制度の目標の一つである。制度は生活困窮者のためのものであり、それだけでなく地域のためのものでもある)

3. 日々担当している業務のことだけでなく制度全体のことを知る

(制度は法令や予算や仕組みから成り立っている。納税者もこの制度を支えている。けれども制度は縛られる対象ではなく活用するものである)

4

(支援編)

4. 本人が中心である。生活困窮者の多くは傷ついており、まず真摯に本人の話を聞くことが最初の勝負である。同時に、表現された主訴だけでなく客観的な立場から本質的な解決を模索する

(専門家としての矜持とノウハウを持って対応するが、上から押しつけることがあってはならない)

5. 相談に乗るだけでなく適切な支援を行う。そのために就労支援のノウハウも獲得する。しかし繰り返しとなるが就労支援だけでなく包括的な支援を行う

6. 「丸投げ」でなく「丸抱え」でもない支援を展開する

(+包括的な支援を提供するため、チームでアプローチする。自立相談支援機関は、チームアプローチを総合的にコーディネートする扇の要である)

5

(体制編)・・・支援だけでなく体制づくりも重要である

7. SOSを発することができない孤立した生活困窮者に支援を届けるため、「入口」の体制を整備する。そして、「入口」だけでなく包括的な支援メニューや働く場、参加する場などの「出口」を整備する

(なお、「出口」は整備するものであって、そこに向けて追い立てるためのものではない)

8. 「入口」にせよ「出口」にせよ一つの分野だけでなく他の分野と連携する

9. 行政、民間どちらかだけでなく両者が協働する。民と民も連携する。国と自治体も協力する

(+自治体同士も協働する。必要に応じて積極的に広域的な体制構築を考える)

(+制度化された部門だけでなくインフォーマルな部門との連携も重要である)

6

(まとめ編)

10. 新しい包括的な支援を実現するため、一人で悩むのではなく仲間を増やしていく。国の研修だけでなく地域での勉強会も大切である。そして、それらだけでなく、さまざまな交流の場に参画することで、全国的な支援の輪を拡げていく

7

生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系

- 生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、**予算体系全体を再構築（総額 500億円）。**
 - 生活困窮者自立支援法の任意事業と予算補助事業を、**一体的・有機的に執行できるように整理。より効果的・効率的な事業実施を推進。**
- ※ 予算体系の見直しによる補助率の導入に係る地方負担分については、地方財政措置が行われる予定。



8

平成27年度 生活困窮者自立支援法等関係予算(案)

(単位:億円)

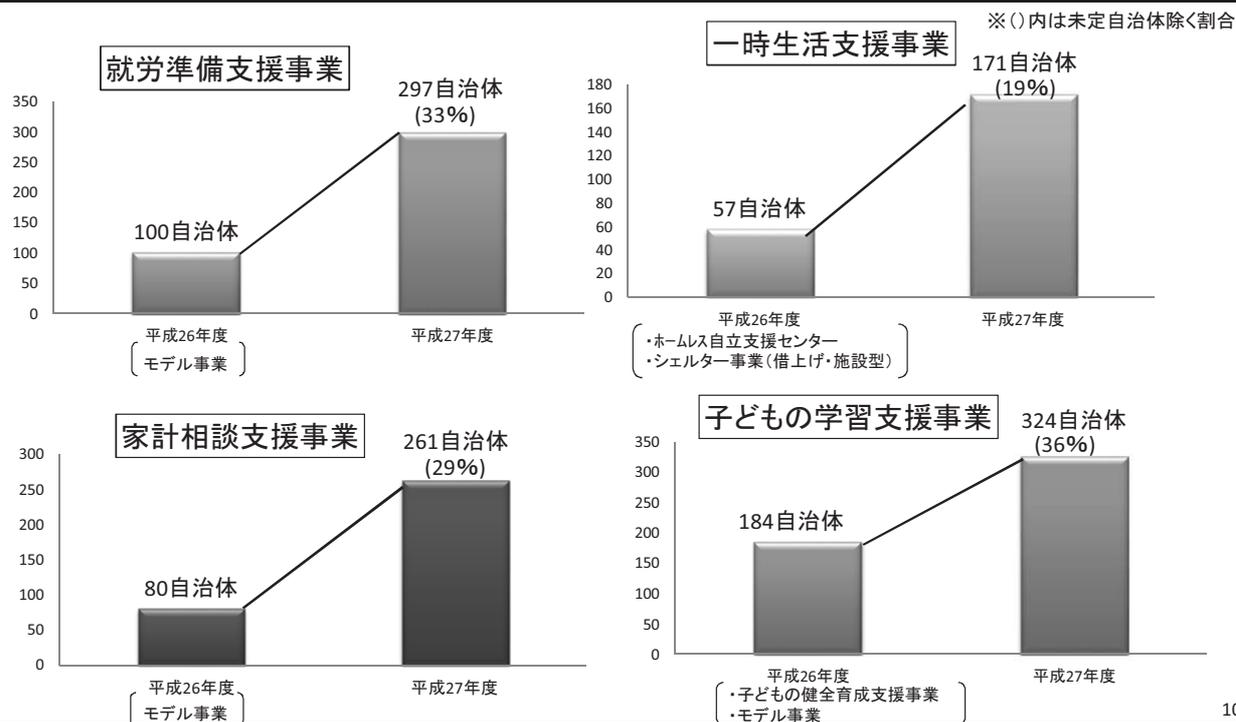
	事業名(補助率)	関係予算計	生活困窮者自立支援法関係	改正生活保護法等関係	備考
必須事業(負担金)	自立相談支援事業(3/4)	200	136	64	
	被保護者就労支援事業(3/4)	(267)	(182)	(86)	
	住居確保給付金(3/4)	17	17		
		(23)	(23)		
	小計	218	154	64	
		(290)	(205)	(86)	
任意事業(補助金)	就労準備支援事業(2/3)	64	35	29	
	被保護者就労準備支援事業(2/3)	(96)	(53)	(43)	
	一時生活支援事業(2/3)	23	23		
		(34)	(34)		
	家計相談支援事業(1/2)	19	19		
		(39)	(39)		
	子どもの学習支援事業(1/2)	19	19		
		(38)	(38)		
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58	58		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 ・日常生活自立支援事業 ・その他(共助の基盤づくり事業含む)
		(115)	(115)		
	小計	183	154	29	
		(322)	(279)	(43)	
	合計	400	308	93	
		(612)	(484)	(129)	

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

9

任意事業の実施状況について

○ 厚生労働省において実施した事業実施意向調査(平成26年10月実施)から、平成27年度の任意事業の実施自治体数は、現在のモデル事業等の実施自治体数と比較して大幅に増加する見込み。



平成27年度 生活困窮者自立支援法関係予算(案) (執行の基本的な考え方)

※各事業ごとに基準額(事業費ベース)を設定する。

自立相談支援事業

- 事業実施対象区域の人口(都道府県の場合は所管町村部の人口。以下同じ)に応じ上限となる基準額(「基本基準額」)を設定。
※「事業実施対象区域の人口」は、各自治体における平成26年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数とする予定
- 地域の特別な事情を考慮し、以下のとおり加算を行う。
 - ・ 都道府県に係る広域対応のための加算(都道府県が設置する福祉事務所数に応じて1カ所あたり5百万円を加算)
 - ・ ホームレス事業を踏まえた加算
- なお、平成27年度については、経過措置として、以下の加算を行う。
 - ・ 「保護率」または「住宅支援給付の実績」を考慮した加算
 - ・ 平成26年度モデル事業の実施自治体に対する加算

就労準備支援事業

家計相談支援事業

子どもの学習支援事業

- 自立相談支援事業と同様の人口区分に応じた基本基準額を設定。
- 都道府県に係る広域対応のための加算を行う。(都道府県が設置する福祉事務所数に応じて1カ所あたり2百万円を加算)

※ 子どもの学習支援事業については、平成26年度に事業^(注)を実施している自治体であって、平成27年度の事業実施額が当該自治体の基準額(都道府県の場合は、都道府県広域加算後の基準額)を上回る場合は、平成26年度の事業実績額に0.9を乗じて得た額以内の額とする(平成27年度における措置)。

(注) 社会的な居場所づくり支援事業(子どもの健全育成支援事業)及び生活困窮者自立促進支援モデル事業

平成27年度 生活困窮者自立支援法関係予算（案）
（執行の基本的な考え方）

一時生活支援事業

- 施設の定員等に応じた基準額を設定。
- 基準額を上回る場合には、平成27年度の経過措置として、実績等を勘案した加算を行い、1.2を乗じて得た額以内を基準額とする。

その他事業

- ① 地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業（中間的就労の立上げ支援、都道府県における人材養成研修等）
以下の事業費を目安とし、これに依り難い場合は、個別協議とする。
 [市町村] 事業費 6百万円（国庫補助:3百万円）
 ※ 町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。
 [都道府県] 事業費 1千万円（国庫補助:5百万円）
 ※ 管内市町村等を対象とする就労等の協議会の設置や人材養成研修の実施等を想定。
- ② 生活福祉資金貸付事務費
- ③ ひきこもり対策推進事業
- ④ 日常生活自立支援事業
- ⑤ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

（参考）住居確保給付金について

- 住居確保給付金については、予め基準額を設定するものではなく、支給した給付金の額（生活困窮者が賃借する住宅の家賃の額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）が国庫負担の基礎となる。
- 支給額の上限額については、支給決定（当初、延長等）の時点の住宅扶助基準に基づく額を適用するものとする。（延長等の際を除き、既に決定した支給額の変更は行わない）

12

各事業の基本基準額（案）（事業費ベース）

（単位：千円）

人口規模	基本基準額（案）				4事業合計	（参考） 平成26年度生活困窮者 自立促進支援モデル 事業補助基準額
	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援		
2万人未満	5,000	5,000	3,000	3,000	16,000	20,000 (5万人未満)
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	4,000	21,000	
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	5,000	26,000	
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	6,000	31,600	
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	8,000	37,500	
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,500	45,000	40,000 (30万人未満)
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	55,500	
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	68,500	
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	16,000	84,000	
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	18,000	101,000	60,000 (50万人未満)
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	20,000	121,000	
50万人以上～75万人未満	65,000	35,000	28,000	30,000	158,000	80,000 (50万人以上)
75万人以上～100万人未満	90,000	40,000	30,000	38,000	198,000	
100万人以上～200万人未満	140,000	50,000	40,000	50,000	280,000	
200万人以上	190,000	60,000	50,000	65,000	365,000	

※ 基本基準額のほか、一定の要件に応じて加算を行う。

13

自立相談支援事業の基準額(案)について

1. 人口規模に応じた基準額の設定

- 事業実施対象地域の人口に応じた基本基準額を設定。
- その際、人口規模の差異による大幅な金額の変更を避ける観点から、15の区分に細分化。(※モデル事業時は4区分)

2. 都道府県等への加算

上記1に加え、①都道府県広域加算、②ホームレス対策の実施状況に応じた加算を行う。

①都道府県広域加算

都道府県については、相対的に人口密度が薄く広域の地域を管轄することから経費がかかることに着目し、加算を設ける。具体的には、都道府県が設置する福祉事務所数に応じ、1カ所当たり5百万円を加算する。

②ホームレス対策の実施状況に応じた加算

既存のホームレス対策の巡回相談や自立支援センター等の相談員人件費については、自立相談支援事業において実施されることとなる。これらは、基本基準額の範囲内で対応することも考えられるが、かかり増し経費の大きさに鑑み、当該事業の実施に着目した加算を設けることとする。

3. その他の加算（経過措置分）

上記1及び2に加え、平成27年度については、経過的な措置として、以下①または②の加算を行う。
(①②のいずれにも該当する場合は、高い方の基準額を採用する。)

①「保護率が高い自治体」又は「住宅支援給付の実績が高い自治体」に対する加算

(ア)または(イ)のいずれかの要件に該当する自治体については、基本基準額(都道府県の場合は都道府県広域加算後の基準額)に1.2(ア)に該当する自治体のうち保護率が3%以上の自治体については1.5)を乗じて得た額を基準額とする。

(ア)保護率が2%以上の自治体

(イ)住宅支援給付の新規支給決定件数が人口10万人当たりで年間8件以上の実績がある自治体

※「保護率」は、平成26年12月分の「被保護者調査」に基づき報告した被保護人員を、平成26年12月時点における各自治体で把握している人口で除し100を乗じた数とする予定
※「住宅支援給付の実績」は、平成26年1月から12月までの1年間の実績とする予定

②「平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施自治体」に対する加算

平成26年度におけるモデル事業の承認額のうち、自立相談支援モデル事業として支出した額に比べて、当該自治体の基準額が下回る場合は、当該基準額(都道府県の場合は、都道府県広域加算後の基準額)に1.5を乗じて得た額を基準額とする。
(自立相談支援モデル事業として支出した額を超える場合は、当該支出した額を上限とする。)

14

ホームレス対策の生活困窮者自立支援法における基準額(案)について

事業名	一時生活支援事業	自立相談支援事業 (加算分)	国庫補助基準(案)	備考	
	事業費	人件費		事業費	人件費
施設型 (自立支援センター、施設型シェルター)	施設の維持管理費 入所者生活費	相談員	施設の定員区分にて設定	(別表1)	(別表2)
借上シェルター型	ホテル等の借り上げ料	—	1人1日 6,000円 (食費込み)	—	—
巡回相談事業	—	相談員	ホームレス数に応じ設定	—	(別表3)

※ ホームレス自立支援センターや巡回相談等のほか、現在、ホームレス等貧困・困窮者等の「絆」再生事業の中で、NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業として、相談支援や緊急一時的な宿泊場所の提供等を実施しているものは、その事業内容に応じて、借り上げシェルター型や巡回相談の加算(別表3)を活用することも可能。

(別表1)

一時生活支援事業

[単位:千円]

定員区分	基準額(案)
～9人	9,500
10人～29人	15,500
30人～49人	38,500
50人～69人	55,500
70人～99人	82,000
100人～199人	122,000
200人～299人	188,000
300人～	厚生労働大臣が認めた額

※土地・建物の借上げ料 1か所当たり60,000千円
(別途加算する)。

(別表2)

自立相談支援事業への加算分
(現・自立支援センター、シェルター分)

[単位:千円]

定員区分	基準額(案)
～9人	7,300
10人～29人	10,000
30人～49人	18,500
50人～69人	31,000
70人～99人	39,000
100人～199人	53,000
200人～299人	71,000
300人～	厚生労働大臣が認めた額

(別表3)

自立相談支援事業への加算分
(現・巡回相談分)

[単位:千円]

ホームレス数	基準額(案)
10人～29人	2,400
30人～49人	5,800
50人～69人	10,000
70人～99人	22,000
100人～199人	28,500
200人～299人	34,500
300人～399人	39,000
400人～499人	44,000
500人～999人	55,000
1,000人～1,999人	106,000
2,000人～	厚生労働大臣が認めた額

※ 上記の基準額を上回る場合には、平成27年度の経過措置として1.2を乗じて得た額以内を基準額とする。

16

平成27年度における 人材養成の取組について

平成27年度における人材養成の取組について

1. 国が行う人材養成の取組について

- 平成27年4月から福祉事務所を設置する自治体において、生活困窮者自立支援法に基づく各事業が実施される。各事業に従事する者は、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者への包括的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有することが重要である。
- 平成26年度においては自立相談支援事業に従事する者を対象に国が直接研修を行ってきたところであるが、平成27年度においては自立相談支援事業の研修に加えて、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者を対象にした研修も行うこととしている。また、各事業に従事する者に求められる資質を十分に高めることができるよう、研修は専門的かつ実践的な内容とすることを検討している。
- なお、国が行う養成研修の実施状況を踏まえつつ、一定期間経過後は、都道府県単位で実施することについて検討している。
- 自立相談支援事業に従事する各支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）、就労準備支援事業に従事する就労準備支援担当者、家計相談支援事業に従事する家計相談支援員は、原則として国が行う養成研修を受講する必要があると考えているが、法施行後、当面の間は、当該研修を受講していない場合であっても業務に従事することができるよう経過措置を講ずるものとする。

2. 自治体が行う人材養成の取組への支援について

- 生活困窮者支援に必要な知識や技術は、国の研修だけでは十分に獲得できるものではなく、各自治体においても継続的に人材養成を進めていくことが不可欠である。そのため、各自治体や自立相談支援機関は、こうした点を十分に踏まえ積極的に研修の場をつくっていくことが重要である。
- 特に都道府県におかれては、地域の中核となる人材を計画的に養成していただくことが、制度の円滑な運営には欠かせないものと考えており、国研修の内容を地域の関係機関や市町村に伝達するための研修会等（伝達研修）の企画・実施を引き続きお願いしたい。
- なお、各自治体における人材養成の取組（各事業の従事者のみならず、広く関係団体・関係者、住民を対象にした取組も含む）については、法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（その他事業）」として行うことができるため、当該事業の活用をご検討いただきたい。

18

平成26年度の取組からの変更点

- 平成27年度は、自立相談支援事業従事者養成研修に加え、就労準備支援事業及び家計相談支援事業従事者研修を国が直接行う。
- また、各自治体が行う人材養成に関する取組は、生活困窮者自立支援法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（その他事業）」を活用することが可能。

【平成26年度】

- (国が行う人材養成の取組)
- 自立相談支援事業従事者養成研修
※各支援員研修の修了者：計625名

- (自治体が行う人材養成の取組)
- 各事業の従事者のほか、関係機関・関係者、住民等を対象にした研修等
※生活困窮者自立促進支援モデル事業や、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業を活用して実施することができる。

【平成27年度】

- (国が行う人材養成の取組)
- 自立相談支援事業従事者養成研修
※研修予定者：計720名（3職種合計）
※各支援員それぞれ前・後期6日間の研修を実施予定
 - 就労準備支援事業従事者養成研修
※研修予定者：計120名
※3日間の研修を実施予定
 - 家計相談支援事業従事者養成研修
※研修予定者：計120名
※3日間の研修を実施予定

- (自治体が行う人材養成の取組)
- 各事業の従事者のほか、関係機関・関係者、住民等を対象にした研修等
※生活困窮者自立支援法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（その他事業）」を活用して実施することができる。

※平成27年度において国が行う各研修の詳細（日時・会場等）は、研修事業の受託者が決定後お知らせする。

19

国研修の対象者について（案）

平成27年度における国研修の対象者は以下のとおり。

1. 自立相談支援事業従事者養成研修（※平成26年度と同様）

(1) 主任相談支援員養成研修

自立相談支援事業において主任相談支援員として配置される者であり、以下の①から③までのいずれかに該当する者であることを考慮の上、検討すること。

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
- ② 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- ③ 相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である地方自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

(2) 相談支援員養成研修

自立相談支援事業において相談支援員として配置される者であり、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

(3) 就労支援員養成研修

自立相談支援事業において就労支援員として配置される者であり、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

2. 就労準備支援事業従事者養成研修

就労準備支援事業において就労準備支援担当者として配置される者であり、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

3. 家計相談支援事業従事者養成研修

家計相談支援事業において家計相談支援員として配置される者であり、相談支援に関わる知識・技術、家計管理に関わる知識・技術、社会保障制度や金融に関わる知識等を有していることとともに、以下の①から⑤までに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

- ① 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 社会保険労務士の資格を有する者
- ④ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- ⑤ 上記①～④に掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

20

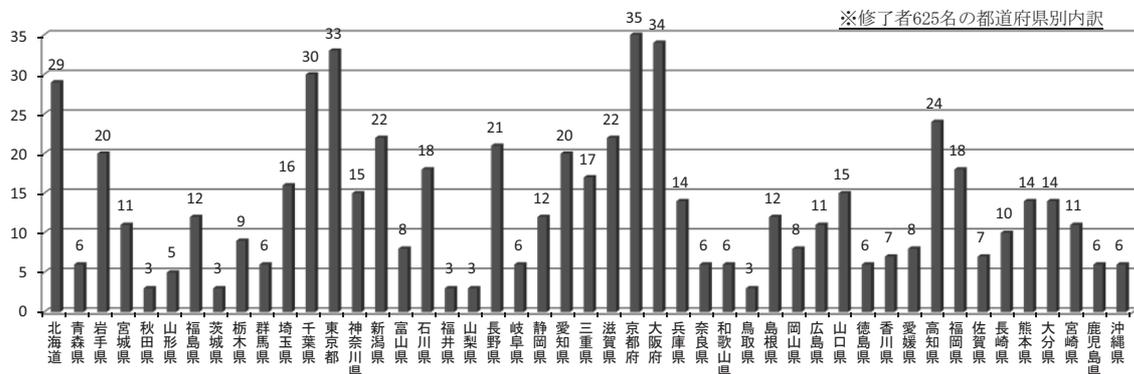
平成26年度における自立相談支援事業従事者養成研修の実施状況

- 平成26年度における自立相談支援事業従事者養成研修の修了者数及び受講者数は、以下のとおり。（都道府県別の内訳はグラフのとおり。）

	【修了者数（受講者数）】
①主任相談支援員養成研修	217名（222名）
②相談支援員養成研修	218名（237名）
③就労支援員養成研修	190名（224名）
計	625名（683名）

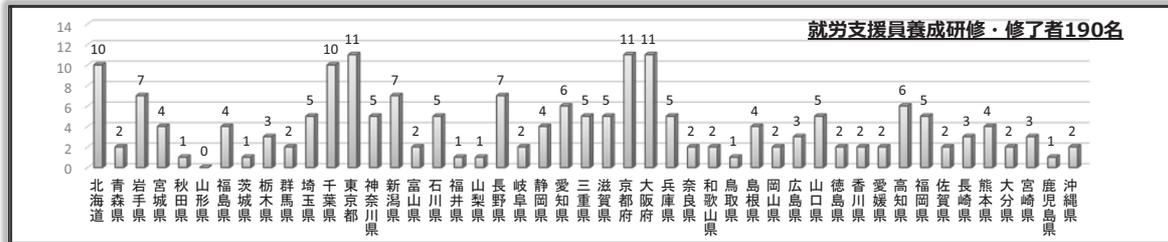
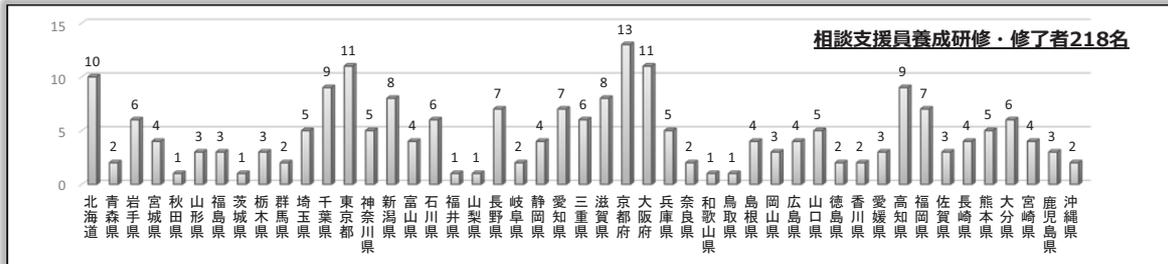
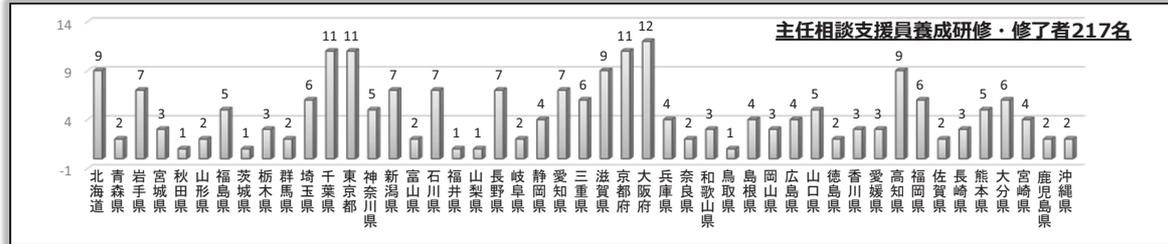
- 各自治体は研修を企画・実施するに当たっては、国研修の修了者に企画段階から参画いただくこと等について検討いただきたい。

■ 平成26年度における主任相談支援員、相談支援員、就労支援員養成研修の修了者数（合計）



21

平成26年度における各都道府県別 各支援員の修了者数



22

自立相談支援事業従事者養成研修に係る伝達研修の開催に向けたポイント

(1) 開催に向けた講師の検討

- 国研修修了者を始めモデル事業実施自治体関係者には講師を担ってもらうとともに、研修の企画・立案にも参加してもらう。
- 実践者に講師役を担ってもらうことにより、講師にとっても改めて学びの機会となり、支援内容や姿勢を見つめ直す貴重な経験となる。
- 一定期間経過後は、都道府県が研修の実施主体となることから、都道府県においては積極的に研修を企画しノウハウを蓄積すること。

(2) 伝達研修プログラム内容の検討

- 伝達研修カリキュラム(案)^{※1}を参考にしながら、各自治体において適宜、講義内容や研修時間等を組み立てること。
- プログラム内容は、地域の実情に応じて適宜検討するものであるが、カリキュラム(案)に示した研修の目的と目標が達成できるように工夫することが望ましい。
- 講義と共に演習も取り入れ、参加者同士が議論をしたり交流を深める機会を作ることが重要。
- 演習では、地域特有の課題等を議論をすることで、参加者が当事者意識を持って主体的に参加できる研修となる。

(※1) 2月初旬に国研修の教材と合わせて提示する予定。また、今後、各自治体の取組事例等も示す予定。

(3) 研修教材の選定

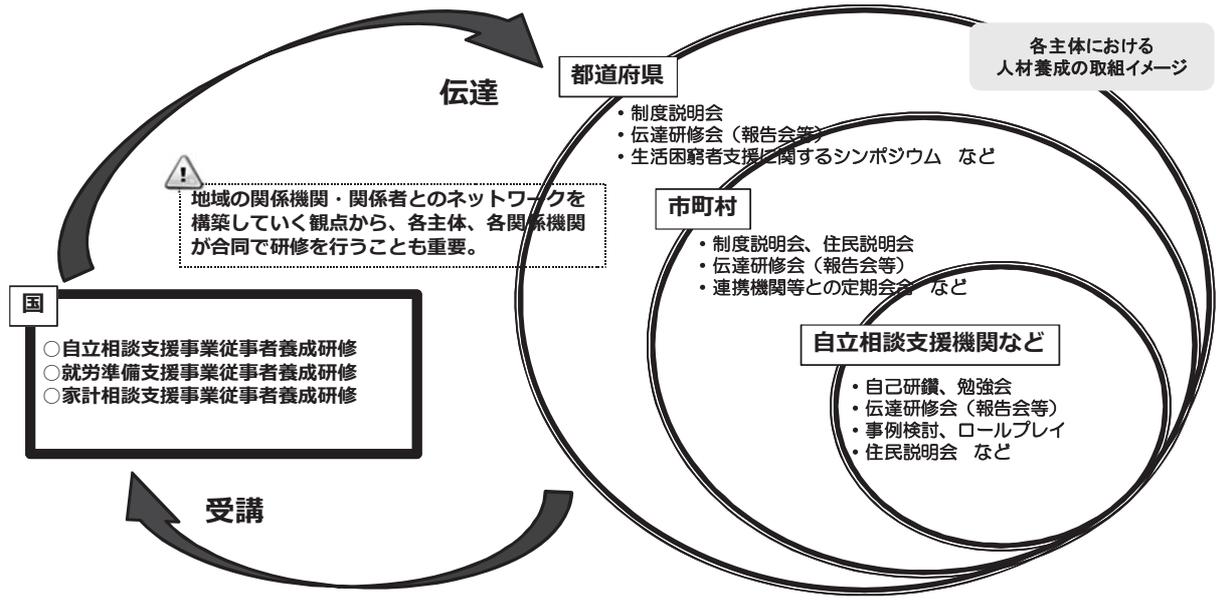
- 研修教材としては、国研修の教材やテキスト等を活用すること。
- また、講師が実際に携った支援事例を演習の中で用いたり、事業所独自の研修教材を取り入れるなど創意工夫されたい。
- 講師が実際に関わった事例を用いることで、支援の視点や支援経過、改善点などを具体的に説明することができる^{※2}。

(※2) 関係機関や個人名等が特定されないよう、匿名性を担保すること。

23

人材養成における各主体の役割について

- 本制度を真に効果的なものとするためには、各都道府県、市町村、自立相談支援機関において継続的に人材養成を行うことが重要である。
- 特に、広域行政としての都道府県が主体となって地域の中核となる人材を計画的に養成していくことが、制度の円滑な運営をしていくためには不可欠。



24

支援調整会議について

- 支援調整会議は、プラン策定をする際には必ず開催する。
- 支援調整会議という形式を取らずに、所内でのケース検討会議や関係機関との相談・調整は、必要に応じて適宜行う。

◆ 支援調整会議の役割

- ◆ プランの適切性の協議
- ◆ 支援提供者によるプランの共有
- ◆ プランの終結時等の評価
- ◆ 社会資源の状況の把握と創出に向けた検討

◆ 支援調整会議の開催パターン

定期開催	検討件数が多く、参加者がいる程度固定されている場合
随時開催	検討件数が少ない場合や、特に時間をかけて検討する必要がある場合
定期開催と随時開催の併用	定期の会議を基本としつつ、比較的複雑なケース等は随時の会議で検討

◆ 支援調整会議の開催時期

- ①プラン作成時、②再プラン作成時、③終結の判断時、④プラン中断の決定時

- ※ 構成メンバーについて、自治体職員や支援員だけでなく、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検証することができる者の参加が望ましい。
- ※ 本人の参加については、本人の状況を十分に考慮したうえで判断する。
- ※ プランの関係者と必要に応じて事前にサービス内容等の調整を行うが、事前に調整したことにより、プランの内容が適切であるという前提で議論を進めるなど、支援調整会議が形骸化しないように留意する。

25

これまでに発出した生活困窮者自立支援法施行に係る主な資料等について

■「最新情報」等で発出したもの（※最新情報No.27以降は厚生労働省ホームページでも閲覧可能）

・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について	(平成26年3月27日付) 社援発0327第13号
・生活困窮者自立支援法の施行に係る町村への依頼について ※平成26年3月28日にメールでも情報提供済	(平成26年3月27日付) 社援発0327第14号
・支援提供(変更)通知書(素案)、支援調整会議の設置要綱(例)、委託契約書・仕様書(例) ・「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」(平成23年3月3日付 総務省地域力創造グループ地域政策課長、自治税務局市町村税課長連名通知) ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 (平成24年5月11日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)	(平成26年3月27日付) 最新情報No.19
・生活困窮者自立支援法施行に向けた推進体制の整備に関する取組事例資料の提供について	(平成26年11月27日付) 事務連絡
・「就労訓練事業(いわゆる中間的就労)事例集(平成26年11月版)」	(平成26年11月28日付) 最新情報No.27
・就労訓練事業のあっせんに関する職業紹介の手続マニュアル(ポイント版)	(平成26年12月26日付) 最新情報No.28

■厚生労働省ホームページで閲覧可能なもの

・新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集(平成26年11月17日付)	厚生労働省ホームページ内 「生活困窮者自立支援制度」
・生活困窮者自立支援制度全国担当者会議資料(平成26年9月26日開催分) ※平成27年1月26日開催分も近日掲載予定	

※ 上記はこれまでに発出した生活困窮者自立支援法の施行に係る主な資料等のうち、平成27年度以降も引き続き活用が見込まれるもの。「最新情報」で発出したもののうち厚生労働省ホームページから閲覧が出来ないものについては、各都道府県において管内市町村への再周知等をお願い致します。

※ 各事業の手引き等については、厚生労働省の通知として改めてホームページ掲載予定。

生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデル【4～9月】（イメージ）

※現時点のイメージであり、今後変更がありうるとともに、自治体により異なるものである。

事項	平成26年				
	4月	5月	6月	7月	8月
福祉(市区町村設置)・自治体	<input type="checkbox"/> 庁内勉強会の開催、法の理念の確認・共有 <input type="checkbox"/> 首長(や準する幹部)への制度説明 <input type="checkbox"/> 担当部署決定	<input type="checkbox"/> 施行に必要な準備事項の確認、スケジュール作成	<input type="checkbox"/> 庁内での連絡会等の設置、開催		<input type="checkbox"/> 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業への紹介ルールの設定 <input type="checkbox"/> 連携が必要と考えられる関係機関のリスト化
		<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関の運営の手引き、支援の流れ、帳票の確認	<input type="checkbox"/> テキストの確認	<input type="checkbox"/> 実施方法(直営又は委託)の決定 <input type="checkbox"/> 窓口設置場所の決定 <input type="checkbox"/> 任意事業の実施の検討	<input type="checkbox"/> 行政と委託先との役割分担等の調整 <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業、家計相談支援事業の手引きの確認
	予算 施行細則、要綱、要領等				<input type="checkbox"/> 予算要求の検討 <input type="checkbox"/> 予算説明用資料の作成(都道府県・市区町村)H27予算要求
都道府県(広域自治体として)		<input type="checkbox"/> 県主催会議① <input type="checkbox"/> (国会議内容説明、取組状況の情報交換等)		<input type="checkbox"/> 県主催会議② <input type="checkbox"/> (事例発表・検討、モデル事業実施自治体の取組状況発表等)	
国	・モデル事業等連絡会議【4/24、25】 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査		・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・主任相談支援員研修(前期)	・H27予算概算要求 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・主任相談支援員研修(後期)	・全国担当者会議①【9/26】(政省令案、各種手引きの改定案、国庫負担基準の考え方、Q&A等の提示) ・相談支援員研修(前期)

生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデル【10～3月】（イメージ）

※現時点のイメージであり、今後変更がありうるとともに、自治体により異なるものであ

事項	平成26年			平成27年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福祉 （市区町村設置 都道府県）	体制整備	<input type="checkbox"/> 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 関係機関等で構成する協議会等の設置、開催	<input type="checkbox"/> 就労準備支援事業、就労訓練事業や一般就労への支援に協力する企業・法人の開拓				
	予算	<input type="checkbox"/> 一時生活支援事業の手引きの確認 <input type="checkbox"/> 契約方法決定	（入札・プロポーザルの場合） <input type="checkbox"/> 仕様書（案）作成 <input type="checkbox"/> 参考見積 <input type="checkbox"/> 広報資料の作成	<input type="checkbox"/> 広報資料の関係機関への配布	<input type="checkbox"/> 議案提出（当初予算計上）	<input type="checkbox"/> 本契約（4月1日）	
	施行細則、要綱、要領等			<input type="checkbox"/> 各事業の実施要綱・要領（案）作成	<input type="checkbox"/> 施行細則（案）作成 ※住居確保給付金の支給手続き、就労訓練事業の認定手続き等	<input type="checkbox"/> （都道府県）議会上程	<input type="checkbox"/> （市区町村）議会上程
	都道府県（広域自治体として）	<input type="checkbox"/> 県主催会議③ <input type="checkbox"/> （国会議員内容説明、事例発表等）	<input type="checkbox"/> 県主催会議④ （研修会）	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑤ （国会議員内容説明、取組状況の情報交換等）	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑥ （国会議員内容説明、支援体制の確認等）		<input type="checkbox"/> 市長説明・決裁
国	・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・相談支援員研修（後期）	・H27予算内示 ・就労支援員研修（前期）	・H27予算内示 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・就労支援員研修（後期）	・全国担当国会議員②【1月上旬予定】（予算、政省令等について説明） ・全国部局長会議 ・政省令告示の発出	・関係通知、各種手引き、事務処理マニュアルの発出 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査	・交付要綱 発出 ・全国課長会議	

28

（ 参 考 ）

29

生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査について

1 調査概要

【対象】 全国の福祉事務所設置自治体(市町村、都道府県) 901自治体

【目的】 法の施行準備状況を把握し、その結果を各福祉事務所設置自治体へ提供することにより、施行に向けた取組の推進に資することを目的とする。

【方法】 平成26年度の偶数月(4、6、8、10、12、2月に実施)。(市町村分の回答については、都道府県が取りまとめ)

【内容】 「生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント」(ver.1)で示した、5つの検討課題(法の趣旨の理解、庁内体制の構築、実施方法の検討、関係機関との連携体制の確保、協議の場の設定)に関する項目(都道府県に対しては、加えて、市区町村を対象とした会議の開催等の項目)を設定。

2 調査結果のポイント【第5回 平成26年12月分】

回答自治体数 901【回答率 100パーセント】

【福祉事務所設置自治体】

- 担当部署の決定、自立相談支援事業の実施形態(直営・委託)の決定、事業費の積算については、実施した市区町村は9割を超える(都道府県については実施形態を除き100%)など形式的には体制整備が進んだと言える。
- 一方で、法施行に必要な準備事項について未検討の市区町村が2割を超えるなど、一部の自治体において、必要な準備が進捗していない状況がうかがわれる。担当部署においては、4月から円滑な施行ができるよう、関係部署との連絡会議等の設置、委託先との役割分担の調整、手引きや帳票の確認等の取組を加速する必要がある。

【都道府県】

- 市区町村を対象とした会議等の開催は全都道府県で実施されており、引き続き管内自治体の施行準備の状況を把握しながら、制度の円滑な施行に向けて必要な支援を行うことが重要である。

平成26年12月度施行準備進捗状況調査結果 (都道府県版)

都道府県福祉事務所設置自治体回答数		45	
都道府県福祉事務所設置自治体数		45	
		達成自治体	達成割合
1 法の趣旨の理解			
(1) 庁内での制度理解			
① 庁内で法についての勉強会等を開催されたか	32	71%	
② 庁内の関係部署への説明会等を実施したか	30	67%	
③ ②の際に、法の理念(意義、目的、支援の具体的すがた)の共有を図ったか	30	67%	
④ ②の際に、法の対象者について共有したか	30	67%	
⑤ ②の際に、支援決定や支援調整会議への参画、地域づくりなど行政の役割について確認したか	28	62%	
(2) 首長等への制度説明			
① 首長に制度を説明したか	34	76%	
② ①に基づき自治体幹部に制度を説明したか	44	98%	
2 庁内体制の構築等			
(1) 庁内体制の構築			
① 新制度の担当部署は決定したか	45	100%	
② ①の決定に当たっては福祉部局のみならず、全庁的に検討されたか	18	40%	
③ 庁内の関係部署との連絡会等が設けられているか	22	49%	
④ 対象者把握のための庁内情報の共有、自立相談支援事業に紹介するルールが設定されているか	7	16%	
3 実施方法の検討			
(1) 施行準備スケジュール作成			
① 法施行に必要な準備事項について検討したか	44	98%	
② 法施行に向けてのスケジュールを作成したか	39	87%	
(2) 自立相談支援事業の実施			
① 直営か委託かは決まったか	43	96%	
② (委託の場合)委託先の候補として念頭に置いているものがあるか	34	76%	
③ (委託先がある程度決められている場合)行政と委託先との役割分担について調整は行われているか	21	47%	
④ 設置する場所は決まったか(庁舎内、委託先法人内など)	31	69%	
⑤ 自立相談支援事業の運営の手引きは確認したか	44	98%	
⑥ 全国統一で使用する帳票は確認したか	44	98%	
⑦ 支援調整会議のメンバーは検討されたか	35	78%	
⑧ 「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」は確認したか	41	91%	
(3) 研修事業			
① 就労準備支援事業のガイドラインは確認したか	45	100%	
② 家計相談支援事業の運営の手引きは確認したか	44	98%	
(4) 予算編成			
① 地域の実情を踏まえた制度の全体計画を作成したか	22	49%	
② 事業費の積算を行ったか	45	100%	
(5) 各事業の実施準備			
① 各事業の実施要綱を策定したか	7	16%	
② 各事業の実行準備を行ったか	7	16%	
③ 支援調整会議の実施要綱等を策定したか	12	27%	
④ パンフレット、チラシ等の広報資料を作成したか	15	33%	
⑤ その他事業に必要な様式(関係機関との情報共有のための連絡票など)を作成したか	7	16%	
4 関係機関との連携体制の確保			
(1) 庁外の関係機関等への説明			
① 庁外の関係機関への説明会等を実施したか	35	78%	
② 住民に対する説明会を実施したか	9	20%	
(2) 関係機関との連携体制の確保			
① 連携が必要と考えられる関係機関の名簿を作成したか	21	47%	
② 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みはあるか	14	31%	
③ ハローワーク、福祉事務所との連絡会等は設けられているか	25	56%	
④ 就労訓練事業(中間的就労)の場はあるか	10	22%	
⑤ 就労準備支援事業の運営や一般就労への支援に協力する企業・法人は開拓されているか	11	24%	
5 協議の場の実定			
(1) 協議の場の実定			
① 関係機関等で構成する協議会等の設立の準備を行っているか	21	47%	
② 関係機関等で構成する協議会等を開催したか	13	29%	
【都道府県のみ】			
都道府県回答数		47	
6 市区町村担当各会議等の開催			
① 市区町村を対象とした担当者会議等を実施したか	47	100%	
② ①について複数回実施したか	44	94%	
③ 国の全国会議及び研修の開催後に会議を開催したか	45	96%	
④ 会議においては、モデル事業の経過報告を行うなど、事例の共有を図っているか	42	89%	
都道府県福祉事務所設置自治体回答数 45			
7 福祉事務所管内の町村への制度理解・啓発			
① 町村の担当部署に対して制度を説明したか	42	93%	
② 町村長等の首長や幹部に対して制度を説明したか	21	47%	
③ 町村の庁内体制及び庁内情報の共有の仕組みは確認しているか	20	44%	

平成26年12月度施行準備進捗状況調査結果（市区町村版）

市町村福祉事務所設置自治体回答	856	達成自治体	達成割合		
市町村福祉事務所設置自治体回答	856				
1 法の趣旨の理解					
(1) 庁内での制度理解					
① 庁内で法についての勉強会等は開催されたか	425	50%			
② 庁内の関係部署への説明会等を実施したか	439	51%			
③ ②の際に、法の理念(意義、目標、支援の具体的すがた)の共有を図ったか	416	49%			
④ ②の際に、法の対象者像について共有したか	403	47%			
⑤ ②の際に、支援決定や支援調整会議への参画、地域づくりなど行政の役割について確認したか	306	36%			
(2) 首長等への制度説明					
① 首長に制度を説明したか	680	79%			
② ①に準ずる自治体幹部に制度を説明したか	711	83%			
2 庁内体制の構築等					
(1) 庁内体制の構築					
① 新制度の担当部署は決定したか	821	96%			
② ①の決定に当たっては福祉部局のみならず、全庁的に検討されたか	421	49%			
③ 庁内の関係部署との連絡会等が設けられているか	274	32%			
④ 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業に紹介するルールが設定されているか	138	16%			
3 実施方法の検討					
(1) 施行準備スケジュール作成					
① 法施行に必要な準備事項について検討したか	648	76%			
② 法施行に向けてのスケジュールを作成したか	402	47%			
(2) 自立相談支援事業の実施					
① 直営か委託かは決まったか	811	95%			
② (委託の場合)委託先の候補として念頭に置いているものがあるか	499	58%			
③ (委託先がある程度決められている場合)行政と委託先との役割分担について調整したか	326	38%			
④ 設置する場所は決まったか(庁舎内、委託先法人内など)	692	81%			
⑤ 自立相談支援機関の運営の手引きは確認したか	654	76%			
4 関係機関との連携体制の確保					
(1) 庁外との関係機関等への説明					
① 庁外との関係機関への説明会等を実施したか	232	27%			
② 住民に対する説明会を実施したか	50	6%			
(2) 関係機関との連携体制の確保					
① 連携が必要と考えられる関係機関の名簿を作成したか	243	28%			
② 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みはあるか	166	19%			
③ ハローワーク、福祉事務所との連絡会等は設けられているか	314	37%			
④ 就労訓練事業(中間的就労)の場はあるか	75	9%			
⑤ 就労準備支援事業の運営や一般就労への支援に協力する企業・法人は開拓されているか	108	13%			
5 協議の場の設定					
(1) 協議の場の設定					
① 関係機関等で構成する協議会等の設立の準備を行っているか	190	22%			
② 関係機関等で構成する協議会等を開催したか	75	9%			
⑥ 全国統一で使用する帳票は確認したか	601	70%			
⑦ 支援調整会議のメンバーは検討されたか	395	46%			
⑧ 「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」は確認したか	476	56%			

モデル事業実施状況調査集計結果（抜粋）について

調査の概要

- 平成26年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置・運営の手引き完成と支援調整会議等の事例調査研究）において、自立相談支援機関の設置・運営に関する手引きを作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（254箇所）を対象に、モデル事業実施状況の調査を実施。

【実施機関】一般社団法人北海道総合研究調査会

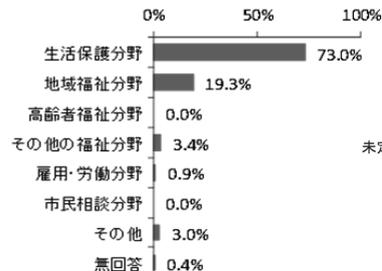
【調査期間】平成26年5月20日～6月23日、8月12日～9月5日（2回に分けて実施）

【回収状況】233箇所（277圏域）/254箇所（回収率91.7%）

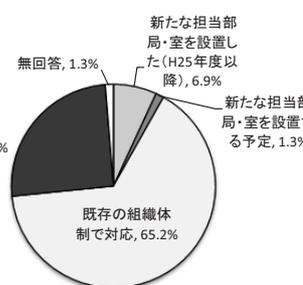
1 主管部局

- モデル事業を実施している主管部局の分野については、生活保護分野が7割を超え、地域福祉分野が2割であった。
- 新たな担当部局等の設置については、既存の組織で対応する自治体が6割を超えるが、新たな担当部局を設置または設置する予定の自治体も1割弱みられた。しかし、まだ未定と回答した自治体が2割を超えている。
- モデル事業で実施する事業は、自立相談支援事業以外では就労準備支援事業が4割弱、家計相談支援事業が3割弱であった。

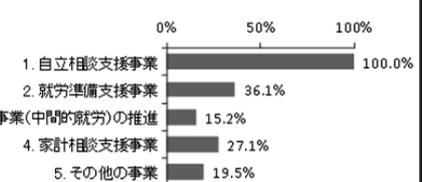
(1) 主管部局の分野



(2) 新たな担当部局・室等の設置



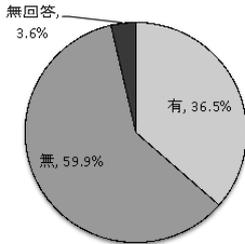
(3) モデル事業で実施する事業



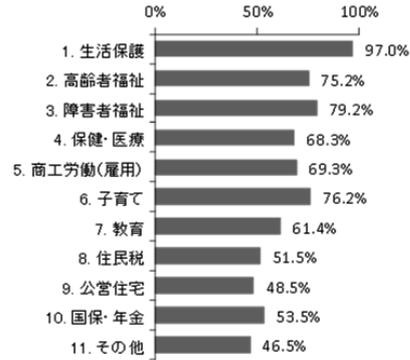
2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は4割弱であり、6割が協議の場を設置していない状況にある。
- 庁内の協議の場に参加している部署・課は、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。
- 具体的な協議内容では、制度に関する周知・理解のほか、他部署からの紹介体制の構築、他制度と連携した支援方法についての協議が行われている。

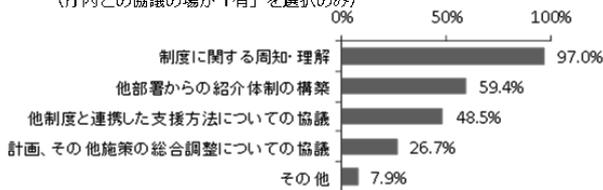
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況



(2) 協議の場の参加部署・課 (複数回答)
(庁内との協議の場が「有」を選択のみ)



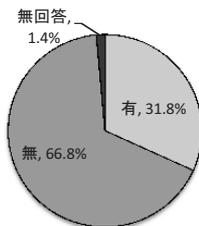
(3) 協議の場での具体的な協議内容 (複数回答)
(庁内との協議の場が「有」を選択のみ)



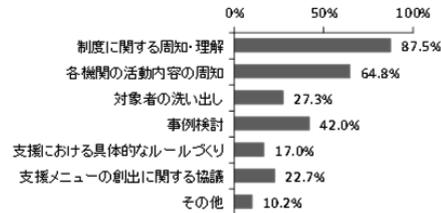
3 関係機関との連携体制

- 約3割の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保健所・保健センターなど様々な分野との連携が進められている。

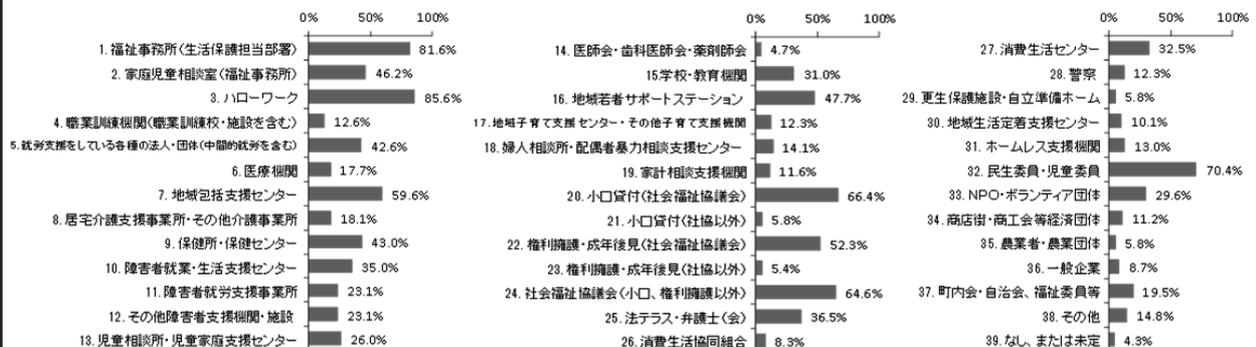
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況



(2) 協議の場での協議内容 (複数回答) (庁外との協議の場が「有」を選択のみ)



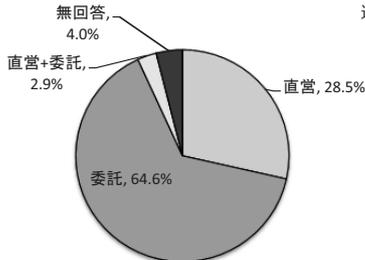
(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関 (複数回答)



4 実施形態

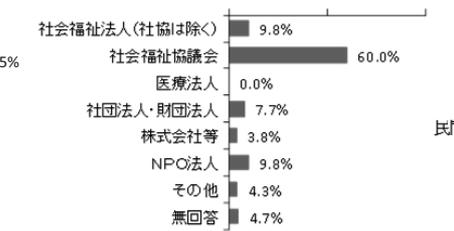
- 自立相談支援機関の設置について、委託が6割を超えており、委託先は多岐にわたるが、社会福祉協議会が6割と多く、社会福祉法人、NPO法人が約1割となっている。また、自立相談支援機関の設置場所については、役所・役場内が4割、受託した法人施設内が3割となっており、そのほか民間事務所ビルに借用、公的施設内が1割を超えている。
- 委託先の決定方法は、随意契約が6割強と最も多く、委託先選定の決め手となった要因としては、これまでの類似事業の実績が8割弱と最も多く、次いで専門的な人材が確保されている、地域でのネットワークが豊富と続いている。

(1) 自立相談支援機関の設置形態



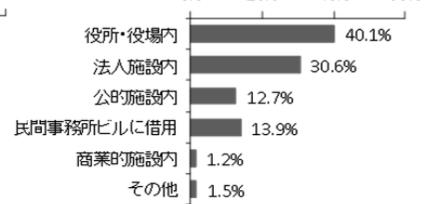
(2) 委託先

(記載のあった自立相談支援機関(324件)の中で「委託」を選択のみ)



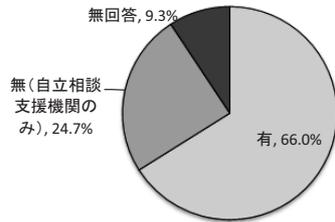
(3) 自立相談支援機関の設置場所

(記載のあった自立相談支援機関324件)



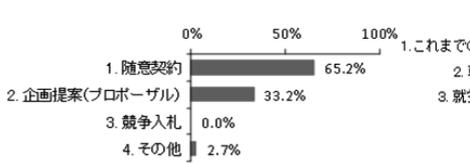
(4) 他の併設施設・相談窓口等の有無

(記載のあった自立相談支援機関324件)



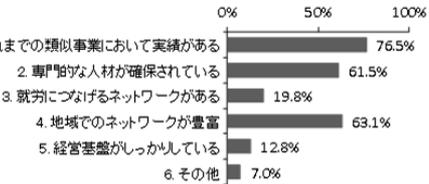
(5) 委託先の決定方法

(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



(6) 委託先選定の決め手となった要因

(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



36

5 職員体制

- 自立相談支援機関の職員は、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 相談支援員の経験年数は、1年以上3年未満が最も多く2割強、次いで1年未満が2割弱となっている。
- 相談員が保有する資格は、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。「特になし」の2割は特徴的といえる。
- 職員研修で実施したこととしては、法の趣旨の理解が最も多く5割を超え、それ以外は概ね3割程度となっている。
- 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況については、就労準備支援事業、家計相談支援事業が2割弱のほか、その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業との兼務も1割弱となっている。また、それ以外の事業との兼務も2割弱となっている。

(1) 自立相談支援機関の職員体制 (人口規模別)

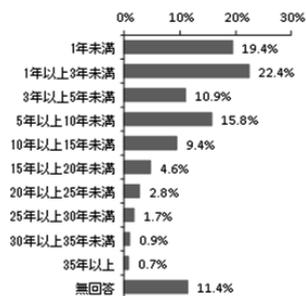
1 圏域あたり平均職員数 ※職員記載のあった213機関について

人口規模	全職員数(兼務含む)	うち			
		正職員数	主任相談支援員数	相談支援員数	就労支援員数
5万人未満 (53圏域)	2.98	0.60	0.76	1.66	0.64
5万人以上10万人未満 (52圏域)	3.14	0.48	0.87	1.79	0.75
10万人以上30万人未満 (66圏域)	4.05	0.37	0.83	2.28	0.63
30万人以上50万人未満 (20圏域)	6.35	0.70	1.00	4.40	2.15
50万人以上100万人未満 (18圏域)	7.72	0.44	1.44	5.33	2.72
100万人以上 (10圏域)	7.50	0.00	1.40	3.00	1.70
全庁	4.25	0.47	0.92	2.50	1.03

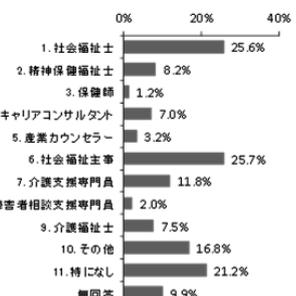
(4) 職員研修において実施したこと



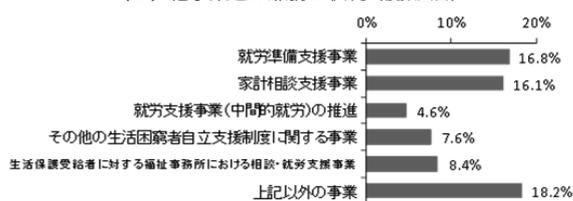
(2) 相談支援員の経験年数



(3) 職員が保有する資格 (複数回答)



(5) 他事業との兼務の状況 (複数回答)

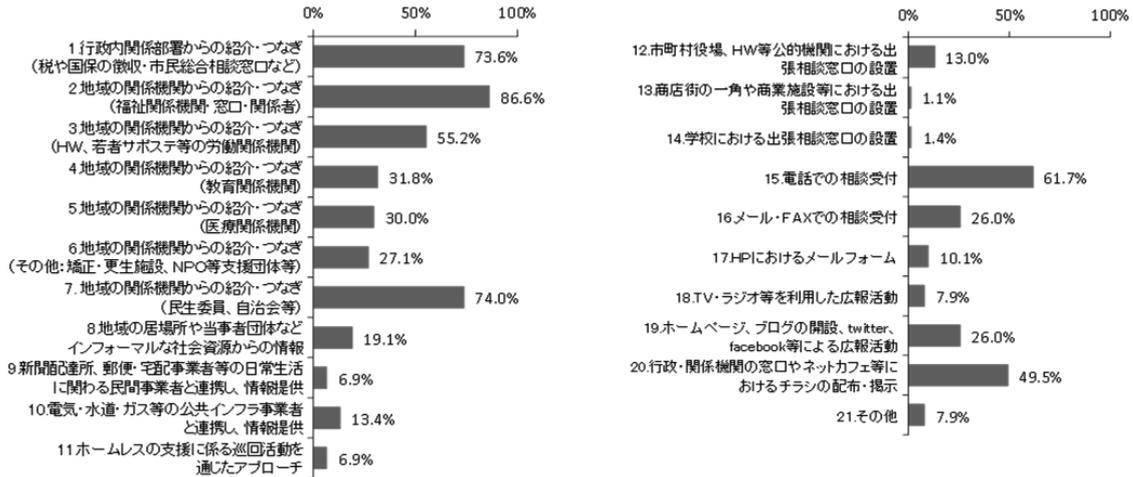


37

6 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の民生委員や福祉・労働の関係機関から紹介・つなぎや、行政内部からの紹介つなぎが多く、電話による相談やチラシの配布・掲示も半数程度の自治体で取り組んでいる。
- また、単に窓口で相談を待つだけでなく、出張相談や窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）

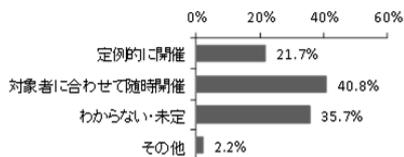


38

7 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的に開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、随時開催が4割を占めており、3割以上がまだ開催していないなど未定である。また、随時開催よりも定期的に開催されている会議の方が1回あたりの取扱ケース件数が多くなっている。
- 構成メンバーの決定方法については、委託先の機関が決定、関係機関と協議のうえ決定がともに3割を超えており、行政が決定する場合は2割である。
- 支援調整会議への本人の同席については、必要に応じて求めるが4割強、同席を求めないが4割となっている。

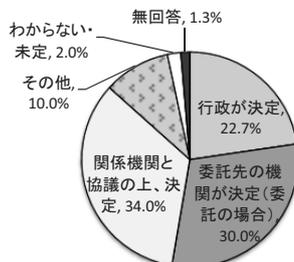
(1) 開催時期（複数回答）



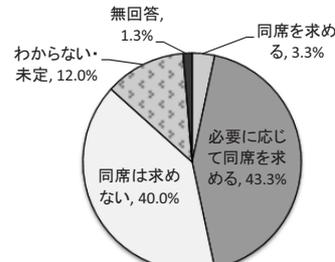
(2) 1回あたり取扱いケース件数

定期的で開催	平均 5.4件
随時開催	平均 2.5件

(3) 構成メンバーの決定方法（定期開催、随時開催を選択のみ）



(4) 本人の同席（定期開催、随時開催を選択のみ）

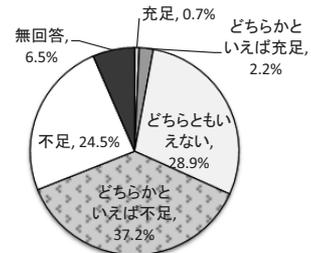
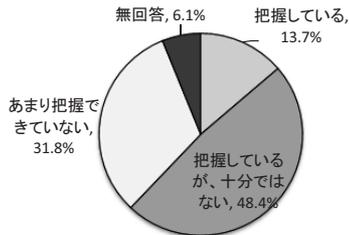


39

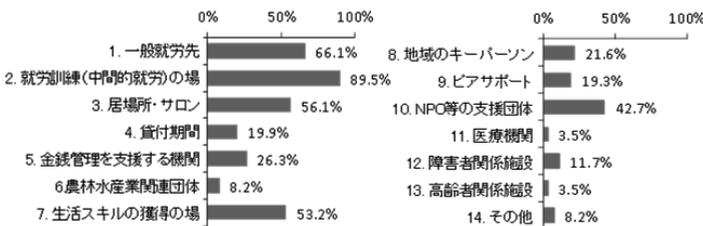
8 地域づくり

- 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源については、「把握しているが十分ではない」が約5割、「あまり把握できていない」は約3割となっており、自治体の把握に向けた取り組みも必要である。
- 生活困窮者支援を行うための社会資源については、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が6割を超えており、中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多い。また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。
- 生活困窮者支援を通じた地域づくりについては、就労先や就労訓練の場の開拓に向けて取組を行っている割合が3割強となっている。

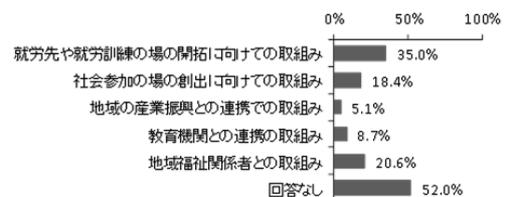
(1) 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源の把握状況 (2) 地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況



(3) 不足している社会資源 (複数回答)
(社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ)



(4) 生活困窮者支援事業を通じた「地域づくり」について現在行っていること (複数回答)

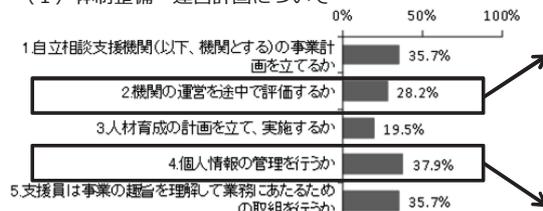


40

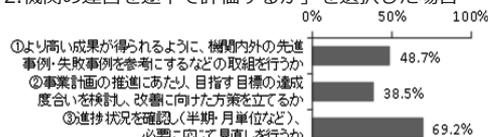
9 事業評価

- 事業評価に関して、「体制整備・運営計画」については、4割弱が個人情報の管理や事業計画に着目している。また、3割弱が運営途中で評価するとしており、その中では、進捗状況を確認し、必要に応じて見直すとしているところが7割となっている。また、個人情報の管理に着目した場合、8割強で職員が意識するよう指導しているとしており、管理者を定める点については3割程度となっている。
- 相談支援業務については、事業の運営自体を評価するとしているのが6割程度であり、その中では、約8割が相談受付件数・申し込み件数となっており、次いでプラン達成状況が6割、就労・増収者とプラン作成者数がともに5割程度となっている。

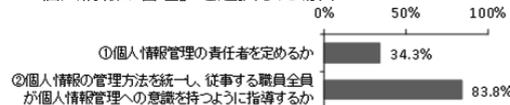
(1) 体制整備・運営計画について



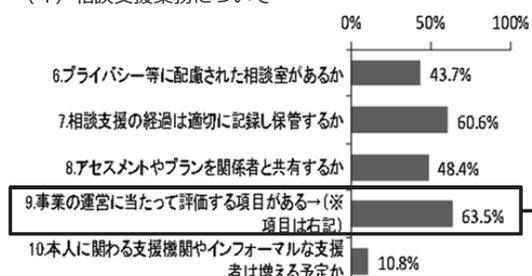
(2) 「2.機関の運営を途中で評価するか」を選択した場合



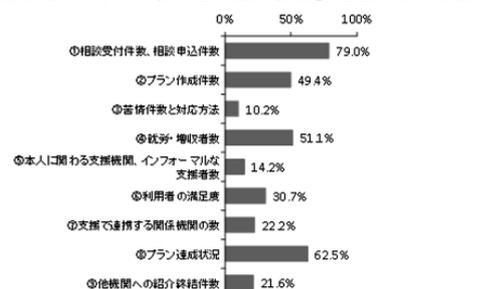
(3) 「4.個人情報の管理」を選択した場合



(4) 相談支援業務について



(5) 「9.事業の運営に当たって評価する項目がある」を選択した場合

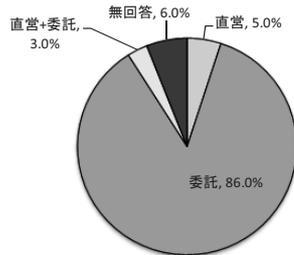


41

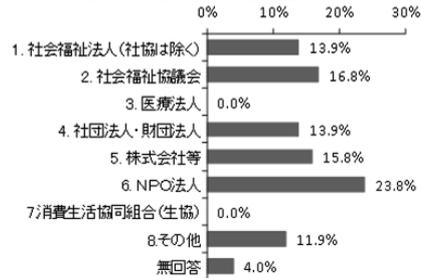
10 就労準備支援事業

- 就労準備支援事業を行っている100圏域のうち、9割弱が委託となっている。その中で、約2割がNPO法人、次いで社会福祉協議会、株式会社等と続いている。
- 就労準備支援事業の職員体制は、1機関あたりの平均人数では、委託で多くなっている。また、就労準備支援担当者の経験年数は1年以上3年未満が最も多く3割を超えており、次いで3年以上5年未満と続いている。

(1) 就労準備支援事業の設置形態



(2) 委託先（※委託しているとの記載があった101件）



(3) 就労準備支援事業の職員体制
※職員記載のあった70機関について

	全体	1機関あたり平均
全職員数 (70機関)	211人	3.0人
直営 (3機関)	4人	1.3人
委託 (62機関)	187人	3.0人
直営+委託 (2機関)	13人	6.5人
無回答 (3機関)	7人	2.3人

(4) 就労準備支援担当者の経験年数

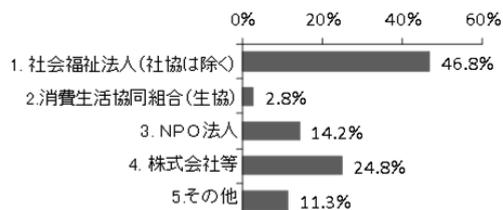


42

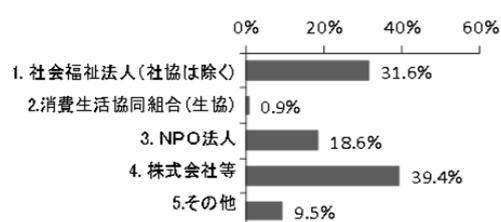
11 就労訓練事業

- 就労訓練事業者については、すでに実施している圏域は141あり、事業者は社会福祉法人がもっとも多く5割弱、次いで株式会社等、NPO法人と続いている。
- なお、今後実施予定も含めた231の圏域のうち、今後実施予定の事業者は、株式会社が4割弱となっており、今後は社会福祉法人だけではなく民間企業の巻き込みも予想される。

(1) 就労訓練事業者（すでに実施している事業者）



(2) 就労訓練事業者（今後実施予定の事業者）

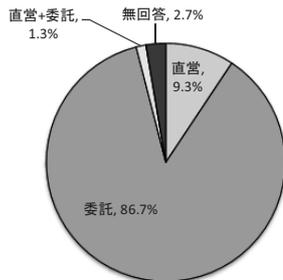


43

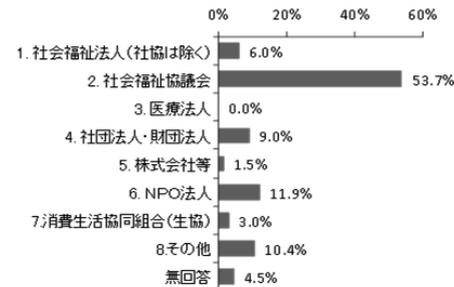
12 家計相談支援事業

- 家計相談支援事業を行っている75圏域のうち、9割弱が委託となっている。その中で、約半数が社会福祉協議会、次いでNPO法人となっている。
- 家計相談支援事業の職員体制は、1機関あたりの平均人数では、直営で多くなっている。また、家計相談支援員の経験年数は1年以上3年未満が最も多く3割弱となっており、次いで3年以上5年未満と続いている。

(1) 家計相談支援事業の設置形態



(2) 委託先(記載のあった委託先67件について集計)

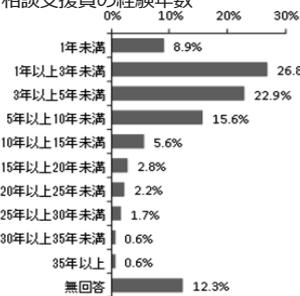


(3) 家計相談支援事業の職員体制

※職員記載のあった58機関について

	全体	1機関あたり平均
全職員数	(58機関) 179人	3.1人
直営	(6機関) 26人	4.3人
委託	(51機関) 147人	2.9人
直営+委託	(1機関) 6人	6.0人

(4) 家計相談支援員の経験年数



44

モデル事業実施自治体における支援実績(抜粋)について

調査の概要

- 平成26年度社会福祉推進事業(自立相談支援機関設置使用標準様式研究事業)において、自立相談支援機関が使用する標準様式を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体(121自治体)を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成25年8月～平成26年12月新規受付ケース

【回収状況】 115自治体から新規相談受付21745ケース、支援決定4654ケース

1 新規相談受付状況

- 自治体によって、モデル事業の開始時期や自立相談支援機関の設置状況などが異なるため、一概に人口規模で比較はできないが、月間平均で1~100件超の新規相談受付があり、相談者は男性が多く、相談者は30~50歳代が多くなっている。
- 相談経路については本人自ら連絡が5割弱となっており、次いで関係機関・関係者による紹介が約35%と多くなっている。

(1) 新規相談受付状況(自治体別月間平均件数)

※総合計は平成25年度8月以降開所月～平成26年12月までの合計

自治体名	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	総合計	うちH26年度(H26.4-12計)	H26年度月間平均
北海道	9	10	6	11	125	122	13.6
札幌市	35	27	22	8	299	216	23.9
旭川市	26	20	15	11	200	193	21.4
釧路市	9	12	9	7	184	115	12.8
岩見沢市	5	15	9	10	125	82	9.1
青森県	11	11	5	8	56	54	6.0
岩手県	17	28	7	14	325	197	21.6
花巻市	3	2	3	7	88	63	6.6
宮城県	43	32	24	21	174	176	24.9
仙台市	28	85	36	27	283	292	31.4
湯沢市	6	1	9	10	76	43	4.8
山形県	7	5	1	1	39	39	5.6
山形市	56	47	39	33	528	405	44.3
福島県	9	4	13	4	74	69	7.6
会津若松市	9	17	12	14	73	73	8.1
茨城県	5	1	0	0	15	15	2.1
栃木県	12	17	25	13	123	125	13.7

自治体名	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	総合計	うちH26年度(H26.4-12計)	H26年度月間平均
宇都宮市	16	18	14	17	106	106	15.1
群馬県	9	1	3	7	36	38	5.1
前橋市	-	19	14	22	55	57	18.3
さいたま市	3	4	4	5	41	41	5.1
川崎市	4	7	8	5	45	45	6.4
千葉市	29	29	14	19	451	328	36.1
船橋市	7	8	4	5	119	83	9.1
野田市	12	6	6	5	181	80	8.6
佐倉市	46	50	36	35	881	404	43.9
柏市	17	21	12	8	182	132	14.7
香取市	6	2	4	5	51	34	3.8
世田谷区	15	25	19	31	227	228	25.2
豊島区	16	6	4	5	60	62	10.0
練馬区	22	19	19	10	113	114	14.1
葛飾区	23	25	18	14	207	208	22.9
国分寺市	13	6	9	4	102	65	7.2
神奈川県	8	10	7	10	173	130	14.4

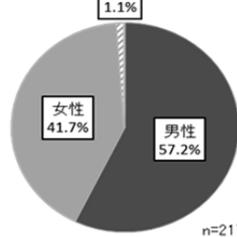
45

自治体名	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	総合計	うちH26年度 (H26.4-12計)	H26年度 月間平均
横浜市	39	37	32	26	337	264	29.3
川崎市	106	94	79	75	1053	808	89.7
相模原市	27	20	15	19	211	154	18.8
新潟県	17	17	14	7	122	111	12.3
新潟市	9	13	17	12	217	115	12.3
長岡市	13	7	17	10	185	102	11.9
上越市	15	15	4	10	154	115	12.8
富山県	11	10	5	7	55	55	9.2
水戸市	3	8	1	4	58	57	5.3
小松市	2	3	0	1	58	18	2.0
上野市	13	13	9	9	225	117	12.0
長野県	13	19	17	6	158	159	17.5
長野市	11	13	7	9	100	101	11.1
松本市	11	5	4	5	78	78	8.7
飯田市	10	12	8	12	56	97	10.7
岐阜県	37	37	26	16	572	318	34.9
各務原市	40	44	30	30	363	370	40.1
岐阜市	37	49	70	73	522	522	54.5
岐阜県	13	4	2	1	50	90	10.0
富士宮市	3	5	2	1	78	73	8.1
愛知県	4	5	4	2	45	37	4.1
名古屋市	52	35	32	22	187	127	31.2
岡崎市	50	44	52	41	556	556	52.9
長久手市	10	14	8	13	89	77	8.5
名古屋市	0	3	2	2	73	40	4.4
伊勢市	14	5	11	5	54	58	7.5
津市	1	2	2	1	13	14	1.6
大津市	34	23	21	17	227	225	24.8
野洲市	13	17	15	10	288	117	13.0
東海市	12	11	10	4	152	129	14.3
京都府	34	52	40	22	484	350	38.8
京都市	5	5	3	4	41	41	5.1
長岡京市	3	2	3	4	32	33	3.7
津丹後市	5	7	3	5	158	83	8.1
大阪市	124	205	177	173	1413	1212	133.2
堺市	21	30	13	10	154	157	22.0
豊中市	98	111	94	84	892	858	94.7
箕面市	7	8	5	8	150	74	8.2
柏原市	10	10	12	9	129	85	9.8
堺市	1	2	3	0	25	23	2.5

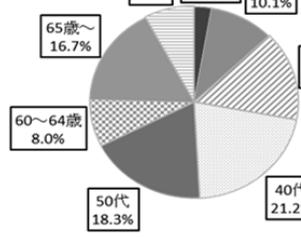
自治体名	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	総合計	うちH26年度 (H26.4-12計)	H26年度 月間平均
兵庫県	2	5	1	2	10	10	2.5
神戸市	13	6	2	1	56	39	4.3
姫路市	1	5	2	7	54	54	6.0
奈良県	10	10	6	10	78	78	11.1
奈良市	24	20	15	15	429	200	22.1
田辺市	4	0	1	3	12	12	1.7
鳥取県	7	3	5	10	99	79	8.1
鳥取市	8	4	3	5	57	47	5.0
美郷町	1	1	2	2	24	24	2.7
岡山県	21	22	15	21	285	153	18.1
岡山市	2	1	2	3	25	25	2.9
広島市	59	21	19	14	113	113	28.3
山口県	3	2	3	3	17	17	2.1
下関市	19	16	7	5	74	74	10.6
徳島県	2	13	4	3	154	53	5.9
高松市	5	5	2	1	40	40	5.7
丸亀市	15	11	9	5	184	103	11.3
今治市	2	4	2	1	35	35	3.9
八幡浜市	3	2	0	1	9	9	1.1
高知県	70	43	37	45	469	410	45.5
高知市	17	8	5	6	324	83	9.2
津和野市	3	3	0	4	22	29	3.2
土佐清水市	1	1	0	1	19	19	2.1
福岡県	36	42	40	30	357	280	31.1
北九州市	1	44	15	9	69	72	17.3
福岡市	22	32	19	15	351	219	24.2
佐賀市	28	14	10	23	228	157	17.5
長崎市	18	28	14	15	180	180	20.0
熊本県	39	29	22	18	295	204	22.7
熊本市	15	11	17	8	138	141	14.9
那珂市	3	5	1	0	154	43	4.8
大分県	15	4	0	2	145	94	10.4
大分市	35	9	9	5	153	157	19.1
臼杵市	7	9	4	5	181	77	8.5
宮崎県	3	4	4	5	37	37	4.5
宮崎市	10	4	5	2	79	79	9.1
鹿児島県	0	0	4	2	13	13	1.9
日置市	5	4	5	6	56	56	6.2
伊藤市	50	54	49	51	592	435	47.8
久米市	15	14	11	8	90	81	8.9
合計	2149	2182	1558	1557	21745	15730	-

(2) 新規相談受付状況

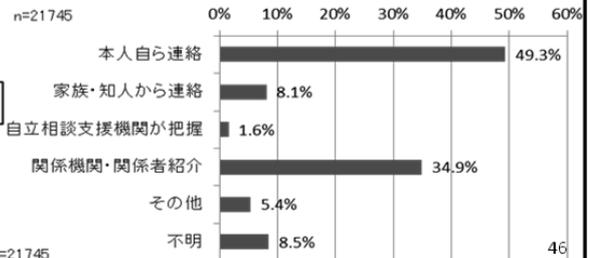
①性別



②年齢



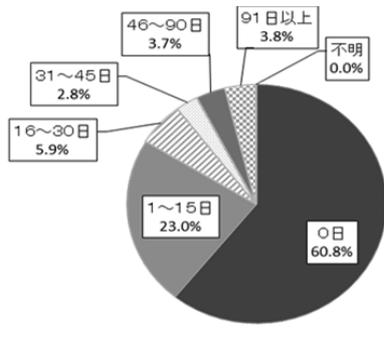
③相談経路 (複数回答)



2 スクリーニング実施状況

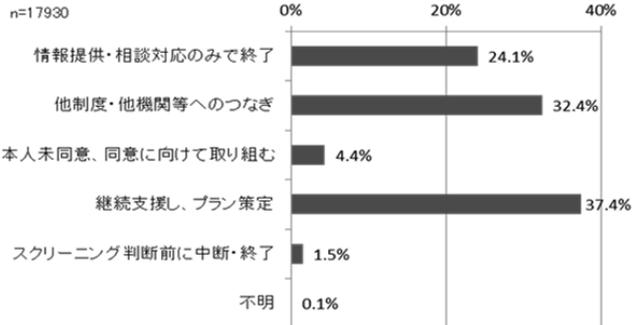
- 相談受付からスクリーニングまでの期間については、「0日」が60.8%、「1~15日」が23.0%などとなっている。
- スクリーニング結果 (同意なしを含めた場合) については、「相談支援センターが継続支援し、プラン策定する」が37.4%、「他の制度や専門機関につなぐ」が32.4%、「情報提供や相談対応のみで終了」が24.1%となっている。

(1) 相談受付からスクリーニングまでの期間分布



(2) スクリーニング結果

<自立相談支援機関の利用申込みの際の情報共有について
同意なしを含めた場合>

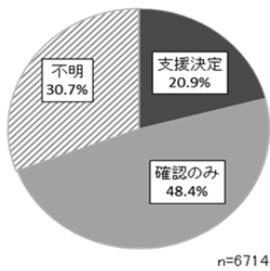


※新規相談受付の21475件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施17930件についての内訳。

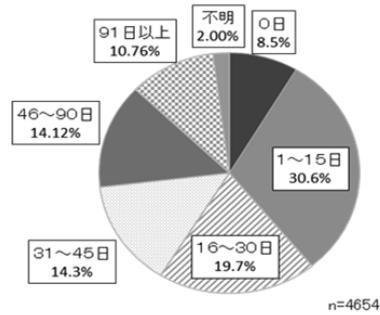
3 支援決定の状況

- スクリーニング後支援継続者に占める支援決定・確認ケースの割合は、「支援決定」が20.9%、「確認のみ」が48.4%となっている。
- 初回相談受付から初回支援調整会議開催日までの期間分布は、「1～15日」が30.6%、「16～30日」が19.7%などとなっている。また、初回相談受付から初回プラン支援決定・確認日までの期間分布は「1～15日」が28.9%、「16～30日」が20.0%などとなっている。
- 本人の状況としては、30～50代が多く、同居者がいない者が約4割、未婚者が約5割となっており、経済的困窮だけではなく、就職活動難、病気の割合が高くなっている。
- 就労状況については、求職中のケースが約5割である一方、無職（仕事は探していない）の層も約15%程度あり、離職後2年以上の者が3割程度いる。

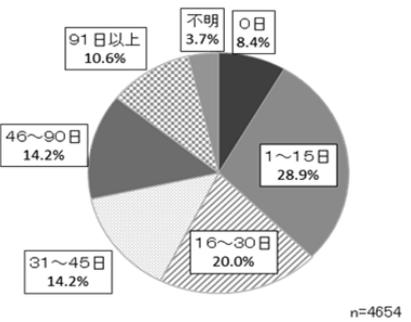
(1) スクリーニング後支援継続者に占める支援決定・確認ケースの割合



(2) 初回相談受付から初回支援調整会議開催日までの期間分布



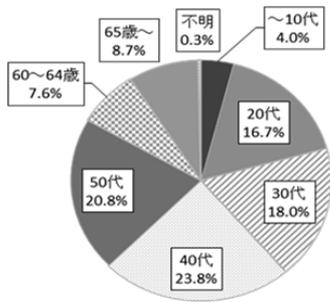
(3) 初回相談受付から初回プラン支援決定・確認日までの期間分布



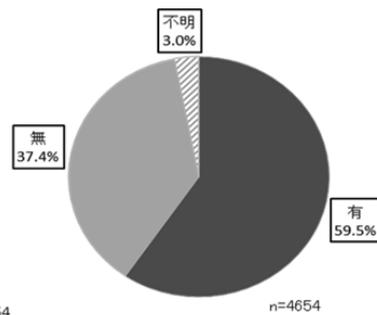
48

(4) 支援決定（初回プラン）ケースの状態像

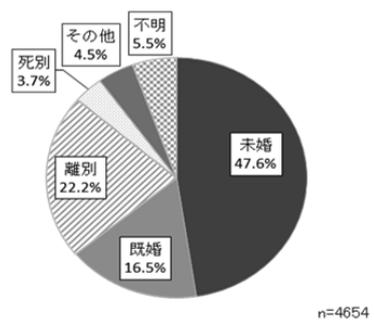
①年齢



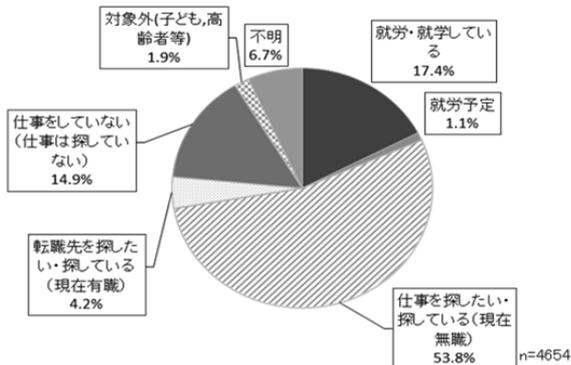
②同居者



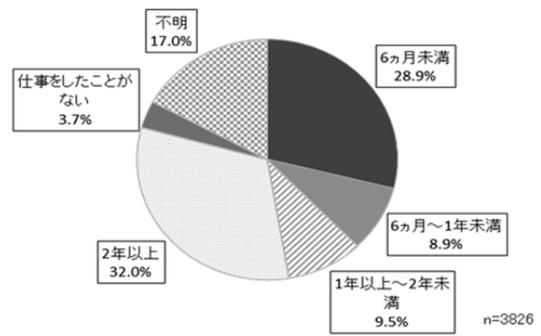
③婚姻



④就労状況

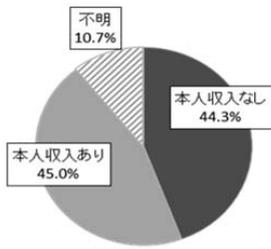


⑤直近の離職後の期間（就労中除く）

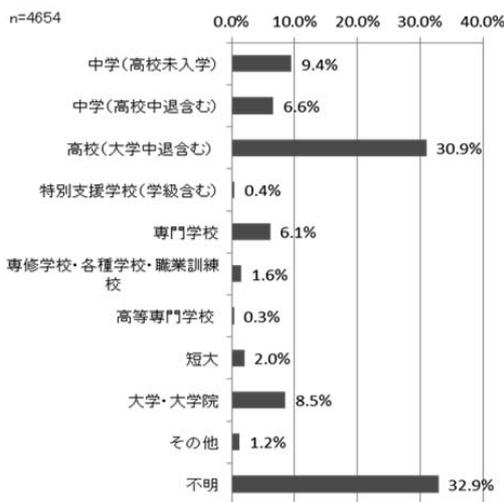


49

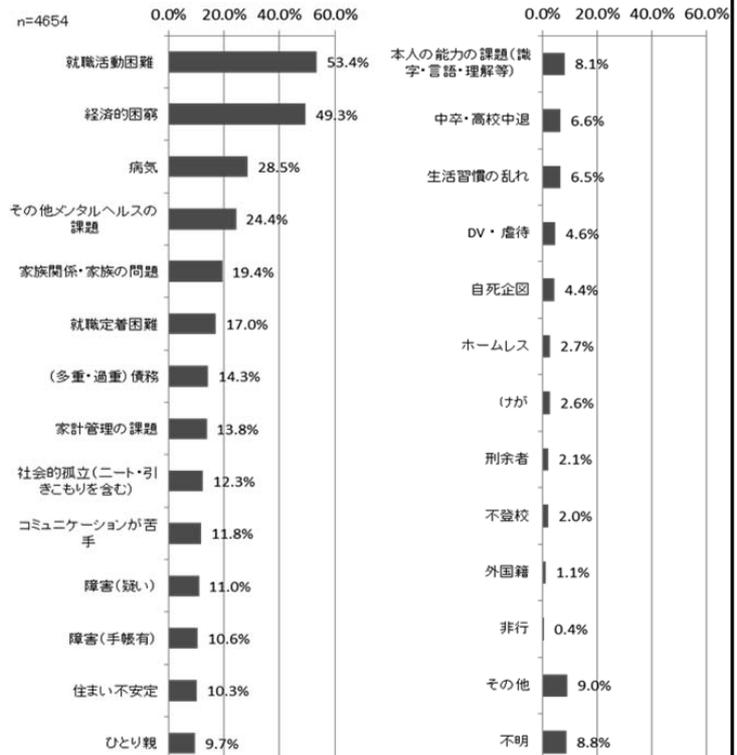
⑥生計の状況



⑦最終学歴



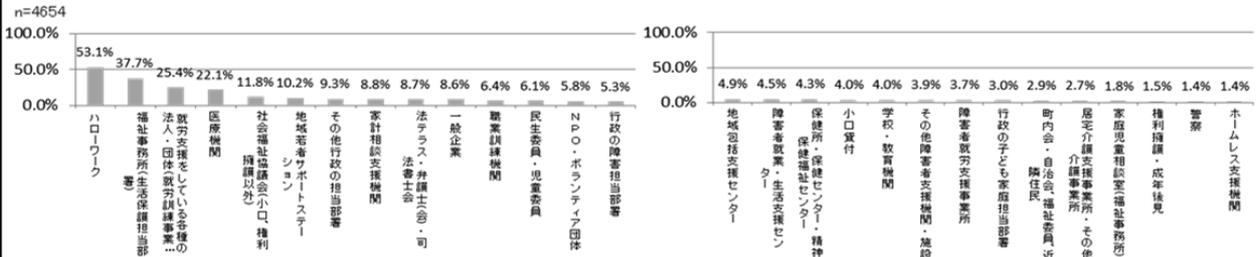
⑧本人の状況(複数回答)



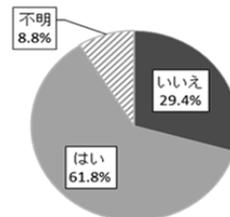
4 プランの内容

- プラン(支援計画)には福祉事務所やハローワークだけでなく、就労支援をしている各種の法人・団体や医療機関等の既存の関係機関との連携が見られ、また、NPO・ボランティア等のインフォーマルな関係者とも協働し、支援が提供されている。
- プランにおいて、一般就労を目標に掲げている割合は約6割であり、一般就労の目標有無別に変化の内容をみると、「就労開始(一般就労)」は「(一般就労を)目標にしている」で49.5%、「(一般就労を)目標にしていない」で9.7%に変化としてみられている。また、プランにおける生活支援サービス等の利用「有」の割合は、「自立相談支援事業による就労」が42.3%、次いで「就労準備支援事業」が21.8%となっている。
- 就労準備支援事業の支援期間は、「51~100日」が35.2%、次いで「151~300日」が17.0%となっている。

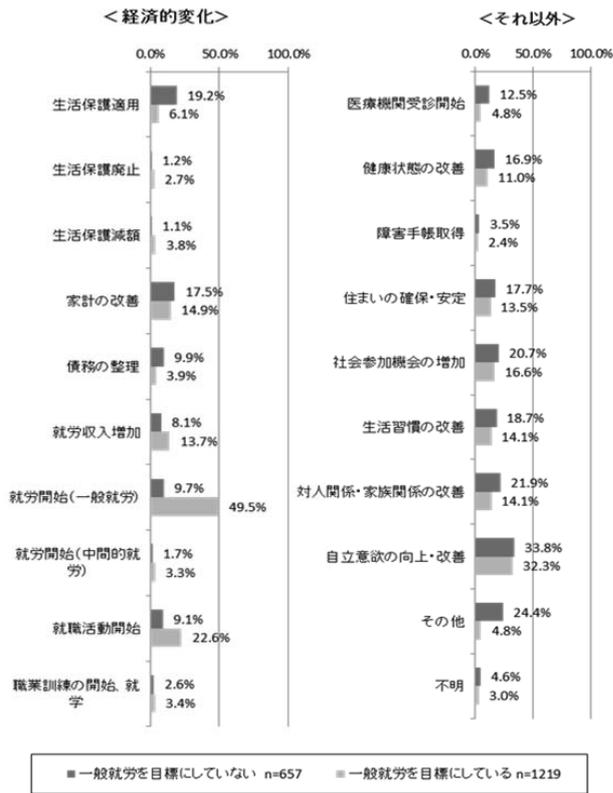
(1) プランに関わる関係機関・関係者(初回プラン)(複数回答)



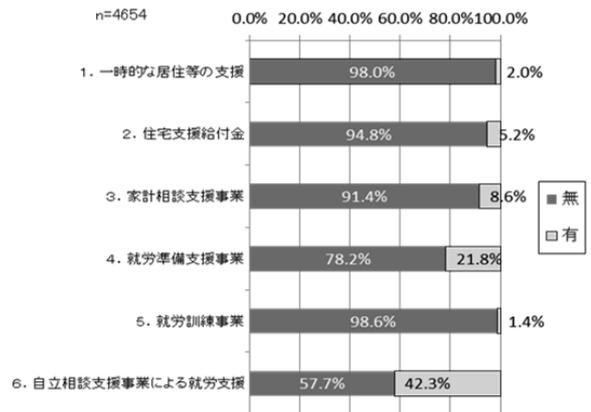
(2) プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか



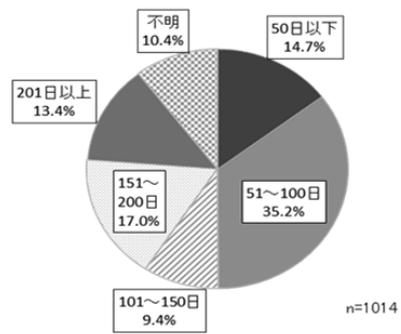
(3) プラン期間内での一般就労の目標と変化の内容



(4) プランにおける生活支援サービス等利用の状況



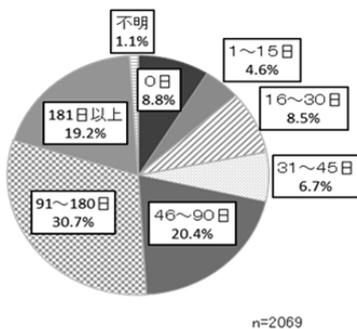
(5) 就労準備支援事業の支援期間



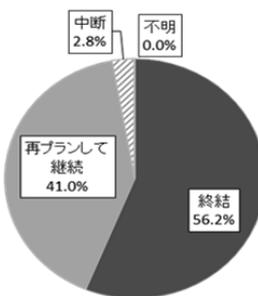
5 支援により見られた変化

- 調査期間中に評価を実施した2069件のうち、支援決定・確認から評価実施までの期間分布では「91~180日」が30.7%が最も多い。プラン評価の結果、初回プランで「終結」は56.2%、「再プランして継続」は41.0%、「終結」の場合の相談受付から評価実施「終結」までの期間は「91~180日」が最も多くなっている。
- 評価を実施したケースについては、「変化あり」が96.5%となっており、「就労開始(一般就労)」が34.5%、「自立意欲の向上・改善」が32.2%、「就職活動開始」が17.4%、「社会参加機会の増加」が17.2%などとなっている。

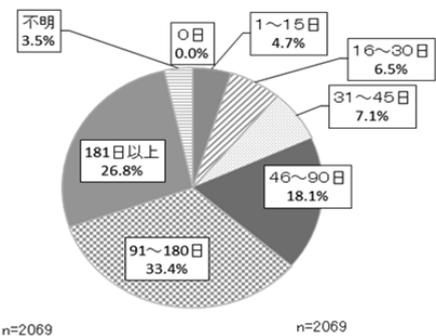
(1) 支援決定・確認から評価実施までの期間の分布 (初回プランのみ)



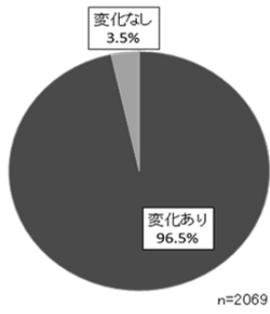
(2) プラン評価の結果 (初回プランのみ)



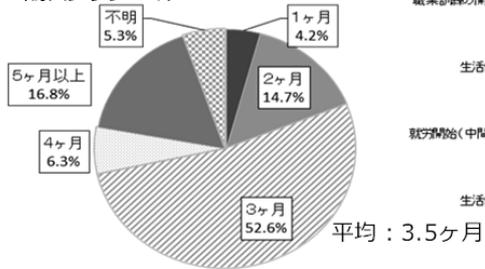
(3) 相談受付から評価実施「終結」までの期間の分布 (初回プランのみ)



(4) 変化が見られたケース数
(初回プランのみ)



(6) 住宅支援給付金利用期間
(初回プランのみ)



(5) 変化の内容 (経済的变化/それ以外) (初回プランのみ)

n=2069

